

提案1

2025-2026年定例会の上院法案417号(2026年の法令第16章)によって提案されたこの法律は、California州憲法第XVI条の規定に従い、州民に付託される。

本発議法案は、保健安全法典および軍人・退役軍人法典に条項を追加するものであり、従って、提案された新規条項は、新規である旨を示すため斜体で印刷されている。

提案された法律

第2条 保健安全法典第31部に、第16.1部(第54050条以降)を次のとおり追加する。

第16.1部2026年退役軍人・手頃な価格の住宅債券法

第1章 総則

54050. 軍人・退役軍人法典第4部第6章第5ab条(第998.750条以降)とともに、この部は「2026年退役軍人・手頃な価格の住宅債券法」として知られ、引用されることがある。

54051. この部は、2026年11月3日の州全域の総選挙において有権者により採択された場合に限り、効力を生ずるものとする。

54052. この部において「基金」とは、第54054条に基づき設置された2026年手頃な価格の住宅債券法信託基金を意味する。

第2章 2026年手頃な価格の住宅債券法 信託基金およびプログラム

54054. (a) 2026年手頃な価格の住宅債券法信託基金を、本法案により州財務省内に設置する。この部に基づき発行され、売却された債券の収入のうち、第54076条に基づき発行される借換債を除くものを同基金に預託し、この章に記載される手頃な価格の賃貸住宅および持家取得プログラムの資金として使用することが、議会の意図である。

(b) 本章に規定される目的のためにこの部に基づき発行され、売却された債券の収入は、次のとおり配分されるものとする。

(1) 51億ドル(\$5,100,000,000)を、第50661条に基づき設置された住宅改修ローン基金に預託し、第2部の第6.7章(第50675条以降)によって認可された集合住宅支援プログラムのために使用する。これらの資金を受ける各開発事業における支援対象となる住戸の少なくとも10%は、極低所得世帯にとって手頃な価格のものでなければならない。

(2) 11億5,000万ドル(\$1,150,000,000)を、第50661条に基づき設置された住宅改修ローン基金に預託し、第2部の第6.7章(第50675条以降)によって認可された集合住宅支援プログラムに基づき、第50675.14条に記載される支援付き住宅のために使用する。管理主体は、これらの資金を受ける開発事業における支援付き住宅の住

戸について、資本化された運営補助金積立金を提供するものとする。

(A) (i) この金額の15パーセントを上限として、第50675.1.3条に規定される適格事業体が、暫定住宅から恒久住宅への取得、転換または改修のための資本資産を取得するための補助金として利用できるものとし、これには、連邦規則集第24編第578.3部に定義されるホームレス、慢性的なホームレスまたはホームレスとなるリスクのある人々を対象とする分散型住宅プロジェクト、住戸について負担可能な価格での提供を義務付ける契約上の約束および制限の購入、既存住戸の改修の結果として立ち退きを余儀なくされる個人の移転費用、ならびに本セクションにより提供された資金で購入、転換または改修された住戸に対する資本化された運営補助金が含まれる。

(ii) 本副段落に記載されるいずれかの目的のために受領した資金を使用するプログラムまたはプロジェクトは、保健安全法典の第50675.1.5条および第50675.1.3条(i)項の規制合理化規定の適用を受けるものとする。

(iii) 集合住宅プログラム(第2部第6.7章(第50675条以降))のその他の要件と本項との間のいかなる矛盾も、第54077条に基づき承認されたガイドラインに定められるところに従い、本項を優先して解決するものとする。

(B) (i) この金額のうち1億5,000万ドル(\$150,000,000)は、若年者向け住宅のために使用されるものとする。

(ii) 本項において「若年者向け住宅」とは、現在または過去に里親委託を受けた若年者、ホームレスの未成年者もしくは若年者、またはホームレスとなるリスクのある若年者のための住宅を意味し、これらの者が自立した成人として生活していくために必要な技能および資源を身につけ、円滑に移行できるよう支援する住宅を含むが、これに限定されない。

(iii) 本副段落に基づき利用可能となった資金は、若年者向け住宅の開発、取得、改修または維持保存に係る資本費用にのみ使用するものとし、運営またはサービスの提供に充ててはならない。

(iv) 利用可能となってから3年以内に本副段落の目的のために債務負担されなかった資金は、第2部第6.7章(第50675条以降)によって認可された集合住宅プログラムの一般用途に振り替えられるものとする。

(3) 7億5,000万ドル(\$750,000,000)を議会が充当し、第2部第5.5章(第50606条以降)に基づき設立された、一般にポートフォリオ再投資プログラムとして知られるプログラムに充てるものとする。2036年11月3日までに本項の目的のために債務負担されなかった資金は、第2部第6.7章(第50675条以降)によって認可された集合住宅プログラムにおける一般的な用途に戻されるものとする。

(4) 2億ドル(\$200,000,000)を議会が充当し、制限のない住宅住戸の取得および改修に資金を供給するとともに、現在の居住者の立ち退きを防ぎながら、当該住宅住

戸に長期的な負担可能性の制限を付すプログラムに充てるものとする。最初の3年間に管理主体が配分しなかった資金は、管理主体が集合住宅プログラム(第2部第6.7章(第50675条以降))に利用できるようにする。

(5) 6億ドル(\$600,000,000)を、第50697.1条に基づき設立された自助住宅基金に預託するものとする。同基金の資金は、第2部第6章(第50650条以降)によって認可されたCalHomeプログラムに利用できるものとし、一戸建て住宅の分譲を含む複数の持家住宅を伴う開発プロジェクトを支援するための直接的な返済免除可能な融資、自助住宅ローン支援プログラムおよび製造住宅のために使用するものとする。これらの資金は、同プログラムの認可された目的のためにも支出することができる。2036年11月3日までに本段落の目的のために債務負担されなかった資金は、第2部第6.7章(第50675条以降)によって認可された集合住宅プログラムの一般用途に振り替えられるものとする。

(6) 5億ドル(\$500,000,000)を、第51342条に基づき設立された住宅購入支援基金に預託するものとする。政府法典の第13340条および第50697.1条にかかわらず、これらの資金は、第3部第6.8章(第51341条以降)に基づき設立された住宅購入支援プログラムの目的のために、会計年度にかかわらず、California州住宅金融局に継続的に充当されるものとする。

(7) 4億5,000万ドル(\$450,000,000)を、セクション50517.5に基づき設立されたJoe Serna, Jr. 農業従事者住宅補助金基金に預託し、農業従事者およびその家族のための住宅の建設もしくは改修、または製造住宅の取得に係る補助金もしくは融資、もしくはその両方に充てるものとし、これは、既存の労働キャンプ、移動式住宅団地その他の住宅からの農業従事者家族の現在および将来の立ち退きによる影響に対処し、その影響を是正するプログラムの一環として行うものとする。これらの資金は、同プログラムの認可された目的のためにも支出することができる。これらの資金は、第54007条に基づく技術的支援を提供するためにも使用することができる。2036年11月3日までに本段落の目的のために債務負担されなかった資金は、第2部第6.7章(第50675条以降)によって認可された集合住宅プログラムの一般用途に振り替えられるものとする。

(8) 2億ドル(\$200,000,000)を議会が充当し、部族がコミュニティを再建し再構築することを可能にする住宅および住宅関連活動に資金を提供するため、第6.4章(第50651条以降)に基づき設立された部族住宅補助金プログラムに充てるものとする。2036年11月3日までに本段落の目的のために債務負担されなかった資金は、第2部第6.7章(第50675条以降)によって認可された集合住宅プログラムの一般用途に振り替えられるものとする。

(9) 5億ドル(\$500,000,000)を、保健安全法典のセクション53559に基づき設立された2019年インフィル基盤整備補助金プログラムに充当し、インフィルとして指定された場所において、高密度の手頃な価格の住宅および所得混在型住宅を支えるインフラの新築および改修を支援するためのインフィル奨励補助金に充てるものとする。2036年11月3日までに本段落の目的のために債務負担されなかった資金は、第2部第6.7章(第50675条以降)によって認可された集合住宅プログラムの一般用途に振り替えられるものとする。

(10) 3億5,000万ドル(\$350,000,000)を、議会が新たな手頃な価格の学生住宅プロジェクトのために充当するものとする。この資金は、California大学とCalifornia州立大学との間で均等に分配されるものとする。資金提供を受ける学生住宅プロジェクトは、教育法典第17201条(f)項に規定される条件を満たさなければならない。これらのプロジェクトについて、California大学およびCalifornia州立大学は、教育法典第17201条の(i)項および(o)項に規定される説明責任および報告要件を満たすものとする。

(11) 2億ドル(\$200,000,000)を、第53545条(a)項(1)段落の副段落(F)に基づき設立された手頃な価格の住宅イノベーション基金に預託するものとする。同基金の資金は、議会による充当により、第50842.2条に基づき設立された地域住宅信託基金マッチング補助金プログラムに従い、手頃な価格の住宅を開発、所有、融資または投資する地域住宅信託基金に対する競争的補助金または融資に充てるために利用できるものとし、手頃な価格の住宅を創出または保全するための革新的でコストを削減するアプローチを実証するパイロットプログラムの創設にも使用するものとする。地域住宅信託基金は、住宅プログラムへの使用について他の制限を受けていない民間の拠出または政府の財源から継続的に調達されるものとする。これらの資金は、本プログラムの認可された目的のためにも支出することができる。利用可能となってから3年以内に本段落の目的のために債務負担されなかった資金は、住宅・地域開発局が需要の減少によりそれより早く振り替えるべきであると判断した場合を除き、第2部第6.7章(第50675条以降)によって認可された集合住宅プログラムの一般用途に振り替えられるものとする。

(12) 段落(1)から(11)までにかかわらず、ビジネス・消費者サービス・住宅庁またはその承継機関およびその管理部門は、支出が有権者および議会によって承認された目的および適格な用途と引き続き一致することを条件として、効率性を向上させ資金の配分を迅速化するため、議会による充当により、本項に基づき資金が提供されるプログラムを調整または合理化することができる。

54056. (a) 議会は、これらのプログラムの効率性および有効性を向上させる目的、またはこれらのプログラムの目標をさらに推進する目的で、本章に基づき資金が割り当てられている、または割り当てられたことのあるプログラムに関連する法律を随時改正することができる。

(b) 議会は、この州における手頃な価格の住宅の開発を効果的に促進するために必要な場合、本章に基づき資金が割り当てられるプログラムの間で、本部に基づき発行および売却された債券の収益を再配分するため、本章を改正することができる。

(c) 住宅・地域開発局または管理主体は、建設期間中、本章に基づき住宅開発プロジェクトに利用可能となった資金を交付することができる。

第3章 財政規定

54060. 第54076条に基づき発行される借換え債を除き、総額100億ドル(\$10,000,000,000)の債券、または委員会が必要と判断するその一部について、本法に定める目的を遂行し、政府法典第16724.5条に基づく一般義務債券費用回転基金を補填するため、発行および売却することをここに承認する。いずれの債券も、売却、発行および引渡しが行われた時点で、州の有効かつ拘束力のある一般債務となり、元本および利息が支払期日を迎え支払われる際のそれらの債券の元本および利息の双方の期日どおりの支払いのために、州の全面的な信用および信頼をここに担保として供するものとする。

54062. 本法により承認された債券は、州一般義務債券法(政府法典第2編第4部第3部第4章(第16720条以降))に定めるところに従い、政府法典第16727(a)条項および(b)項を除き、準備、署名、発行、売却、支払い、償却および償還されるものとし、随時改正される同法のすべての規定は、第54078条に定める場合を除き、当該債券および本法に適用され、本法にその全文が記載されているものとして、ここに本法に組み込まれるものとする。

54064. (a) 州一般義務債券法に基づき本法により承認された債券の発行および売却を承認することのみを目的として、第53524条により設置された住宅金融委員会は存続するものとする。本法の目的上、住宅金融委員会を、州一般義務債券法において使用される用語における「委員会」とする。

(b) 本法および州一般義務債券法で使用される「理事会」への言及は、住宅開発金融委員会を意味するものとする。この権限は、住宅・地域開発局またはCalifornia州住宅金融局が管理するプログラムについて、これらの機関に委任することができる。住宅・地域開発局は同局が管理するプログラムについて「理事会」に指定され、California州住宅金融局は同庁が管理するプログラムについて「理事会」に指定される。

54066. 本法の目的のために資金が必要である旨を記載した理事会からの要請を受けて、委員会は、債券を発行および売却することが必要または望ましいか否か、必要または望ましい場合には発行および売却する債券の額を、決議により決定するものとする。それらの措置を段階的に実行するために、連続した債券発行を承認し、販売することができ、発行が承認されたすべての債券が一度に販売される必要はない。債券には、連邦所得税の課税対象となる利息を付すことができる。

54068. 州の通常の歳入に加えて、他の州歳入が徴収されるのと同じ方法および同じ時期に、毎年、債券の元本および利息を支払うために必要な額が徴収されるものとする。州歳入の徴収に関して法律により何らかの義務を課されているすべての職員は、その追加額を徴収するために必要なあらゆる行為を行い、遂行する義務を負う。

54070. 政府法典第13340条にかかわらず、本法の目的のため、州財務省の一般基金から、以下の両方の合計額に相当する金額がここに継続的に充当される。

(a) 本法に基づき発行および売却された債券の元本および利息が支払期日を迎え支払われる際に、その元本および利息を支払うために毎年必要となる額。

(b) 会計年度にかかわらず充当される、第54074条を遂行するために必要な額。

54072. 理事会は、本法の目的のため、政府法典第16312条に従い、プール資金投資委員会に対し、プール資金投資口座から融資を行うよう要請することができる。要請額は、第54076条に基づき承認された借換え債を除き、委員会が決議により売却を承認した未売却債券の額から、本条項に基づき融資されまだ返済されていない額、および第54074条に基づき一般基金から引き出されまだ一般基金に返還されていない額を差し引いた額を超えてはならない。理事会は、融資を受け、返済するためにプール資金投資委員会が要求する書類を作成するものとする。融資された額は、本法に従って配分される基金に預託されるものとする。

54074. 本法を遂行する目的で、財務局長は、第54076条に基づき承認された借換え債を除き、委員会が決議により売却を承認した未売却債券の額から、第54072条に基づき融資されまだ返済されていない額、および本条項に基づき一般基金から引き出されまだ一般基金に返還されていない額を差し引いた額を超えない額について、一般基金からの引出しを承認することができる。引き出された額は、本法に従って配分される基金に預託されるものとする。本条項に基づき利用可能とされた資金は、本来であれば同基金に預託される債券の売却により受領した資金から、それらの額がプール資金投資口座で得たであろう利息を加えて、一般基金に返還されるものとする。

54076. 本法に基づき発行および売却された債券は、政府法典第2編第4部第3部第4章第6節(第16780条以降)に従って借り換えることができる。本法に記載される債券の売却および発行についての有権者による承認には、本法に基づき発行された債券を借り換えるために発行される債券の売却および発行についての承認が含まれ、これにはそれ以前に発行された借換え債も含まれる。本セクションにより承認された借換え債の収益によって借り換えられた債券は、当該借り換えられた債券を承認する、随時改正される決議に定められた方法および範囲において、法律で認められる範囲で法的に債務を消滅させることができる。

54076.5. 債券の収益は、2026年退役軍人・手頃な価格の住宅債券法によって発行が承認された債券の元本額(第54076条に基づき発行された借換え債を除く)を超えない額について、2026年退役軍人・手頃な価格の住宅債券法に基づき承認され、2026年11月3日以降に支払われたプロジェクトまたはプログラムの費用(プロジェクトまたはプログラムの費用に充てることができる特定の州の省庁または機関の資金を含む)の支払いに使用された、法律上利用可能なあらゆる財源を補填するために使用されることが予定され、また使用することができる。ただし、債券の収益から補填される費用は、当該先行債務が債券の収益によって償還される場合を除き、他の債務の収益から支払われていてはならない。

54077. 第54054条に詳述された資金を実施するため、管理主体は、その資金調達プログラムの管理に関する要件を定めるガイドラインを採択することができる。同ガイドラインは、政府法典第2編第3部第1部第3.5章(第11340条以降)の適用を受けない。

54078. 州一般義務債券法のいかなる規定にもかかわらず、本法により承認された債券の償還期限は、債券の発行日から35年を超えてはならない。

54080. 本法により承認された債券の売却による収益は、California州憲法第XIII条Bで使用される「税收」という用語に該当するものではなく、これらの収益の支出は同条により課される制限の対象とならない。

54082. 政府法典第2編第4部第2部第3章第4条(第16470条以降)に基づく投資の対象となる、本法により承認された債券の売却による収益に関する州一般義務債券法のいかなる規定にもかかわらず、財務官は、投資収益のために別個の口座を維持することができる。

54083. 本法または州一般義務債券法のその他のいかなる規定にもかかわらず、財務官が本章に基づき、当該債券の利息が指定された条件の下で連邦税務上の総所得から除外される、またはその他の連邦税上の優遇措置を受ける資格がある旨の債券法律顧問の意見書を含む債券を売却する場合、財務官は、債券収益の投資の

ため、および当該収益から生じる収益ならびにその収益の投資のために、別個の口座を維持することができる。財務官は、当該債券の非課税の地位を維持し、かつ本州の基金のために連邦法に基づくその他の利益を得るため、連邦法に基づき要求される還付金、制裁金、またはその他の支払いを行うために、当該投資収益を使用し、またはその使用を指示することができ、あるいは、当該債券収益の投資および使用に関して連邦法に基づき要求される、または望ましいその他の措置を講じることができる。

54084. (a) (b)項に従うことを条件として、本法に基づき売却された債券のプレミアムおよび経過利息から得られるすべての資金は、債券利息の支出に対する貸方として一般基金に振り替えられるものとする。

(b) プレミアムから得られる金額は、一般基金への振替え前に、債券発行費用の支払いのために留保し、使用することができる。

第4章 説明責任

54088. 管理主体は、保健安全法典第50408条に従い、本債券から生じる投資に関する詳細な情報を年次報告書において公表するものとする。

第3条. 軍人・退役軍人法典第4部第6章に、第5ab節(第998.750条以降)を追加し、次のとおりとする。

第5ab条 2026年退役軍人・手頃な価格の住宅債券法

998.750. 保健安全法典第31編第16.1部(第54050条以降)と併せ、本条は「2026年退役軍人・手頃な価格の住宅債券法」として知られ、またその名称で引用することができるものとする。

998.751. (a) (1) 随時改正される可能性のある州一般義務債券法(政府法典第2編第4部第3部第4章(第16720条以降))は、本条によって発行が承認された債券の準備、執行、発行、販売、償還、消却および返済、ならびにその他これらに関する規定を定める目的で採用され、同法の規定は、以下の両方を除き、あたかも本条に全文が記載されているかのように、本条に含まれるものとする。

(A) 州一般義務債券法第16727条(a)項および(b)項ならびに第16755条の(a)項は、適用されないものとする。

(B) 州一般義務債券法第16753条(c)項の段落(1)は、全文を以下のとおり置き換えるものとする。「財務官は、競争売却における落札者または相対売却における引受人に対し、当該入札者が落札者となった債券または引受人が提案を提出する債券の元本額の少なくとも1パーセントの2分の1に相当する誠実保証金を提供することを要求するものとする。誠実保証金は、該当する場合、債券の競争売却または相対売却の少なくとも1日前

に財務官が合理的に決定する金額とする。財務官は、保証金の形式を指定するものとし、その形式は、銀行小切手、保証債券、資金の電信送金、またはこれらの組み合わせとすることができる。保証金には利息を付さないものとする」

(2) 本条項における「本条において」という用語へのすべての言及は、本条項および本条項に組み込まれた同法の双方を指すものとする。

(b) 州一般義務債券法の目的上、退役軍人省を「理事会」に指定する。

998.752. 本条項において使用される場合、以下の用語はそれぞれ以下の意味を有する。

(a) 「理事会」とは、退役軍人省を意味する。

(b) 「債券」とは、本条に基づき、本条において規定される州一般義務債券法の規定を採用して発行される、州一般義務債券である退役軍人債券を意味する。

(c) 「債券法」とは、州一般義務債券の発行を承認し、参照により州一般義務債券法を採用する本条を意味する。

(d) 「委員会」とは、第991条によって設立された1943年退役軍人財務委員会を意味する。

(e) 「基金」とは、第988条によって設立された1943年退役軍人農場・住宅建設基金を意味する。

(f) 「支払基金」とは、第988.6条によって設立された退役軍人債券支払基金を意味する。

998.753. 1974年退役軍人農場・住宅購入法(第3.1条(第987.50条以降))ならびにその改正法および補足法のすべてに従って、退役軍人に農場および住宅の援助を提供するための基金を創設する目的で、委員会は、本条項に定める方法により、第998.762条に従って発行される借換え債の額を含めず、総額12億5,000万ドル(\$1,250,000,000)を超えない範囲で、California州の債務または債務負担を生じさせることができる。

998.754. (a) 本条によって承認されたすべての債券は、販売、発行および引渡しが行われた時点で、California州の有効かつ法的に拘束力のある一般義務となるものとし、また、元本および利息が支払期日を迎えて支払われる際に、債券の元本および利息の双方を期日どおりに支払うため、California州の全面的な信用がここに誓約されるものとする。

(b) 州の通常の歳入に加えて、他の州歳入が徴収されるのと同じの方法および同一の時期に、毎年、その年に支払期日を迎えて支払われるべきこれらの債券の元本および利息を支払うために必要な金額が徴収されるものとする。州歳入の徴収に関して法律により何らかの義務を課されているすべての職員は、その追加額を徴収するために必要なあらゆる行為を行い、遂行する義務を負う。

(c) 各会計年度における債券の債務返済額の支払いのために政府法典第16676条に従って資金が送金される期日に、その時点で支払期日が到来して支払われるべき債務返済額を超えない範囲で、基金内のすべての資金

が、債務返済額を支払うために支払基金に振り替えられるものとする。送金日に振り替えられた資金が、その時点で支払期日が到来して支払われるべき債務返済額を下回る場合、未払いの残額は、利用可能となり次第、基金から一般基金に振り替えられるものとし、これには、送金日から支払われるまでの期間について、債券に付される利率と同一の利率による半年複利の利息を加えるものとする。法律の他のいかなる反対の規定にもかかわらず、本項は、本章に基づくすべての退役軍人農場・住宅購入債券法に適用されるものとする。本項は、本条に基づき発行された債券の保有者に対し、基金、支払基金またはそれらの基金内の資金について、いかなる先取特権も付与するものではない。本項の目的上、「債務返済」とは、いずれかの一連の債券についていずれかの日に支払われるべき元本(満期、償還または期限の利益の喪失によるものかを問わない)、ある場合はプレミアムまたは利息を意味する。ただし、本項は、借換え債の収益から支払われる債務返済については適用されないものとする。

998.755. 政府法典第13340条にかかわらず、本条の目的のために、会計年度にかかわらず、州財務省の一般基金から、以下の双方の合計額に相当する金額の資金がここに継続的に充当される。

(a) 本条に定めるところに従って発行および販売された債券の元本および利息が支払期日を迎えて支払われる際に、その元本および利息を支払うために毎年必要となる金額。

(b) 第998.756条を遂行するために必要となる金額。

998.756. 本条の目的のために、財務局長は、第998.762条に従って承認された借換え債を除き、委員会が本条に基づき販売を承認した未販売債券の額から、第998.757条に基づき融資されてまだ返済されていない金額および本条に基づき引き出されてまだ一般基金に返還されていない金額を差し引いた額を超えない金額について、一般基金からの引出しを承認することができる。引き出された金額は、基金に預け入れられるものとする。本条に基づき理事会に利用可能となった資金は、本条を遂行する目的で販売された債券の売却代金から、当該金額がプール資金投資口座において得たであろう利息を加えた額とともに、理事会によって一般基金に返還されるものとする。

998.757. 理事会は、本条を遂行する目的で、政府法典第16312条に従い、プール資金投資委員会に対し、プール資金投資口座から融資を行うよう要請することができる。ただし、第998.756条に基づき引き出され、まだ一般基金に返還されていない金額を差し引くものとする。要請額は、第998.762条に基づき承認された借換え債を除き、本条を遂行する目的で委員会が決議により販売を承認した未販売債券の額から、本セクションに基づき融資されてまだ返済されていない金額および第998.756条に基づき引き出されてまだ一般基金に返還されていない金額を差し引いた額を超えてはならない。理事会は、融資を受け、かつ返済するためにプール資金投資委員会が要求する必要な書類を作成するものとする。融資

された金額は、本条に従って理事会が配分するため、基金に預け入れられるものとする。

998.758. 州知事によって承認された理事会の計画およびプロジェクトに関する説明書に裏付けられた理事会からの要請に基づき、委員会は、理事会の計画およびプロジェクトを遂行するために本条に基づき承認された債券を発行することが必要または望ましいか否か、また、必要または望ましい場合には、発行および販売する債券の額を、決議によって決定するものとする。これらの計画およびプロジェクトを段階的に遂行するために、債券を複数回に分けて発行することを承認し、販売することができ、すべての債券を一度に発行または販売する必要はない。

998.759. (a) 本条に従って承認された債券が未償還である限り、退役軍人省長官は、各会計年度の終了時に、農場・住宅購入部の財務状況について、同部の事業の見通しと併せて、社会的に認められた評価を有する独立公認会計士に調査を実施させるものとする。各調査および見通しの結果は、公認会計士から、退役軍人省長官、California州退役軍人委員会、上院および下院において退役軍人問題を所管する適切な政策委員会、ならびに委員会に書面で報告されるものとする。

(b) 農場・住宅購入部は、財務官に預け入れられている同部が利用可能な資金から、これらの業務に対する報酬を公認会計士に支払うものとする。

998.760. (a) 財務官は、第998.758条に従い委員会が必要かつ望ましいと決定した額の、本条によって承認された債券を発行および販売するものとする。債券は、政府法典第16731条に準拠して委員会が採択する決議に準拠して、指定された条件および条項に従って発行および販売されるものとする。

(b) 委員会が債券を効果的に販売するために必要と認める場合にはいつでも、政府法典第16754条にかかわらず、委員会は、債券のいずれかの発行分をその額面価格未満で販売することを財務官に承認することができる。ただし、債券の割引額は、その額面価格の3パーセントを超えてはならない。

998.761. 本条に定めるところに従い債券の販売によって得られた最初の資金から、政府法典第16724.5条に基づき設立された一般義務債券費用回転基金に、同セクションに規定された目的のために行われたすべての支出の額が再預託されるものとし、追加の債券販売が行われる場合にはいつでも、当該資金を同じ目的のために使用し、同じ方法で返済することができる。本条に基づき販売された債券のプレミアムおよび経過利息から得られて基金に預け入れられたすべての資金は、基金に留保され、債券利息の支出に対する貸方として一般

基金に振り替えるために利用できるものとする。ただし、プレミアムから得られた金額については、一般基金への振替えに先立ち、債券発行費用の支払いのために留保し、使用することができる。

998.762. 本条に基づき発行および販売された債券は、政府法典第2編第4部第3部第4章第6条(第16780条以降)に従って借り換えることができる。本条に基づく債券の発行についての有権者による承認には、当初本条に基づき発行された債券または過去に発行された借換え債を借り換えるために発行される債券の発行についての承認が含まれる。本条により承認された借換え債の収益によって借り換えられた債券は、当該借り換えられた債券を承認する、随時改正される決議に定められた方法および範囲において、法律で認められる範囲で法的に債務を消滅させることができる。

998.763. 州一般義務債券法または本条のいかなる規定にもかかわらず、財務官が本条に基づき債券を販売し、当該債券について、債券法律顧問が、指定される可能性のある条件に従うことを条件として、当該債券の利息が連邦所得税上の総所得から除外される、またはその他の連邦税制上の優遇措置を受ける資格がある旨の意見を発行した場合、財務官は、債券収益の投資および当該収益から得られる収益のために別個の口座を維持することができる。また、債券の非課税資格を維持し、またはこの州の基金を代表して連邦法に基づくその他の優遇措置を得るために必要または望ましい、連邦法に基づき要求または許可される債券収益の投資および使用に関する措置として、連邦法により要求される還付金、制裁金、またはその他の支払いを行うために、当該収益またはそれから得られる収益を使用し、またはその使用を指示し、その他の措置を講じることができる。

998.764. 本条項によって承認された債券の販売による収益は、California州憲法第XIII条Bにおいて使用される「税收」という用語に該当するものではなく、これらの収益の交付は第XIII条Bによって課される制限の対象とならない。本条によって発行が承認された債券の元本額(第998.762条に基づき発行される借換え債を除く)を超えない額の債券の「意図表明」収益は、本条に基づき承認され、2026年11月3日以降に支払われたプロジェクトまたはプログラムの費用(当該プロジェクトまたはプログラムの費用に充てることができる特定の州の省庁または機関の資金を含む)を支払うために使用された、法律上利用可能なあらゆる財源を補填するために使用されることが予定されており、また使用することができる。ただし、債券の収益から補填される費用は、その先行する債務が債券の収益によって償還される場合を除き、その他のいかなる債務の収益からも支払われてはならない。

提案2

2025～2026年定例会の下院憲法修正案第20号(2026年の法令決議第130章)によって提案されたこの修正案は、California州憲法の条項を改正することにより、同憲法を明示的に改正するものである。したがって、削除が提案されている既存の規定は取り消し線で、追加が提案されている新たな規定は、それが新たなものであることを示すために斜体で印刷される。

第XVI条に対する改正案

第一 (a) 本施策は、「California州の未来のための貯蓄法」として知られ、またその名称で引用されるものとする。

(b) 議会は、以下のすべてを認定し、宣言する。

(1) California州の家族は、責任ある財務計画には、予期せぬ困難や景気後退に備えて、好況時に貯蓄を取り分けておくことが必要であると理解している。California州も同じ常識的な原則に従うべきである。

(2) California州の住民は、政府が責任を持って、慎重に、かつ将来世代を見据えて公共財政を管理することを求めている。十分な準備金を維持することにより、不可欠な公共サービスを最も必要とされるときにも提供し続けることができる。

(3) California州の経済は世界最大かつ最もダイナミックな経済のひとつであるが、同時に、景気循環、歳入の変動、自然災害、公衆衛生上の緊急事態、および州予算に大きな負担をかける可能性のあるその他の予期せぬ事態の影響も受ける。

(4) 景気後退時に州の歳入が減少すると、準備金が多分であることにより、California州の家族、学生、高齢者、退役軍人、労働者、および企業が依存する不可欠なプログラムやサービスを混乱させる困難な選択を余儀なくされる可能性がある。

(5) 経済成長の期間中に十分な予算準備金を構築し、維持することは、California州の住民を不可欠なサービスの突然の削減から守るのに役立ち、財政的な困難の期間中に抜本的な是正措置を講じる必要性を軽減する。

(6) 健全な財務計画には、次の会計年度を超えて見据え、将来の課題が生じる前にそれに備えることが求められる。家族が緊急事態や予期せぬ支出に備えて貯蓄するのと同様に、California州も困難な時期に学校、公共の安全、および不可欠なサービスを守るために、好況時に貯蓄すべきである。

(7) 堅牢な準備金政策は、財政の安定を促進し、州政府に対する国民の信頼を高め、長期的な経済成長を支え、緊急事態や景気後退に効果的に対応するCalifornia州の能力を維持する上で役に立つ。

(8) 提案98は、学校に対する最低資金水準を確保するため、1988年に有権者によって制定された。本法のいかなる規定も、第XVI条第8条に基づく最低保証の算定または資金調達を変更することを意図するものではない。

(c) したがって、California州の予算準備金を充実させ、州が将来の経済的課題によりよく備えられるようにすることにより、責任ある予算編成、長期的な財務計画、および慎重な貯蓄に対する州の取組を強化することが、議会の意図である。準備金の強化は、Californiaの未来および将来世代への投資である。

第二 同第XVI条第20条を次のように改正する。

第20条. (a) (1) (A) 本条により、予算安定化基金を一般基金内に創設する。

(B) 本副段落を追加する施策の発効日前に、本項(a)の段落(2)ならびに(c)項および(d)項に基づき予算安定化基金に預け入れられた残高は、同基金に残るものとし、その後は、本副段落を追加する施策によって改正された本憲法の規定に従い、移転、引き出し、または調整されるものとする。

(2) 2015～16年度と2027～28年度およびその後の各会計年度について、当該会計年度の予算法に基づき、会計検査官は、10月1日までに、一般基金から予算安定化基金へ、当該会計年度の一般基金歳入の推定額の1.5パーセントに相当する金額を移転するものとする。

(b) (1) 2015～16年度と2027～28 およびその後の各会計年度について、当該会計年度の予算法に基づき、財務局は、以下のすべての情報を議会に提供するものとする。

(A) 当該会計年度について第XIII条Bに基づき充当される可能性のある一般基金の税収の額の推定値。

(B) (i) 副段落(A)で特定された一般基金の税収のうち、純資本利得に対して支払われた個人所得税に由来する部分の推定値。

(ii) 以下の合計額:

(iii) (I) 副段落(A)に基づいて作成された推定値の8パーセントを超え、10パーセントを超えない範囲にある、(i)号の推定値の部分。

(II) 副段落(A)に基づいて作成された推定値の10パーセントを超える、(i)号の推定値の部分の150パーセント。

(C) 副段落(B)の(ii)号に基づいて計算された金額がある場合、その金額を一般基金の税収として含めることから生じる、第8条に基づく州の資金調達義務の部分。

(D) (c)項段落(1)副段落(B)の(ii)号または段落(2)の副段落(C)に記載されている充当のうち、本段落の副段落(B)の(ii)号に記載された歳出予算の額。

(E) 副段落(B)の(ii)号に基づいて計算された額から、副段落(C)および(D)に基づいて計算された額の合計を差し引いた結果得られる額。ゼロ未満の場合、この目的において、その額はゼロとみなされるものとする。

(F) 副段落(E)に基づいて計算された額または予算安定化勘定の残高が(e)項に定める上限に達することとなる移転額のうち、いずれか少ない方の額。

(2) 2016～17年度と2027～28年度においては、2015～16年度と2026～27年度についてのみ、また、2017～18年度と2028～29年度およびその後の各会計年度においては、直前の2会計年度のそれぞれについて個別に、財務局は、当該会計年度に用いられた方法と同一の方法を用いて、以下のすべてを計算し、その計算結果を議会に提供するものとする。

(A) 第XIII条Bに基づき充当される可能性のある一般基金の税収の額の更新された推定値。

(B) (i) 副段落(A)で特定された一般基金の税収のうち、純資本利得に対して支払われた個人所得税に由来する部分の更新された推定値。

(ii) 以下の合計額：

(i) 副段落(A)に基づいて作成された推定値の8パーセントを超え、10パーセントを超えない範囲にある、(i)号の更新された推定値の部分。

(ii) 副段落(A)に基づいて作成された推定値の10パーセントを超え、(i)号の推定値の部分の150パーセント。

(C) 副段落(B)の(ii)号に基づいて計算および更新された金額がある場合、その金額を一般基金の税収として含めることから生じる、第8条に基づく州の資金調達義務の部分。

(D) (c)項の段落(1)副段落(B)の(ii)号または段落(2)副段落(C)に記載されている充当のうち、段落(1)副段落(B)の(ii)号に記載された歳出予算の額。

(E) 副段落(B)の(ii)号に基づいて計算された額から、副段落(C)および(D)に基づいて計算された額の合計を差し引いた結果得られる額。ゼロ未満の場合、この目的において、その額はゼロとみなされるものとする。

(F) (c)項および(d)項に基づき、当該会計年度について、会計検査官が一般基金から予算安定化勘定へ以前に移転した額。

(G) (i) 副段落(E)に基づいて計算された額から、当該会計年度について議会が以前に承認した、第22条(a)項の段落(1)に基づく移転の停止または削減の額、および副段落(F)に記載された、会計検査官が当該会計年度について以前に移転した額を差し引いた結果得られる、ゼロ以上の額、または (ii) 予算安定化勘定の残高が(e)項に定める上限に達することとなる移転額のうち、いずれか少ない方の額。

(c) (1) (A) 2015～16年度と2027～28年度から2029～30年度と2039～40年度まで、両年度を含む各会計年度の10月1日までに、(h)項の段落(2)および(3)に従って年間予算法に記載された推定値、ならびに(a)項の段落(2)で特定された合計額に基づき、会計検査官は、財務局長が定める日程に従い、副段落(B)に定めたとおり、一般基金および予算安定化勘定から額を移転するものとする。

(B) 本節の他のいかなる規定にもかかわらず、副段落(A)で特定された予算法が適用される会計年度においては、以下のとおりとする。

(i) (a)項の段落(2)で特定された額、および(b)項の段落(1)副段落(B)の(ii)号に基づいて計算された額から、(b)項の段落(1)副段落(C)に基づいて計算された額を差し引いた額の、それぞれ50パーセントを、一般基金から予算安定化勘定へ移転するものとする。

(ii) 残りの50パーセントは、以下の義務および目的のうちひとつまたは複数のために、議会が充当するものとする。

(I) 2014年7月1日時点で存在していた、第8条に基づく未積立の前会計年度の一般基金の債務。

(II) 2014年1月1日時点で未償還残高を有していた、一般基金外の基金から一般基金への予算上の貸付け、ならびに、医療提供者暫定支払基金への貸付けに係る費用の予定より早い認識、および教育法典第41206.04条(c)項の段落(1)に記載された費用の予定より早い認識。

(III) 2004～05年度より前に発生し、まだ支払われておらず、かつ第XIII条B第6条(b)項の段落(2)に基づき、法律で定めるところに従って数年間にわたり支払うことが認められている、義務付けられた費用に関する支払可能な請求。

(IV) 州レベルの年金制度に係る未積立債務、および資金が予算安定化勘定に移転されることになる会計年度について定められた現在の基準額を超える、その他の退職後給付の事前積立。本項の目的において、現在の基準額とは、法律、承認された覚書、団体交渉から除外または免除された従業員についてその拠出額を定める権限を有する雇用主または事業体が定めた給付スケジュール、またはこれらのいずれかの組み合わせに基づいて支払うことが求められる額をいう。本項に基づく要件を満たすためには、当該充当は、当該会計年度またはその翌会計年度において本項に記載された債務の支払いに充てられるはずの資金に取って代わるものではなく、それを補完するものでなければならない。

(V) 失業基金に対して行われた連邦政府の貸付け。

(iii) (ii)号に基づき充当された額が、(ii)号に記載された義務および目的の総額を超える場合、その残額は予算安定化勘定に移転するものとするが、ただし、そのような移転はいずれも(e)項の制限に従うものとする。

(2) (A) 2030～31年度と2040～41年度およびその後の各会計年度の10月1日までに、(h)項の段落(2)および(3)に従って年間予算法に記載された推定値に基づき、会計検査官は、財務局長が定める日程に従い、副段落(B)に定めるとおり、一般基金から予算安定化勘定へ額を移転するものとする。

(B) 副段落(A)で特定された予算法が適用される会計年度においては、(a)項の段落(2)で特定された額、および(b)項の段落(1)副段落(B)の(ii)号に基づいて計算された額から、(b)項の段落(1)副段落(C)に基づいて計算された額を差し引いた額を、一般基金から予算安定化勘定へ移転するものとする。

(C) 本条の他のいかなる規定にもかかわらず、議会は、(a)項の段落(2)で特定された額、および(b)項の段落(1)副段落(B)の(ii)号に基づいて計算された額から、(b)項の段落(1)副段落(C)に基づいて計算された額を差し引いた額の、それぞれ最大50パーセントを、段落(1)副段落(B)の(ii)号に記載されたひとつまたは複数の義務および目的のために充当することができる。

(3) 本項に記載された移転は、第22条(a)項の段落(1)に基づく停止または削減の対象となる。

(d) 2016～17年度と2027～28年度およびその後の各会計年度の10月1日までに、(h)項の段落(4)および(5)に従って年間予算法に記載された推定値に基づき、会計検査官は、財務局長が定める日程に従い、以下のとおり、一般基金と予算安定化勘定との間で額を移転するものとする。

(1) (b)項の段落(2)副段落(G)の額がゼロを超える場合、第22条(a)項の段落(1)に基づく当該移転の停止または削減の対象として、その額を一般基金から予算安定化勘定へ移転する。

(2) (b)項の段落(2)副段落(F)に記載された額が、(b)項の段落(2)副段落(E)に基づいて計算された額を超える場合、その超過額を予算安定化勘定から一般基金に戻すものとする。

(e) 本条の他のいかなる規定にもかかわらず、任意の会計年度について(a)項の段落(2)ならびに(c)項および(d)項に基づく予算安定化勘定への移転額は、移転が行われた時点における当該勘定の残高が(b)項に従って推定された当該会計年度の一般基金の税収の額の10-20パーセントを超えてはならない。任意の会計年度について、本段落がなければ予算安定化勘定に移転されていた

はずの一般基金の税収は、2014年1月1日時点の政府法典第13101条に定めるインフラ(これに係る先送りされた維持管理を含む)のためにのみ支出することができる。

(f) (b)項において一般基金の税収として記載された資金は、当該収益が帰属する会計年度については、第8条の目的における一般基金の税収であるが、その後、当該資金が予算安定化勘定から一般基金へ移転されたことを理由として、追加の一般基金の税収とはみなされないものとする。

(g) 会計検査官は、本節の目的のために現時点では必要ないと判断する予算安定化勘定の資金を、一般基金の日々の資金繰りの需要の管理を支援するために利用することができる。本項に基づくいかなる利用も、予算安定化勘定の目的を妨げてはならない。

(h) 年間予算法には、以下のすべてに記載された推定値を含めるものとする。

(1) (a)項の段落(2)

(2) (b)項の段落(1)副段落(B)の(ii)号

(3) (b)項の段落(1)副段落(F)

(4) (b)項の段落(2)副段落(B)の(ii)号

(5) (b)項の段落(2)副段落(G)

(i) 第XIII条B第5条にかかわらず、2027～28年度およびその後の各会計年度について、予算安定化勘定への移転は、第XIII条Bの目的における「制限の対象となる充当」を構成しないものとする。2027～28年度およびその後の各会計年度について、第XIII条Bの目的において以前に「制限の対象となる充当」として算入されていなかった、予算安定化勘定から引き出されまたは移転された資金は、予算安定化勘定から引き出された、または一般基金に返還された会計年度において、第XIII条Bの目的における「制限の対象となる充当」を構成するものとする。

(j) 予算安定化勘定を補完するものとして、政府法典第16418.7条において設置された予想余剰一時保有勘定、またはその勘定を承継する勘定は、税収の変動に対処するための追加的な責任ある予算編成手法となるものとする。第XIII条B第5条にかかわらず、2027～28年度およびその後の各会計年度について、年間予算法に従って予想余剰一時保有勘定への移転が行われる場合、当該移転は、当該会計年度について、第XIII条Bの目的における「制限の対象となる充当」を構成しないものとするが、ただし、制限の対象とならない額は、移転が行われた会計年度の一般基金の税収の額の10パーセントを超えないものとする。2027～28年度およびその後の各会計年度について、第XIII条Bの目的において以前に「制限

の対象となる充当」として算入されていなかった、予想余剰一時保有勘定から引き出されまたは移転された資金は、一般基金またはその他の州基金へ引き出されまたは移転された会計年度において、第XIII条Bの目的における「制限の対象となる充当」を構成するものとする。

第三 同第XVI条第22条を次のように改正する。

第22条. (a) 知事が予算上の緊急事態を宣言し、当該緊急事態を構成する状況を特定する布告を行った場合、議会は、以下のいずれかを行う法案を可決することができる。

(1) 第20条によって義務付けられている、一般基金から予算安定化勘定への金銭の移転を、1会計年度について、指定された金額だけ停止または削減する。

(2) (A) 第20条に基づき予算安定化勘定に移転された資金を、予算上の緊急事態に対処するために充当する目的で、一般基金に返還する。

(B) 予算安定化勘定内の資金が直前の会計年度において充当のために一般基金に返還されていた場合を除き、いずれの会計年度においても、予算安定化勘定の残高の50パーセントを超える額を、副段落(A)に基づく充当のために一般基金に返還することはできない。

(3) 第21条によって義務付けられている一般基金から公立学校システム安定化勘定への金銭の移転を、1会計年度について、指定された金額だけ停止または削減する。

(4) 第21条に基づき公立学校システム安定化勘定に移転された資金を充当し、それらの資金を学区およびコミュニティカレッジ地区の支援のために配分する。

(b) 本条の目的において、「予算上の緊急事態」とは、以下のいずれかを意味する。

(1) 第XIII条B第3条(c)項の段落(2)の意味における、知事によって宣言された緊急事態。

(2) (A) 負債清算準備金のための資金を取り分けた後、直近3つの予算法のいずれかの制定時に推定された一般基金の総支出額の最高額と同等の水準で、現会計年度または次会計年度の一般基金の支出に充てるには推定資源が不十分であるとの知事による判断であって、以下の両方について調整されたもの。

(i) California州消費者物価指数によって測定される、州の生活費の年間変化率。

(ii) 政府法典第7901条(b)項に基づく、州の民間人口の年間増加率。

(B) 本段落に基づき決定された予算上の緊急事態のために引き出すことができる最大額は、副段落(A)に従って計算された、直近3つの予算法のいずれかの制定時に推定された一般基金の総支出額の最高額を超える会計年度の一般基金の総支出水準をもたらし金額、または(a)項の段落(2)副段落(B)によって課されるいずれかの制限のいずれをも超えてはならない。

(c) (b)項に基づき知事が予算上の緊急事態を宣言するために必要な条件が存在する場合、政府法典第13308条(e)項に基づき財務局長が議会に提出する知事予算案に対する修正案、または後継法によって議会に提出することが求められるその他の予算修正は、当該修正が以下のいずれかを提案する場合、知事による予算上の緊急事態の布告を構成するものとする。

(1) 一般基金から予算安定化勘定または公立学校システム安定化勘定への金銭の移転の停止または削減。

(2) 本条に基づく予算安定化勘定から一般基金への金銭の返還、または本条に基づく公立学校システム安定化勘定からの充当を行うこと。

提案3

本発議法案は、California州憲法第II条セクション8の規定に従って住民に提出される。

本発議法案は、California州憲法の一部を改正するものである。そのため、削除が提案されている既存の規定は取り消し線で示され、新たに追加が提案されている規定は斜体字で示されている。

提案された法律

2026年California州子ども教育・医療保護法

第1条 名称。

本法案は、「2026年California州子ども教育・医療保護法」と称するものとし、同法の名称で引用することができる。

第2条 所見。

(a) 2012年、California州の有権者は、重要な州のサービスに資金を提供し、大不況による財政上の困難によって引き起こされた公教育への大幅な削減を回避するため、高所得者層、すなわち上位2%の所得者に対する増税を可決した。これらの税率は2016年に有権者によって延長され、63%が賛成票を投じた。この税制が最初に可

2

3

決されて以来、学校およびその他の不可欠なサービスのために1,040億ドルを超える税収をもたらしている。これは、州予算および州の緊急予備基金の基盤をなす重要な部分である。

(b) この高所得者向け所得税により、州は子どもたちの教育および健康に重要な投資を行うことが可能となり、California州の公立学校制度が全米50州の中で競争力を持つようになることに寄与してきた。2012年、California州は学校教育への支出額において全米で下位10州に入っていた。現在、これらの税収により、California州は学校教育への支出において実質的な進展を遂げている。当州では現在、無償の学校給食、すべての4歳児を対象とした無償の移行期幼稚園、低学年の小学生を対象とした登校前と放課後の無償の保育、および多くの学区における地域サービスを提供している。

(c) 有権者によって延長されない限り、この税制は2030年に期限が切れる。それにより、州の歳入は直ちに100億ドルを超えて減少し、学校、子どもの医療、およびその他の不可欠なサービスに壊滅的な削減が生じることになる。そうなれば、2012年に高所得者向け所得税が最初に可決されて以来、学校が達成してきた成果を後退させることになる。

(d) 本法案は、現在のドル価値で所得が\$680,000未満の夫婦、または所得が\$340,000未満の個人に対して税負担を増加させるものではない。また、この税制が2012年に初めて制定されて以来変更されていない既存の税率を変更するものでもない。

(e) California州で最も裕福な人々に対し、彼らが必要としておらず、学校や地域社会が負担することのできない減税を行うべき時ではない。高所得者に対するこの税を維持することは、California州の子どもたちが健やかに成長し、その最大限の可能性を実現するために必要な教育および医療を受けられるようにすることに寄与する一方、この税を失効させることは、次世代の教育および健康に対する大幅な削減を必要とすることになる。

(f) California州の未来は、900万人を超える子どもたちの成功にかかっている。California州のすべての子どもには、成人として成功するための公平な機会が与えられるべきである。しかし、子どもたちが成人として成功するためには、質の高い教育および医療を受ける機会が必要である。

(g) 子どもたちにとって、教育と医療は不可欠であり、相互に依存している。質の高い教育を受ける機会、California州の子どもたちが成功するための基盤である。十分な学校が整備されていても、病気によって通学できなければ、子どもたちは教育を受けることができない。また、十分な医療がない地域社会で育つ子どもたちは、病気にかかったり、定期的な通学を妨げる慢性的な健康上の問題を抱えたりする可能性が高い。

(h) 調査によれば、質の高い教育および医療を早期に受けることにより、子どもたちが学校生活および人生において成功する可能性が高まることが示されている。高所得者に対するこの税は、California州の子どもたちが健や

かに成長し、持てる能力を最大限に発揮するために必要な教育と医療を受ける機会を確保することにつながる。

(i) この所得税収は、地方の学区およびコミュニティカレッジに直接配分されることがCalifornia州憲法によって保証されている。これにより州の資金に余裕が生じ、予算の均衡を図るとともに、歳入が減少した場合であっても、子どもとその家族への医療、高齢者、働く家庭および小規模事業主へのサービス、山火事の防止、その他の重要なニーズに対する削減を防ぐための緊急予備基金を確保することができる。あらゆる人が恩恵を受ける。

(j) これらすべての資金が有権者の意図した用途にのみ使用されるよう、これらの資金は、議会が他の目的に流用することのできない特別基金に入れられる。これらの歳入は、州の官僚機構または行政費用に支出することができない。

(k) これらの資金は、本施策に定められた目的のためにのみ支出されていることを確保するため、毎年、独立した監査を受けるものとする。公選職にある者がこれらの資金を不正に使用した場合、訴追および刑事罰の対象となる。

(l) 本施策は、州の緊急予備基金の構築に寄与しており、今後もその維持に寄与することになる。California州では過去15年間にわたり予算が大きく変動しており、好調な年度の後に深刻な赤字と壊滅的な削減が生じることがしばしばあった。州の緊急予備基金を維持することは、景気後退時における学校および医療への資金の削減から、子ども、高齢者、および障害のあるCalifornia州民を守ることに寄与してきた。

(m) 連邦予算の削減は、低所得のCalifornia州民、特に子どもたちに甚大な影響を及ぼすことになる。しかし、連邦税法は富裕層の納税者に巨額の減税を与えている。高所得のCalifornia州民に対するこの既存の税を維持することは、学校および児童を守るために不可欠である。

第3条 目的および趣旨。

(a) 本法案を制定するに当たっての有権者の主たる目的および趣旨は、California州の地元公立学校における教育および指導の質を低下させる有害な削減を回避し、子どもおよびその家族に不可欠な医療サービスに十分な資金を提供することである。

(b) 本法案は、富裕層のCalifornia州民に対する現行の所得税率を延長することにより、子どもたちを守ることを意図するものである。富裕層の懐に資金を戻す代わりに、本施策はその資金を特別口座に入れ、California州のすべての子どもが質の高い公教育を受けられることを確保するためにのみ支出することを義務付ける。これにより、州の資金を子どもの医療の提供およびその他の不可欠なサービスへの資金供給に充てることが可能となる。

(c) 本法案は、学校のために生み出される歳入が、管理費ではなく教室での経費に充てるため、学区およびコミュニティカレッジに直接配分されることを憲法上保証するものである。州予算がどのような状況になろうとも、この学校資金を停止したり留保したりすることはできない。

(d) 本法案によるすべての歳入は、本施策に定められた目的にのみ使用されることを確保するため、毎年、地方監査および独立した会計検査官による監査の対象となる。

第4条. California州憲法第XIII条第36条を次のように改正する。

第36条. (a) 本条において：

(1) 「公共安全サービス」には、以下が含まれる。

(A) 法執行職員、刑事手続を担当する弁護士および裁判所警備職員を含む、公共安全職員の雇用および訓練。

(B) 地方拘置所の管理、ならびに少年および成人の犯罪者に対する収容、治療およびサービスの提供ならびに監督。

(C) 児童虐待、ネグレクトまたは搾取の防止、虐待、ネグレクトまたは搾取を受けた、またはその危険にさらされている子どもおよび若者ならびにそれらの子どもの家族に対するサービスの提供、養子縁組サービスの提供、ならびに成人保護サービスの提供。

(D) 学業上の不振、自傷または他害、ホームレス状態、ならびに回避可能な収監または施設収容を減らすための、子どもおよび成人に対する精神保健サービスの提供。

(E) 薬物乱用の防止および治療、ならびに回復支援サービスの提供。

(2) 「2011年再編法」とは、州予算計画を実施するために2012年9月30日までに制定された法律であり「2011年再編」と題され、関連する報告責任を含め、公共安全サービスに関する責任を地方機関に割り当てることを定めるものをいう。同法は、議会が定めるところにより、連邦法および資金要件に適合する形で、公共安全サービスの設計、運営および提供について、地方機関に最大限の柔軟性と権限を与えるものとする。ただし、2011年再編法には、早期定期スクリーニング・診断・治療(EPSDT)プログラムおよびメンタルヘルスマネジメント医療を除き、2012年1月1日以降に地方機関に割り当てられた新たなプログラムを含めないものとする。

(b) (1) (d)項に規定する場合を除き、2011～12会計年度以降、以下の金額を、政府法典第30025条により設置された2011年地方歳入基金に、次のとおり預け入れるものとする。

(A) 2011年7月1日時点の歳入・課税法典第6051.15条および第6201.15条に規定された税から生じる、還付金を差し引いたすべての歳入。

(B) 2011年7月1日時点の歳入・課税法典第11005条に規定された自動車登録料から生じる、還付金を差し引いたすべての歳入。

(2) 2011年7月1日以降、段落(1)に従って預け入れられた歳入は、California州憲法第XVI条セクション8の適用上、一般基金の歳入または税収とはみなさないものとする。

(c) (1) 2011年地方歳入基金に預け入れられた資金は、地方機関による公共安全サービスの提供に充てるためにのみ、継続的に充当されるものとする。2011年再編法が全面的に実施されるまでの間、地方機関に代わって公共安全サービスを提供することにより生じたプログラム費用について、州に償還するためにも資金を使用することができる。資金の配分方法は、2011年再編法に定めるところによるものとする。

(2) 郡の財務官、市・郡の財務官、またはその他の適切な職員は、各郡または市・郡の金庫内に「2011年郡地方歳入基金」を設置するものとする。各2011年郡地方歳入基金の資金は、2011年再編法に定めるところにより、地方機関による公共安全サービスの提供に充てるためにのみ使用するものとする。

(3) California州憲法条項XIIIB第6条その他のいかなる憲法上の規定にもかかわらず、2011年再編法、または同法を実施するために採択された規則、発令された行政命令もしくは行政指令によって地方機関に課された新たなプログラムまたはより高い水準のサービスの義務付けは、同節にいう州による資金の交付を必要とする義務付けを構成しないものとする。地方機関に対し、その公共安全サービスに関する責務の遂行その他の事項について、政府法典題名5第2編第1部第9章(第54950条以降)の規定を遵守することを求めるいかなる要件も、条項XIIIBの第6条に基づく費用償還の対象となる義務付けには該当しないものとする。

(4) (A) 2012年9月30日以降に制定された法律であって、2011年再編法によって義務付けられたプログラムまたはサービス水準について地方機関がすでに負担している費用を全体として増加させる効果を有するものは、州が当該費用の増加分について毎年資金を提供する範囲に限り、地方機関に適用されるものとする。地方機関は、本副段落に記載された法律によって要求されるプログラムまたはサービス水準について、資金が提供されている水準を超えて提供する義務を負わないものとする。

(B) 2011年10月9日以降に実施された規則、行政命令、または行政指令であって、2011年再編法を実施するために必要なものではなく、かつ、2011年再編法によって義務付けられたプログラムまたはサービス水準について地方機関がすでに負担している費用を全体として増加させる効果を有するものは、州が当該費用の増加分について毎年資金を提供する範囲に限り、地方機関に適用されるものとする。地方機関は、本副段落に記載された新たな規則、行政命令、または行政指令に従って、資金が提供されている水準を超えるプログラムまたはサービス水準を提供する義務を負わないものとする。

(C) 副段落(A)および(B)に記載された、地方機関が資金の提供を受けている水準を超えて提供する新たなプログラムまたはより高い水準のサービスについては、州による資金の交付を必要とせず、その他の点でも条項XIIIB第6条の適用を受けないものとする。本段落は、2011年

1月2日時点での条項XIIIB第6条(a)項の段落(2)に基づき、現在、資金の交付が免除されている法律には適用されないものとする。

(D) 州は、2011年再編法によって義務付けられたプログラムまたはサービス水準について地方機関が負担する費用を全体として増加させる効果を有する計画、免除措置、またはそれらの計画もしくは免除措置の修正を連邦政府に提出してはならない。ただし、当該計画、免除措置または修正が連邦法によって要求されている場合、または州がその費用増加について毎年資金を提供する場合は、この限りでない。

(E) 州は、地方機関の要請により州が課す義務付け、または連邦法を遵守するために州が課す義務付けについて、本段落に基づく資金の交付を行うことを要求されないものとする。本段落によって必要とされる州の資金は、(b)項および(d)項に記載された資金、従価財産税、または地方歳入基金の売上税勘定の社会サービス副勘定以外の財源から拠出されるものとする。

(5) (A) (a)項の段落(1)副段落(C)から(E)までに記載され、2011年再編法に含まれるプログラムについて、2011年再編法に記載された連邦政府のマッチング資金が得られる条件を変更する連邦法または連邦規則のその後の変更があり、かつ、それによって地方機関が負担する費用が全体として増加する場合、州は、州が決定する当該費用の連邦政府以外の負担分の少なくとも50パーセントを毎年提供するものとする。

(B) 州が、(a)項の段落(1)副段落(C)から(E)までに記載され、2011年再編法に含まれるプログラムのひとつ以上に関係する連邦の司法手続または行政手続において提起された苦情の当事者であり、かつ、金銭的な罰金という形で費用を課す、または2011年再編法によって義務付けられたプログラムまたはサービス水準について地方機関がすでに負担している費用を全体として増加させる和解、司法命令または行政命令がある場合、州は、州が決定する当該費用の連邦政府以外の負担分の少なくとも50パーセントを毎年提供するものとする。州が、当該和解または命令が、ひとつまたは複数の地方機関による機械的職務の不履行、法的義務の誠実な履行の不履行、または過失もしくは無謀な態様での行為に関係すると判断した場合、州による支払いは要求されないものとする。

(C) 本段落に基づき提供される州の資金は、(b)項および(d)項に記載された資金、従価財産税、または地方歳入基金の売上税勘定の社会サービス副勘定以外の資金源から拠出されるものとする。

(6) 州または地方機関が、本セクションまたは2011年再編法に基づく職務もしくは義務を履行しない場合、適切な当事者は司法上の救済を求めることができる。これら

の手続きは、その他すべての民事事件に優先するものとする。

(7) 2011年郡地方歳入基金に預け入れられた資金は、州が連邦政府のマッチング資金を受ける資格を維持し、かつ、州による公共安全サービスの提供を規律する適用可能な連邦基準を州が遵守することを確保するような方法で支出されるものとする。

(8) 2011年郡地方歳入基金に預け入れられた資金は、公共安全サービスのための他の資金に取って代わるために地方機関が使用してはならない。

(d) (b)項に記載された税が減額されるか、または効力を失った場合、州は、(b)項に記載された税によって本来提供されたはずの総額と同額以上の金銭を、2011年地方歳入基金に毎年提供するものとする。その金額を決定する方法は、2011年再編法に定めるものとし、州は、地方機関が2011年再編法によって割り当てられた公共安全サービスの責任を遂行することを求められている限り、その金額を提供する義務を負うものとする。州がその金額を毎年充当しない場合、会計監査官は、一般基金からその金額を月ごとの按分額として2011年地方歳入基金に移転するものとする。その後、会計監査官は、2011年再編法によって指示された方法で、これらの金額を地方機関に支出するものとする。本項に基づく州の義務についての一般基金の金銭に対する請求権は条項XVI第8条に基づいて取り分けられる金銭に対する第一順位の優先権、および条項XVI第1条に記載された有権者が承認した債務および負債を支払うための第二順位の優先権よりも下位の優先順位を有するものとする。

(e) (1) 地方の公共安全サービスに対する重要な保護を提供する過程で公教育が損なわれないようにするため、ここに一般基金内に教育保護勘定を創設し、(f)項に定めるとおり、本条によって課される税の段階的な増加から生じる歳入を受け入れ、支出するものとする。

(2) (A) 財務局長は、2013年6月30日以前、およびその後、2014年から2030年までの各年の6月30日以前に、次年度中に教育保護勘定への移転に利用可能となる、(f)項における税率の段階的引上げにより生じる、還付金を差し引いた追加的歳入の総額を推計するものとする。財務局長は、2012～13年度末までに受領される、還付金を除く追加的歳入についても、2013年1月10日までに同様の推計を行うものとする。

(B) 2013～14年度から、2013～14年度から2030～31年度までの両方を含む各会計年度の最初の3四半期の各四半期の最終10日間に、会計監査官は、当該会計年度について副段落(A)に基づき推計された総額の4分の1を教育保護勘定に移転するものとする。ただし、この金額は副段落(D)に基づき調整される場合がある。

(C) 2012～13年度から、2012～13年度から2032～33年度までの両方を含む各会計年度において、財務局長は、該当する以下の金額を合計することにより、副段落(D)に定める教育保護勘定に対する調整額を算定するものとする。

(i) 2012～13年度から2012～13年度から2030～31年度までの両方を含む各会計年度の最終四半期において、財務局長は、副段落(A)に基づき当該会計年度について行われた推計を再計算し、この更新された推計額から、当該会計年度についてそれまでに教育保護勘定に移転された金額を差し引くものとする。

(ii) 2015年6月およびその後2016年から2033年までの両方を含む各年の6月において、財務局長は、2年前に終了した会計年度について、(f)項における税率の段階的引上げにより生じた追加的歳入の、還付金を差し引いた総額を最終的に算定するものとする。2年前に終了した会計年度について(i)号に基づき算定された更新後の推計額を、この最終算定額から差し引くものとする。

(D) 副段落(C)に基づき算定された合計額が正の値である場合、会計監査官は、会計年度末前10日以内に、その合計額と同額を教育保護勘定に移転するものとする。その金額が負の値である場合、会計監査官は、減額の総額がここに定める負の金額と等しくなるまで、教育保護勘定へのその後の四半期ごとの移転がある場合には、これを停止または減額するものとする。副段落(C)の(i)号に基づき行われるいかなる算定においても、四半期ごとの移転額は、本副段落に基づき行われた停止または減額を反映するよう変更されないものとする。

(E) 財務局長は、2018年6月30日までに、また2019年から2030年までの各年についてはそれぞれ6月30日までに、(f)項における税率の段階的な引上げによって次年度に生じる追加歳入から還付金を差し引いた額のうち、その他すべての利用可能な一般基金歳入と合わせて以下を満たすために必要となる額を推計するものとする。

(i) 当該次年度について、California州憲法条項XVI第8条に定める最低資金保証、および

(ii) (i)号を通じて既に計上されているプログラム支出を除く、当該次年度の業務量予算。本条において、「業務量予算」とは、2016年1月1日時点の政府法典第13308.05条に定められ、かつ同日時点で財務局によって解釈されていた意味を有するものとする。ただし、「現在承認されているサービス」とは、2016年1月1日時点の政府法典第13308.05条に基づいて「現在承認されているサービス」とみなされたであろうサービスのみを意味するものとする。

(F) すべてのCalifornia州の学童およびその家族が、定期的かつ質の高い医療を受けられるようにし、それによって健康上の問題による学校の欠席を最小限に抑えるため、財務局長が、次年度に教育保護勘定への移転に利

用可能な金額が、当該次年度について副段落(E)に基づき同勘定から必要とされる歳入額を上回ると推計した場合、局長はその残額を特定するものとする。その残額の50パーセントは、いずれの会計年度においても最大20億ドルを上限として、福祉・施設法第9部第3編第7章(第14000条以降)から第8.9章(第14700条以降)までに記載された既存の医療プログラムおよびサービスへの資金を増額するため、会計監査官により、教育保護勘定からCalifornia州医療サービス局に四半期ごとに配分されるものとする。この資金は、保健安全法典第1250条に基づき認可された医療従事者および医療施設が提供する、子どもおよびその家族に対する重大、緊急、急性期および予防的な医療サービス、ならびに本条に基づき医療給付を提供するためにCalifornia州医療サービス局と契約を締結している、Medi-Cal受給者に対する医療の提供を管理する医療保険プランその他の主体に対してのみ使用されるものとする。

(G) 副段落(F)に規定される配分は、予算上の緊急事態が宣言された会計年度において、法律により停止することができる。ただし、その配分は、当該年度における一般基金の総支出の比例的な削減を超えて削減されないものとする。本条において、「予算上の緊急事態」とは、条項XVI第22条(b)項の段落(2)における「予算上の緊急事態」と同じ意味を有するものとする。

(H) 副段落(F)に基づき提供される資金は、これらのプログラムに対する支払いの連邦政府負担分以外の部分について、既存の州一般基金を代替するために使用してはならず、また、連邦法に適合する形で、連邦政府のメディケイドマッチング資金を取得するために使用するものとする。

(3) 教育保護勘定内のすべての金銭は、ここに、本段落に定めるとおり、学区、郡教育局、チャータースクールおよびコミュニティカレッジ地区を支援するため、ならびに段落(2)副段落(F)に定める医療のために、継続的に充当されるものとする。

(A) 本段落に基づき教育のために充当された金銭の11パーセントは、2012年11月6日時点の教育法典第84750.5条に基づき決定された金額に比例してコミュニティカレッジ学区に一般目的資金を提供するため、California コミュニティカレッジの理事会により、コミュニティカレッジ学区に四半期ごとに配分されるものとする。本副段落に基づき計算された配分額は、2012年11月6日時点の教育法典第84750.5条に基づき計算された金額を超える、同日時点の同法第84751条の(a)項、(c)項および(d)項に規定された金額によって相殺されるものとする。ただし、いかなるコミュニティカレッジ地区についても、フルタイム当量学生ひとり当たり100ドル(\$100)以上が配分されるものとする。

(B) 本段落に基づき教育のために充当された金銭の89パーセントは、2012年11月6日時点の教育法典第2558条および第42238条に基づき計算された歳入上限、ならびに郡教育局、学区およびチャータースクールについて、それぞれ同日時点の同法第47633条に基づき計算された金額に比例して、学区および郡教育局に一般目的資金を、チャータースクールに州の一般目的資金を提供するため、教育長により四半期ごとに配分されるものとする。そのように計算された金額は、郡教育局、学区およびチャータースクールについて、それぞれ、2012年11月6日時点の教育法典第2558条(c)項、第42238条(h)項の段落(1)から(7)まで、および第47635条に規定された金額のうち、同日時点の同法第2558条、第42238条、および第47633条に基づきそれぞれ計算された金額を超える部分によって相殺されるものとする。ただし、いかなる学区、郡教育局またはチャータースクールも、平均日次出席単位当たり200ドル(\$200)以上を受け取るものとする。

(4) 本項は自動執行されるものであり、効力を生じるために立法措置を必要としない。California コミュニティカレッジの理事会および教育長による教育保護基金内の金銭の分配は、州議会および知事が条項IV第12条に基づく年間予算案を成立させなかったこと、条項XVI第8条の(h)項を発動したこと、または州議会もしくは知事によるその他のいかなる行為もしくは不作為によっても、遅延またはその他の影響を受けないものとする。

(5) 他のいかなる法律の規定にもかかわらず、教育のために教育保護勘定に預け入れられた金銭は、州議会、知事、または州政府のいずれかの機関が負担した費用の支払いに使用してはならない。

(6) コミュニティカレッジ地区、郡教育局、学区、またはチャータースクールは、教育保護勘定から受領した金銭をその管轄区域内の学校においてどのように支出するかを決定する唯一の権限を有するものとする。ただし、適切な統治委員会または機関は、その支出に関する決定を当該統治委員会または機関の公開会議における公開の場で行わなければならない。教育保護勘定からのいかなる資金も、管理者の給与もしくは福利厚生、またはその他の管理費用に使用してはならない。各コミュニティカレッジ地区、郡教育局、学区、およびチャータースクールは、教育保護基金から受領した金額およびその金銭をどのように支出したかについての会計報告を、毎年、そのインターネット・ウェブサイト公表するものとする。

(7) コミュニティカレッジ地区、郡教育局、学区、およびチャータースクールに義務付けられている毎年の独立した財務およびコンプライアンス監査は、法律に定められる

その他すべての要件に加えて、教育保護勘定から提供された資金が、本条の定めに従って適切に支出および使用されたかどうかを確認し、検証するものとする。これらの事業体が本条の追加的な監査要件を遵守するために負担した費用は、教育保護勘定からの資金で支払うことができ、本条においては管理費用とはみなされないものとする。

(8) 本条に基づき教育保護基金に預け入れるために(f)項に従って得られる歳入から還付金を差し引いた額は、条項XVI第8条の目的において、「一般基金歳入」、「一般基金の税金」および「学区およびコミュニティカレッジ地区の支援のために州が充当する金銭」とみなされるものとする。

(f) (1) (A) 歳入・課税法典第2編第1部(第6001条以降)により課される税に加え、有体動産を小売販売する権利に対し、2013年1月1日以降2017年1月1日より前に本州で小売販売されたすべての有体動産の販売から得られる各小売業者の総収入の4分の1パーセントを税率として、すべての小売業者に対してここに税を課すものとする。

(B) 歳入・課税法典第2編第1部(第6001条以降)により課される税に加え、2013年1月1日以降2017年1月1日より前にいずれかの小売業者から購入され、本州で保管、使用またはその他の消費に供される有体動産について、その販売価格の4分の1パーセントを税率として、本州におけるその保管、使用またはその他の消費に対してここに消費税を課すものとする。

(C) 販売使用税法は、本条の施行日以降に制定された改正を含め、本段落に基づき課される税に適用されるものとする。

(D) 本段落は、2017年1月1日に効力を失うものとする。

(2) 2012年1月1日以降2031年1月1日より前に開始するすべての課税年度について、歳入・課税法典第17041条に基づき課される税に関して、歳入・課税法典第17041条(a)項の段落(1)に定める所得税率区分および9.3パーセントの税率を、以下の各号により変更するものとする。

(A) (i) 25万ドル(\$250,000)を超え30万ドル(\$300,000)以下の課税所得の部分については、25万ドル(\$250,000)を超える額に対して10.3パーセントの税率を適用する。

(ii) 30万ドル(\$300,000)を超え50万ドル(\$500,000)以下の課税所得の部分については、30万ドル(\$300,000)を超える額に対して11.3パーセントの税率を適用する。

(iii) 50万ドル(\$500,000)を超える課税所得の部分については、50万ドル(\$500,000)を超える額に対して12.3パーセントの税率を適用する。

(B) 副段落(A)の(i)号、(ii)号および(iii)号に定める所得税率区分は、歳入・課税法典第17041条(h)項に別段の定めがある場合を除き、2013年1月1日以降に開始する課税年度についてのみ再計算するものとする。

(C) (i) 歳入・課税法典第19136条(g)項の目的において、本段落は2012年11月6日に法制化されたものとみなす。

(ii) 歳入・課税法典第2編第10部(第17001条以降)および第10.2部(第18401条以降)の目的において、本段落によって定められ、課される変更後の税率区分および税率は、歳入・課税法典第17041条に基づき定められ、課されるものとみなす。

(D) 本段落は、2031年12月1日に効力を失うものとする。

(3) 2012年1月1日以降、かつ 2031年1月1日より前に開始するすべての課税年度について、歳入・課税法典第17041条に基づき課される税に関して、歳入・課税法典第17041条(c)項の段落(1)に定める所得税率区分および9.3パーセントの税率を、以下の各号により変更するものとする。

(A) (i) 34万ドル(\$340,000)を超え40万8,000ドル(\$408,000)以下の課税所得の部分については、34万ドル(\$340,000)を超える額に対して10.3パーセントの税率を適用する。

(ii) 40万8,000ドル(\$408,000)を超え68万ドル(\$680,000)以下の課税所得の部分については、40万8,000ドル(\$408,000)を超える額に対して11.3パーセントの税率を適用する。

(iii) 68万ドル(\$680,000)を超える課税所得の部分については、68万ドル(\$680,000)を超える額に対して12.3パーセントの税率を適用する。

(B) 副段落(A)の(i)号、(ii)号および(iii)号に定める所得税率区分は、歳入・課税法典第17041条(h)項に別段の定めがある場合を除き、2013年1月1日以降に開始する課税年度についてのみ再計算するものとする。

(C) (i) 歳入・課税法典第19136条(g)項の目的において、本段落は2012年11月6日に法制化されたものとみなす。

(ii) 歳入・課税法典第2編第10部(第17001条以降)および第10.2部(第18401条以降)の目的において、本段落によって定められ、課される変更後の税率区分および税率は、歳入・課税法典第17041条に基づき定められ、課されるものとみなす。

(D) 本段落は、2031年12月1日に効力を失うものとする。

(g) (1) 会計監査官は、その法定権限に従い、2011年地方歳入基金および各2011年郡地方歳入基金からの支出を監査することができ、また、これらの資金が本条に適合する方法で使用され、会計処理されていることを確保するため、教育保護勘定を監査しなければならない。

(2) 司法長官または地方検事は、2011年郡地方歳入基金または教育保護勘定の金銭の不正使用について速やかに調査し、これについて民事上または刑事上の罰則を求めることができる。

第5条. 対立する法案。

本法案と、個人所得税率に影響を及ぼす別の施策が同一の州全体の投票用紙に掲載される場合、当該別の法案の規定は、本法案と抵触するものとみなされる。本法案が、本法案と抵触するとみなされた法案よりも多くの賛成票を得た場合、本法案の規定がその全体において優先し、当該別の法案は無効となる。

第6条 分離可能性

本法の規定またはその一部が、何らかの理由により無効または違憲であると判断された場合、残りの規定は影響を受けず、完全な効力を維持するものとし、この目的のため、本法の規定は分離可能なものとする。

第7条. 提案者の原告適格

いかなる法律の規定にもかかわらず、有権者による本法の承認後、州、政府機関またはその職員のいずれかが本法の合憲性を擁護しない場合、その他の政府雇用主、提案者、またはそれらがいない場合には本州の市民は、本法の合憲性を擁護する目的で、当該手続きが第一審裁判所に係属している場合、控訴審にある場合、またはCalifornia州最高裁判所もしくはアメリカ合衆国最高裁判所による裁量審査に付されている場合を問わず、本法の合憲性を争ういかなる裁判手続きにも介入する権限を有するものとする。当該訴訟の弁護に要する手数料および費用は、司法長官に充当された資金から支出するものとし、速やかに支払われるものとする。

提案4

2025-2026年定例会の上院法案第42号(2025年の法令第245章)によって提案されたこの法律は、California州憲法第II条第10条に従い、住民に提出される。

本法案は政府法典の各条を改正するものであるため、削除が提案されている規定は取り消し線で示され、追加が提案されている新たな規定は、それが新たなものであることを示すため斜体で印刷されている。

3

4

提案された法律

第1条. 本法は「2026年California州公正選挙法」と称するものとし、この名称で引用することができる。

第2条. 議会は、以下のすべてを認定し、宣言する。

(a) すべての市民が政治過程において自らの声を届け、選出された公職者に説明責任を果たさせることができないなければならない。

(b) 地方または州の公選職の選挙は、公正で、開かれた、かつ競争的なものでなければならない。

(c) 政治運動の費用の増加は、候補者に富裕な寄付者や特殊利益団体からの多額の寄付に頼ることを余儀なくさせる可能性があり、それによって、そうした富裕な寄付者や特殊利益団体が政府の意思決定に対して不釣り合いな影響力を持つことになりかねない。

(d) そのような不釣り合いな影響力は、公職者が公平な態度で職務を遂行しており、政府が市民の富の多寡にかかわらず、すべての市民のニーズに応え、その要望に平等に対応しているという公衆の信頼を損なうおそれがある。

(e) 特殊利益団体は、選出された公職者への接触機会を求めるため、挑戦者よりも現職者に多くの寄付を行っており、そうした寄付は、2014年に政治学ジャーナルに、2016年に政治研究季刊誌に掲載された研究などによって確認されているように、現職者が持つ財政的優位性の大部分を占めている。

(f) 市民資金による選挙プログラムは、適格な候補者が私的な寄付者だけに頼るのではなく、有権者との意思疎通を図る目的で公的資金を受け取ることができる制度であり、現在、California州の5つの自治憲章都市のほか、その他多数の地方および州の管轄区域で実施されている。

(g) 市民資金による選挙プログラムは、現職であることによる財政的優位性を減らし、富裕な寄付者や特殊利益団体とのつながりを持つだけでなく、あらゆる階層の市民が立候補することを可能にすることによって、競争を促進するものであり、このことは、2008年に州政治・政策季刊誌に掲載された研究や、2015年に選挙資金研究所が公表した研究、2016年に全米州政治資金研究所が公表した研究、および2022年に州政治・政策季刊誌に掲載された研究などによって確認されている。

(h) 市民資金による選挙プログラムは、富裕な寄付者や特殊利益団体への依存を減らすことにより、不適切な慣行を抑制し、腐敗または腐敗の外観から守り、政府機関の政治的健全性を守るものである。

(i) Johnson対Bradley (1992年) California 判例集第4シリーズ第4巻389頁において、California州最高裁判所は、「公的資金が公職を求める者に対する資金調達の圧力を増大させるのではなく、むしろそれを軽減し、それによって特殊利益団体の不当な影響力を減少させることは明らかであるように思われる」という控訴裁判所の指摘を強調した。

(j) Buckley対Valeo (1976年) United States 判例集第424巻1頁において、アメリカ合衆国最高裁判所は、「多額の私的寄付による不当な影響力を排除する手段としての公的資金調達には、重要な政府の利益を促進するものである」と認めた。

(k) Arizona 自由企業対Bennett (2011年) United States 判例集第564巻721頁において、アメリカ合衆国最高裁判所は、Buckley対Valeoを引用し、選挙の公費助成は「腐敗を防止するという州の利益などの『重要な政府の利益』をさらに促進することができる」と認めた。

(l) Buckley対Valeoにおいて、アメリカ合衆国最高裁判所はさらに、市民資金による選挙プログラムは「選挙過程における公の議論と参加を促進し、拡大するものであり、これは自治を行う国民にとって極めて重要な目的である」と指摘した。

(m) 選挙運動への公費助成を絶対的に禁止することは、特殊利益団体が不釣り合いな影響力を得ることを許し、現職者を不当に優遇するものである。選挙をより公正に実施できるよう、市民資金による選挙プログラムを認める例外を設けるべきである。

第3条. 政府法典第85300条を次のように改正する。

85300. (a) (b)項に規定される場合を除き、州または地方の機関によって教育、交通、または公共の安全のために指定された公的資金については、公職公選職への立候補を目的として、公職者はこれを支出してはならず、候補者はこれを受領してはならない。

(b) 州または地方自治体が、法律、条例、決議、または憲章により、この目的のための専用基金を設立し、かつ以下の両方に該当する場合、公職者または候補者は、公選職への立候補を目的として公的資金を支出または受領することができる。

(1) 当該基金に保有されている公的資金は、現職であるか否か、または政党に関する選好にかかわらず、同一の公選職について自発的に参加するすべての適格な候補者が利用できるものであること。

(2) 州または地方自治体が、法律、条例、決議、または憲章により、候補者の適格性を判断するための基準を定めていること。

(b) 候補者は、公的資金の受給資格を得るために、支出制限を遵守し、厳格な基準を満たさなければならない。

(c) 公的資金は、法的弁護費用または罰金の支払いに利用してはならない。

(d) (1) 候補者は、いかなる時も、自身の選挙運動に対する個人的な貸付金を返済するために公的資金を使用してはならない。

(2) 選挙運動のために公的資金を受領した候補者は、選挙運動終了後、いかなる資金源も、自身の選挙運動に対する個人的な貸付金の返済に使用してはならない。

(e) 本条において、以下の定義が適用される。

(1) 「利用可能な候補者資金」とは、候補者の支出制限額または当該公選職について候補者が管理する委員会が受領したすべての寄付金および公的資金の総額のうち、いずれか少ない方をいう。

(2) 「支出制限」とは、適格な自発的参加候補者が公的資金を受給するために遵守しなければならない、法律、条例、または憲章によって定められた自主的な支出制限をいう。

(3) 「反対独立支出」とは、特定の候補者に反対する独立支出を行う目的で、個人または複数の者が行った支出または負担した費用の総額をいう。

(4) 「支援独立支出」とは、特定の候補者を支援する独立支出を行う目的で、個人または複数の者が行った支出または負担した費用の総額をいう。

(5) 「純支援資金」とは、利用可能な候補者資金に、当該候補者を支援する独立支出を加え、そこから当該候補者に反対する独立支出を差し引いた額をいう。

(6) 「公的資金」とは、公選職への立候補を目的として、州または地方自治体が候補者に提供する金銭をいう。

(7) (A) 「厳格な基準」とは、候補者が公的資金を受給するために満たさなければならない、法令、条例、または憲章によって定められた要件をいう。これらの基準は、候補者に対し、選挙区内の幅広い支持を得ていることを示すよう求めるものとし、その方法として、例えば、一定数の選挙権年齢に達した住民から少額の寄付またはパウチャーを受け取ることを候補者に求めることができる。

(B) (i) 法令、条例、または憲章が、副段落(A)に従って少額の寄付を行う個人の最低人数を要件とする場合、寄付者を人数に算入するために当該法令、条例、または憲章が要求できる寄付額の上限は10ドル(\$10)とする。

(ii) 本副段落において、法令、条例、または憲章は、副段落(A)に従って要求される少額の寄付額を上回る寄付についても、副段落(A)に従って要求される少額の寄付額と同額の寄付として算入することを認めることができる。

(C) 「厳格な基準」には、候補者が一定数の署名を集めること、または寄付者ひとり当たり10ドル(\$10)を超える特定の総額の資金を調達することを要件として含めないものとする。

(f) (1) 法令、条例、または憲章は、適格な自発的参加候補者ごとに、支出制限を引き上げることができる。

(2) 本項に基づく引上げ後の制限額は、同一の公職に立候補する他の候補者の純支援資金の最高額に、当該適格な自発的参加候補者に反対する独立支出の額を加え、当該適格な自発的参加候補者を支援する独立支出の額を差し引いた額を超えてはならない。

(g) 公的資金助成に関する法令、憲章、条例、および決議は、政党を理由として、または候補者が挑戦者であるか現職者であるかを理由として、差別してはならない。

(h) 委員会は、地方政府機関によって設立された候補者への公的資金助成制度の管理または執行について責任を負わない。

(i) 本条の(e)項、(f)項、および(h)項は、第81012条(a)項に基づく法律によって改正することができる。本条のその他の項は、第81012条(b)項に適合する法律によってのみ改正することができる。

第4.1条. 政府法典第85320条を次のように改正する。

85320. (a) 外国政府、外国主体、または外国人は、直接であるか他の者を通じてであるかを問わず、州または地方の投票法案の適格化、支持もしくは反対に関連して、または州もしくは地方の公選職への候補者の選挙に関連して、寄付、支出、または独立支出を行ってはならない。

(b) 個人または委員会は、州または地方の投票法案の適格化、支持もしくは反対に関連して、または州もしくは地方の公選職への候補者の選挙に関連して、外国政府、外国主体、または外国人から寄付を勧誘し、または受領してはならない。

(c) 本条の目的上、以下の用語は、次の意味を有するものとする。

(1) (A) 「外国人」とは、アメリカ合衆国の市民ではなく、かつ、適法に認められた永住者でもない者をいう。

(B) 「外国人」には、米国国土安全保障省が発行したガイドラインに記載された連邦の若年移民に対する強制送還延期措置(DACA)プログラムに基づき、強制送還の猶予を認められ、かつその猶予が失効していない者を含まない。

(2) 「外国主体」には、以下のいずれかが含まれる。

(A) 外国の政党

(B) アメリカ合衆国の国外にいる者。ただし、以下のいずれかが立証されている場合を除く。

(i) 当該者が個人であり、かつアメリカ合衆国の市民であること。

(ii) 当該者が個人ではなく、アメリカ合衆国、またはアメリカ合衆国の管轄権に服する州その他の地域の法律に基づいて組織され、もしくは設立され、かつアメリカ合衆国の国内に主たる営業所を有していること。

(C) 外国の法律に基づいて組織され、または外国に主たる営業所を有する、パートナーシップ、団体、法人、組織、その他の団体。

(D) 資金を寄付または支出する決定が、アメリカ合衆国の市民でもアメリカ合衆国の適法な永住者でもない外国法人の役員、取締役、または経営職員によってなされる場合の、外国法人の国内子会社。

(d) 本条は、適法に認められた永住者によって行われる寄付、支出、または独立支出を禁止するものではない。

(e) (1) 本条に違反した者は、軽罪を犯したものとされ、寄付または支出した金額と同額の罰金に処される。軽罪を犯したものとされる。

(2) その他の罰則に加えて、本条に違反した者は、寄付または支出した金額以上で、かつその3倍以下の金額の罰金に処される。

提案5

2023～2024年定例会の下院憲法修正案第1号(2024年法令の決議第204章)によって提案されたこの修正案は、California州憲法の条項を改正することにより、同憲法を明示的に改正するものである。したがって、削除が提案されている既存の規定は取り消し線で、追加が提案されている新たな規定は、それが新たなものであることを示すために斜体で印刷される。

条項IIおよび条項Vに対する改正案

第一同条項II第15条を次のように改正する。

第15条 (a) 公職者を解職するかどうかを決定し、必要に応じて後任者を選出 するための選挙は、知事が招集し、十分な数の署名が認証された日から60日以上80日以内に実施されるものとする。

(b) 次回の定期選挙が、解職選挙が実施される同一の管轄区域内でその全部または一部について行われる場合において、当該次回の定期選挙における投票資格を有する有権者の数が、解職選挙における投票資格を有するすべての有権者の少なくとも50パーセントに相当するときは、当該選挙と解職選挙を統合して実施できるよう、解職選挙を十分な数の署名が認証された日から180日以内に実施することができる。

(c) 解職することについて過半数の票が投じられた場合、当該公職者は解職され、候補者がいる場合には、最多得票を得た候補者が後任者となる。当該公職者は候補者となることができず、また、条項VI第16条(d)項に従って補充される公職については、立候補を認めないものとし、当該公職は欠員となる。欠員は、本憲法および法律に従って補充されるものとする。ただし、解職選挙の対象となった公職者を当該公職の欠員を補充するために任命してはならない。

第二同条項II第17条を次のように改正する。

第17条.知事または州務長官の解職が発議された場合、それぞれの職の解職に関する職務は、州副知事—州務長官 または会計監査官が遂行するものとする。知事および州務長官の解職が同時に発議された場合、両職の解職に関する職務は会計監査官が遂行するものとする。

第三 同条項V第10条を次のように改正する。

第10条. (a) 知事の職に欠員が生じた場合、州副知事が知事となる。

(b) 条項II第15条(c)項にかかわらず、知事が解職によってその職を解かれた場合、州副知事が残余の任期の間、知事となる。知事の任期の最初の2年間に於いて、次回の全州選挙の候補者届出期間が終了する前に知事が解職によってその職を解かれた場合、知事に代わる特別選挙が招集され、全州予備選挙と統合して実施され、必要に応じて、その後の全州総選挙とも統合して実施されるものとする。全州予備選挙と統合された特別選挙において候補者が過半数の票を得た場合、当該候補者が残余の任期について知事となる。いずれの候補者も過半数の票を得なかった場合、得票数上位二名がその後の全州総選挙と統合された特別選挙で争い、その選挙の勝者が残余の任期について知事となる。

(c) 州副知事は、知事、または就任しない次期知事について、弾劾手続中、州外に不在である間、またはその他の一時的な職務遂行不能の間、知事の職務を代行する。

(d) 議会は、知事の職への継承および知事の職務の一時的な遂行について、州副知事に次ぐ継承順位を定めるものとする。

(e) 最高裁判所は、本条に基づいて生じるすべての問題を決定する専属管轄権を有する。

(f) 欠員または一時的な職務遂行不能に関する問題を提起する原告適格は、法律によって定められた機関に専属的に付与される。

提案37

本発議法案は、California州憲法第II条セクション8の規定に従って住民に提出される。

本発議法案は、保健安全法典に条項を追加するものである。従って、提案された新規条項は、新規である旨を示すため斜字体で表記される。

提案された法律

第1条 名称。

本法案は、「2026年California州中産階級持家および家族向け住宅建設法」と称するものとする。

第2条 保健安全法典第31編第3部に、第11.5部(第51515条以降)を次のとおり追加する。

第11.5章 2026年CALIFORNIA州中産階級持家および家族向け住宅建設法

51515. (a) California州住宅金融局は、以下を目的として、「2026年California州中産階級持家および家族向け住宅建設法」を運営し、実施するものとする。

(1) 納税者に負担を課すことなく、新築一戸建て住宅の購入資金をより手頃なものとするため、中産階級向け持家取得ローンを創設する。

(2) 中産階級家庭のために持家取得の機会を創出し、California州における一戸建て住宅数の不足に対処するため、新築一戸建て住宅の建設を促進し奨励する。

(3) 消費者を不当な貸付慣行から保護する。

(4) California州の中産階級による持家取得を促進するため、市場金利を下回る金利で中産階級の住宅ローンを支援する低利債券の購入を推進しながら、コミュニティ再投資法のクレジット対象となる融資及び地域社会への投資を奨励することにより、社会的効果投資の機会を提供する。

(b) 本章の目的上、用語を以下のように定義する。

(1) 「本法」とは、「2026年California州中産階級持家および家族向け住宅建設法」をいう。

(2) 「住宅金融局」とは、California州住宅金融局をいう。

(3) 「申請者」とは、中産階級持家所有ローン受給を申請する個人または複数の個人をいう。

(4) 「債券」とは、セクション51515.06に準拠して住宅金融庁が発行する、債券見込み債及び建設ローン手形を含む、収益債券、手形、社債、暫定証券その他の証券、またはその他の金融債務証券をいう。

(5) 「借入人」とは、セクション51515.01の(a)項に定める要件及び住宅金融庁が定めるその他の適格要件を満たし、かつ中産階級向け持家取得ローンの融資を受けた申請者をいう。

(6) 「建設業者」とは、セクション51515.02に定める適格建設業者オプションに参加する住宅開発業者をいう。

(7) 「貸付人」とは、銀行、信用組合、信託会社、貯蓄銀行、国法銀行、貯蓄貸付協会、住宅建設貸付協会、住宅ローン専門銀行、その他通常、住宅ローンの融資サービスを提供もしくは支援する金融機関又は政府機関、または上記いずれかの持株会社であって、セクション51515.03に定められた要件を満たし、かつ住宅金融庁と、本章で認可された中産階級向け持家取得ローンの

組成または管理に関する契約を締結済みであるものをいう。

(8) 「中産階級向け持家取得ローン」とは、本章に準拠して組成されたローンをいう。

(9) 「オプション」とは、セクション51515.02に定める新規一戸建て住宅建設を促進するための適格建設業者オプションをいう。

(10) 「プログラム」とは、中産階級向け持家取得ローンプログラムをいう。

(11) 「適格新築住宅」とは、セクション51515.01の(b)項に定める要件を満たす一戸建て住宅をいう。これには、セクション51515.02に定める適格建設業者オプションに基づき建設された住宅が含まれるが、これらに限定されない。

(12) 「二次抵当権」とは、中産階級の持家取得ローンを担保とする、適格新築住宅に対する抵当権、信託証書、またはその他担保権をいう。

(13) 「一戸建て住宅」とは、単独の住宅、タウンハウス、またはその立地する土地を含む長屋、もしくは分譲マンション、プレハブ住宅、その他の住宅単位であって、単一世帯による居住を目的とするものをいう。

51515.01. 借入人および適格新築住宅の資格要件

(a) 中産階級の住宅購入者向け融資の借入資格。

(1) 本プログラムにおける中産階級の持家取得ローンを利用する資格を得るには、申請者は以下の資格要件をすべて満たすものとする。

(A) California州における居住要件。申請者は、申請時点から遡って最低満1年間、California州に居住する住民であるものとする。

(B) 所有者による自己居住用の主たる住居であること。申請者は、契約締結後60日以内に、適格な新築住宅を自身の主たる住居として居住することに同意するものとする。

(C) 収入要件。申請者の世帯収入は、適格新築住宅が所在する郡または都市統計地域における、同規模世帯の地域中央値所得の200%を上限とし、かつ住宅金融庁による世帯規模に応じた調整を経た額を超えないものとする。

(D) 頭金要件。申請者は、助成金または借入金以外の資金源から、適格新築住宅の購入価格の3%以上に相当する金額を支払うことに同意するものとする。

(2) 申請者は、本章に定める申請適格性について住宅金融局が判断できるよう、当局が定める様式に従い、必要な情報を当局に提供するものとする。

(b) 適格新築住宅の適格性。

(1) 適格新築住宅とは以下のいずれかをいう。

(A) 借入人がその最初の購入者である、新築一戸建て住宅、タウンハウス、長屋式住宅、分譲マンション、またはプレハブ住宅。

(B) 以前は非住宅構造物であった建物内の分譲マンションまたはその他住宅用ユニットで、住宅用途に改修または転用されたもの。なお、借入人がその最初の購入者であること。

(2) 適格新築住宅の最高販売価格は、合衆国法典第12編セクション4542に準拠し、連邦住宅金融庁またはその後継機関が公表する年次コンフォーミングローン限度額報告書に定める、当該適格新築住宅が所在する郡における1戸建て物件のコンフォーミングローン限度額の125%を超えないものとする。

(3) 本セクションは、本プログラムに参加していない住宅購入者に対する適格新築住宅の販売を制限するものと解釈されないものとする。

(4) 適格新築住宅は、労働法第2編第7部第1章(セクション1720以降)の目的上、「公共事業」とはみなされないものとする。

51515.02. 適格建設業者オプション

(a) 住宅開発業者は、新築住宅の建設がセクション51515.01の(b)項に定める要件を満たすことを住宅金融局に証明することにより、オプションへ自主的に参加することができる。住宅金融局は、本項に準拠して提出された証明書を受領してから30日以内に、参加状況を確認する書簡を発行するものとする。当該書簡は、本章の要件に従うことを条件として、建設業者、購入予定者、および建設融資機関が、適格新築住宅の売り出しおよび資金調達を行う際に依拠することができる。

(b) 参加建設業者は、以下の事項を遵守するものとする。

(1) 公共資源法セクション21080.66の(d)項(2)、(3)号、当該号に規定されるプロジェクトおよび建設職種の条件が満たされる場合、ならびに(4)号および(5)号の労働および執行に関する規定の適用を受けるものとする。

(2) 建設業者に対する請負業者および下請負業者によって行われた、(c)項(1)号に対するすべての違反について責任を負うものとする。1978年連邦労使協力法(29 U.S.C. Sec. 175a)に準拠して設置された労使協力委員会は、本項に対する違反について、管轄権を有する裁判所に訴訟を提起することができる。

(c) 1978年連邦労使協力法(29 U.S.C. Sec. 175a)に準拠して設立された労使協力委員会は、請負業者または下請業者に雇用される建設労働者に代わり、建設業者に対する以下のいずれかを執行することを目的として、いかなる階層の請負業者または下請業者に対しても、管轄権を有する裁判所に訴訟を提起することができる。

(1) 失業保険法第1編(セクション100以降)および第6編(セクション13000以降)に定める雇用主の義務。

(2) 労働法第4編第1部第4章(セクション3700以降)の規定に準拠した労働者災害補償保険の加入を怠った場合。

(3) 事業および専門職法第3編第9章(セクション7000以降)の規定に準拠した有効な州請負業者免許を維持しなかった場合。

(d) 本項に定める労働法違反に対する救済措置および罰則は、労働法セクション2699の第(m)項の規定に基づき、査定および配分されるものとする。

(e) 本セクションは、本プログラムに参加していない住宅購入者による、オプションに基づいて建設された適格新築住宅の購入を制限するものとは解釈されないものとする。

(f) 建設業者が、本セクションに準拠して建設された適格新築住宅を、セクション51515.01(b)項(2)号に定められる最高販売価格の25%を超えた価格で販売する場合、セクション51515.04の(e)項(1)号(B)および(2)号の規定は、当該住宅には適用されないものとする。

51515.03. 貸付人の適格性

(a) 住宅金融局は、本章に基づき認可された中産階級向け持家取得ローンについて、その組成または管理を行うため、1または複数の貸付人と契約を締結することができる。

(b) 住宅金融局は、プログラムが、その目的に則り、連邦コミュニティ再投資法(12 U.S.C. Sec. 2901及びそれ以下)の適用を受ける貸付人向けの活動として検討の対象となる基準を満たす方法で実行可能か否かを評価し、可能である場合は、当該方法によりプログラムを実施するものとする。

51515.04. 消費者保護、説明責任、および透明性に関する基準

(a) 消費者保護。住宅金融局は、中産階級の持家取得ローンの組成について同局と契約を締結する貸付業者に適用される消費者保護要件を、以下に列挙する事項を含むがこれらに限定されない形で定めるものとする。

(1) 中産階級向け持家取得ローンの組成に関連する貸付人に対する手数料の上限。

(2) 早期返済違約金の禁止。

(3) 中産階級向け持家取得ローンについて、固定金利住宅ローンとして設定することを義務付けること。

(b) 追加の信用調査。申請者の信用スコアが、何らかの理由で本プログラムにおける融資の審査基準を満たさない、または最も有利な条件の適用対象とならない場合、貸付人は、当該申請者が銀行取引明細書、給与明細、証明可能な個人資産、および家賃の支払い履歴を含む財務記録を任意で提出することを認め、キャッシュフロー審査を用いてそれら进行评估し、当該申請者が本プログラムに基づき融資の審査基準を満たす、またはより有利な条件の適用対象となるよう努めるものとする。申請者は、任意で提出した財務記録について、本プログラムの目的上、その記録がキャッシュフロー審査に利用されることに同意する。

(c) 住宅購入者の代理および保護。申請者は、自ら選定した、事業および専門職法セクション10018.06に定義される公認のCalifornia州不動産エージェントまたはブローカーを起用し、住宅購入者が住宅購入手続き全体を通じて適切な代理業務および消費者保護を得られるよう確保する。

(d) 経済的困難による支払猶予。借入人は、住宅金融局が定める基準および諸条件に準拠し、中産階級向け持家取得ローンに関する毎月利息の支払いを、一時的な経済的困難を理由に猶予するよう請求することができる。

(e) 建設に関する説明責任基準。

(1) 消費者保護および住宅所有者の紛争解決を迅速化する措置。

(A) 民法典第2編第2部第7編(セクション895以降)は、適格新築住宅に適用される。ただし、セクション51515.02に準拠して建設業者が建設した適格新築住宅については、(B)による修正を受けるものとする。

(B) セクション51515.02に準拠して建設業者が建設した適格新築住宅は、以下の修繕請求権の手続きに従うものとする。

(i) 通知要件。住宅所有者、住宅所有者グループ、または組合のいずれであれ、申立人が民法典セクション910(a)項に定める訴訟前手続きを開始する場合、当該項の定める全ての手続き要件を遵守することに加え、必要とされる書面による通知には、各住宅所有者をその住所または各住居の所在地を建設業者に十分に把握させ得るその他の記述によって特定し、かつ各住宅における各違反の申し立ての性質および場所を特定し、さらに当該違反を申し立てる各住宅所有者が署名するものとする。

(ii) 開かれたコミュニケーションと透明性の確保。民法典第913条にかかわらず、建設業者は、民法典第2編第2部第7編第4章(セクション910以降)に規定される訴訟前手続きのいかなる段階においても、住宅所有者または申立人との間で直接連絡を取ることができる。ただし、当該規定は、当該案件において他の弁護士に代理されていることを知っている者との直接的または間接的な連絡を弁護士に禁じている規則4.2を含む、California州弁護士会のCalifornia州弁護士職業行動規範に変更を加えることを意図したものではない。

(iii) 住宅所有者による免責の許容。民法典セクション926の規定にかかわらず、建設業者は、民法典第2編第2部第7編第4章(セクション910以降)で義務付けられた修繕工事について、当該建設業者が最大限の注意を払って修繕を完了し、かつ当該住宅所有者がその修繕に満足している場合に限り、住宅所有者から免責または権利放棄の同意を得ることができる。当該住宅所有者は、修繕が完了した欠陥にのみ関連する請求権の放棄を、自発的に行うことができる。当該免責同意は、書面によるものであり、本人がその内容を認識した上で自発的に署名したものとし、かつ、当該修繕の対象とならなかった欠陥あるいは申し立てについてその効力を及ばせないものとする。

(iv) 訴訟の迅速な解決の促進。裁判所が民法典第930条(b)項に照らして訴訟手続の停止を求める申立てを認め、その120日後においても、申立人が民法典第2編第2部第7編第4章(セクション910以降)の要件を遵守するべく、自身の支配下にある積極的手段を講じていない場合、建設業者は当該訴訟の却下を求める申し立てを提起することができる。裁判所は、自らの裁量により、当該申し立てにおいて主張を認めた当事者に対し、その申し立ての提起または異議申し立てに要した弁護士費用および訴訟費用を支払うよう命ずることができる。

(v) 住宅購入者に対する開示。適格新築住宅の建設業者は、正式契約成立前に、当該適格新築住宅が本項の規定の適用対象であることを、住宅金融庁が定める様式に従い、各住宅購入者に対し書面で開示するものとする。

(C) (B)項は、セクション51515.02の(f)項に該当する適格新築住宅には適用されないものとする。

(2) 他のいかなる法令の規定にかかわらず、住宅所有者または住宅所有者グループが、民法典第2編第7編第4章(セクション910以降)および第5章(セクション941以降)に定める手続、または小段落(1)の(B)に規定される手続に基づき、適格新築住宅に関して提起された訴訟における弁護士の成功報酬の上限は、和解、調停、仲裁、司法付託、または判決を通じて得られる総回収額の30%を超えないものとする。ただし、達成された結果、弁護士が引き受けたリスク、弁護士と依頼人との間の合意、訴訟の難度、および弁護士が発揮した力量を勘案し、裁判所がこれより高い報酬を承認した場合はこの限りではない。弁護士に対する成功報酬は、和解金、仲裁金、調停金、司法参照による和解金、または判決金額からのみ支払われるものとする。

(f) 中産階級向け持家取得ローンを組成する貸付人は、組成手数料として、0.5%または290ドルのいずれか高い方の金額を上限として徴収することができる。住宅金融局は、290ドルの金額を2年につき1回を上限として調整することができる。貸付人は、住宅金融局の認めた場合を除き、その他の融資手数料を徴収しないものとする。

(g) 民法典セクション2924.13は、本章に基づいて行われる中産階級向け持家取得ローンには適用されないものとする。

51515.05. プログラムの要件

(a) 住宅金融局は、本法の施行日から1年以内に、本プログラムを実施するものとする。住宅金融局は、本章に基づいて当該プログラムを実施および管理するため、本編により付与されたすべての権限を有する。本章を履行するにあたり、住宅金融局は、同局の評議会によって承認され、かつ本章に準拠する規則および規制を制定する。当該部分に基づき採択された方針、規則および規制は、政府法典第2編第3部第1章第3.5節(セクション11340以降)の適用を受けないものとする。

(b) 中産階級向け持家取得ローンは、全て二番抵当権によって担保され、適格新築住宅の購入価格の一部を充当する目的のみに用いられ、かつ、申請者が適格新築住宅の購入価格の3%以上を自己資金として拠出する

場合、当該適格新築住宅の購入価格のうち、通常は住宅所有者の頭金で充当される部分について、その17%を超えない範囲で資金を調達するものとする。二次抵当権により担保される各中産階級向け持家取得ローンは、適格新築住宅の購入資金を調達する一次抵当権に劣後するものとする。住宅金融局は、クロージングコストに関する規則を制定する。これには、適格新築住宅の全額購入に伴うクロージングコストの支払いに、借入人が中産階級向け持家取得ローンを利用することを認めることが含まれるが、これに限定されない。ただし、当該規則が借入人と債券投資家の利害の均衡を図っていると住宅金融局が判断する場合に限り適用される。

(c) 住宅金融局は、借入人に対する居住期間の要件、および金利、返済スケジュール、元本返済、繰上返済に関する規定、およびその他の中産階級向け持家取得ローンの支払条件を、同局が実施可能かつ申請者にとって有利であると判断する条件に照らし、かつ、本章に準拠して発行された債券に関連する元本、利息、およびその他本章に準拠して同局が負担したすべての管理費用を賄うために必要な金額を含め、これらを支払うために可能な限り必要な水準において定めるものとする。

(d) 住宅金融局は、初めての住宅購入者を含め、住宅所有者教育を受講する事で利益が得られると同局が判断した借入人に対し、住宅所有者教育の受講要件を定め、当該要件が契約締結の期限内に満たされることを条件として、最も費用対効果の高い実行可能な方法でこれを実施する。

(e) 住宅金融局は、中産階級向け持家取得ローンの審査基準を定めるものとし、Fannie Mae、Freddie Macまたは連邦住宅局により定められた連邦基準および要件を満たすよう、融資限度額、最低クレジットスコア、セクション51515.04の(b)項で認められる追加の信用照会、および債務対所得比率などを含むがこれらに限定されない条件および適格要件を調整することができる。ただし、それらの基準は本章の条項および目的に合致するものでなければならない。

(f) 住宅金融局は、債券の販売方法、時期、および地理的割当について、債券を地域単位で販路を開拓するか、州全体で販路を開拓するかを含め、独自の裁量で決定する権限を有するが、その際には、利子コストを最小限に抑え、幅広い投資家の参加を促すような方法をとるものとする。

(g) 住宅金融局は、本章の要件およびその他の適用法令に準拠した債券収益金の使用を確保するため、当プログラムの独立した年次監査を実施する。

51515.06. 収益債券

(a) 本章の制限のみに従うことを条件として、住宅金融局は、当該部分により付与されたその他の権限に加え、以下を実施することができる。

(1) プログラムに基づく中産階級向け住宅所有ローンの資金調達または取得の目的のため、ならびにこれらの債券に対する利息の支払い、債券を担保するための準

備金の設定、ならびに債券の発行に付随し、かつ、信用または流動性強化のための費用を含む、債券の発行に必要なまたは有利な機関のその他の支出の支払いのために、機関が必要と判断する元本額の債券の発行および売却。ただし、本章に準拠して発行および売却される債券の元本額は、(2)項に従って発行される私民債券の額を含めることなく、250億ドル(25,000,000,000ドル)を超えないものとする。

(2) 第3部(セクション50900以降)に準拠して、本章に拠って既に発行済みの債券の償還、償還金支払、消却、再編、または購入を意図した債券の発行ならびに売却。

(3) 受託者との間における債券を規律する決議、信託契約、その他の合意書の締結。

(4) 信用補完または流動性支援に関するあらゆる契約の締結。

(5) 信用補完または流動性支援のための債券および契約を管理する決議、証書、またはその他の書面に基づく住宅金融局の債務を担保するための、中産階級向け持家取得ローンおよびそれに基づく同局の権利を含むがこれに限定されない、担保に対する抵当権および担保持分の抵当権の設定および付与。この質権、抵当権および担保権は、政府法典第1編第6部第5.5章(セクション5450以降)の規定に従うものとする。

(6) 中産階級向け持家取得ローンの組成または取得。

(7) 中産階級向け持家取得ローンにおける借入人からの返済金およびその他の支払期日が到来した金額の徴収、またはその徴収をさせること。

(8) 借入人に対する、中産階級向け持家取得ローンおよび二次抵当権の条件の執行、またはその執行をさせること。

(9) プログラムの利益を目的とする助成金や寄付の受領。

(10) 債券、中産階級向け持家取得ローン、二次抵当権に関連するか、あるいは本章の規定の履行に必要、有益、または望ましいと認められる契約その他の文書の作成および締結を行い、その他一切の必要な措置を講じること。

(b) セクション51374で義務付けられている表明に加え、本条に基づき発行されるすべての債券は、その表側に以下の表明を記載する。「本債券は、住宅金融局を除き、California州の債務、負債、または信用の担保を構成するものとは解釈されないものとする。ただし、本債券は、本債券のために提供された資金からのみ支払われるものとする。」

セクション3. 修正。

本法は、目的を達成するために広範に解釈されるものとする。本法に規定される条項は、本プログラムに準拠した住宅ローンの借入人保護、California州における中産階級向け住宅の拡充、およびCalifornia州の中産階級に対する住宅所有機会の拡大という目的と整合し、かつその達成に寄与する限りにおいて、改正することができる。

なお、かかる改正は、州議会の各院の議員の60%以上による賛成投票を要し、かつ州知事の署名を経て成立する法令により行われるものとする。

セクション4 分離可能性。

本法の条項は分離可能である。本法のいかなる部分、セクション、項、段落、条項、文、句、語、または適用についても、理由の如何を問わず、管轄権を有する裁判所の判決により無効とされた場合であっても、かかる判決は本法の残りの部分の有効性に影響を及ぼさないものとする。California州の住民は、本法の一部または適用のいずれかが後日無効と宣言されるか否かにかかわらず、本法、および無効または違憲と宣言されないすべての部分、セクション、項、段落、条項、文、句、語、または適用を自ら受諾する意思があったことをここに宣言する。

セクション5 広範な解釈。

本発議はその目的の達成のため、広範に解釈されるものとする。

セクション6. 投票法案の対立。

(a) 本法案と、中産階級向け持家取得ローンの資金調達を目的とした収益債券の発行を承認する別の法案が、同時に州全体の選挙の投票用紙に記載される場合、後者の法案の規定は本法案に対立するものとみなされる。本法案が、これと対立するものとみなされる案よりも多くの賛成投票を獲得した場合は、本法案の規定が全面的に優先され、他方の法案の規定は無効となる。

(b) 本法案が有権者によって承認されながら、同一の選挙において有権者が承認した対立する法案によりその全部または一部が置き換えられ、かつその後、かかる対立する法案が無効とされた場合、本法案は自動的に施行され、完全に効力を有するものとする。

提案38

本発議法案は、California州憲法第II条セクション8の規定に従って住民に提出される。

本発議法案は、保健安全法典に条項を追加するものである。従って、提案された新規条項は、新規である旨を示すため斜字体で表記される。

提案された法律

California免疫学研究・治療法推進構想

第1条 名称。

本法は、「California州免疫学研究・治療法推進構想」として知られ、またその名称で引用することができる。

セクション2. 所見および宣言。

California州民は、以下のすべてを認定し、宣言する。

(a) 医学的研究は、最も致死率が高く、身体機能を著しく損なう病気や、その他多くの国民とその家族を日々脅かす健康上の問題について、その予防、治療、根治において、まさに画期的な進展を遂げようとしている。

(b) 免疫学および免疫療法という成長著しい医学的研究分野は、ヘルスサイエンスにおける画期的な前進を約束するものであり、その研究に十分な資金が投入されるなら、多くのアメリカ人を毎年死に至らしめ、あるいは身体障害に陥らせている代表的疾患の幅広い範囲について、その治療と予防において飛躍的進歩をもたらす可能性がある。

(c) 免疫学および免疫療法とは、体本来の免疫システムを活用して疾患を特定し、阻止するものである。近年において、免疫療法は、悪性黒色腫、肺がん、一部の白血病およびリンパ腫、およびその他のがんとの闘いにおいて、有効な治療法であることが実証されている。

(d) 多くの医師や医学研究の科学者は、免疫療法には、がん、心臓病、アルツハイマー病およびパーキンソン病などの神経疾患、糖尿病、肥満、高血圧、高コレステロール血症、ALS(ルー・ゲーリック病)、HIV/エイズ、筋ジストロフィー、さらには関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、多発性硬化症などの自己免疫疾患を含む、私たちがその生涯中に経験する多様な疾患やその他の健康問題を予防し、治療させる可能性があると考えている。

(e) 免疫学における画期的な進歩が疾病の予防や人命の救済につながることを念頭に置けば、免疫学および免疫療法に関する医学的研究の支援は、公衆衛生の向上ならびに人命の救済と生活の質の向上を目指す州の包括的アプローチにおいて、極めて重要な優先事項と言える。

(f) これらの新興技術を十分に発展させ、その利点を活用するためには、持続的かつ信頼できる資金源の創出が不可欠である。これにより、資金不足によってもたらされる中断を招くことなく、研究を持続的かつ途切れることなく推進し、進歩の妨げや画期的な科学的発見の弾みを失う事態を防ぐことができる。

(g) 医学的研究に対する公的な資金調達は、これまで常に現代医学の進歩において中心的な役割を果たしてきた。2010年から2019年の間にFDAが承認した新薬のうち、その圧倒的多数—99.4パーセント—は公的な資金調達による研究の成果であった。

(h) California州はこれまで常に、テクノロジーの開発およびその飛躍的前進の最前線に立ってきた。California州は、とりわけヘルスサイエンスの分野において長い間主導的な役割を果たしてきた。同州内には世界をリードする最も革新的かつ権威ある数々の医学研究機関が拠点を構えるほか、国内でも最高峰の高等教育機関—California大学—があり、世界クラスレベルの医学部およびヘルスサイエンス研究センターを擁している。

(i) 従来型治療法ではこれまで効果が得られなかった、最難治性、かつ最も身体機能を損なう多くの疾患の治療ならびに予防において、California州には極めて大きな恩恵をもたらす免疫療法の開発を主導する責務があると言える。

(j) 免疫療法の開発に資金を提供することは、人命を救うだけでなく、衰弱を招く幅広い疾病や病気を予防およ

37

38

び治療することで、California州および同州の家庭の医療費に数十億ドルの節約をもたらすことになる。

(k) 免疫学および免疫療法は、California州のバイオテクノロジー産業の発展、好待遇の雇用の創出、経済生産の拡大に繋がり、助成金、知的財産のライセンス供与、民間セクターからの投資といった新たな収益を喚起することになる。California州のバイオテクノロジーは、今日の情報テクノロジーに匹敵するほどの経済的意義を持つ存在になる可能性を秘めている。

(l) がん、心臓病、アルツハイマー病、パーキンソン病、糖尿病などの致命的疾患により、愛する人の人生が狂わされ、その命が奪われ、毎年無数の家族が深く傷ついている。あらゆる家族に影響を及ぼす病気を予防し治療する有望な免疫療法の研究に投資することは、私たち自身の責務である。

(m) これは医学史における転換点であり、かつて幾度となくそうであったように、California州はこの好機を確実に捉え、革新の分野で再び全米をリードする役割を果たさなければならない。

第3条 目的および趣旨。

California州民は、本法の施行により、以下のすべての事項を達成することを意図する。

(a) California大学に付属する、世界を主導する革新的な免疫学および免疫療法研究機関に資金を提供し、ヒトの免疫系の力、最先端の科学とテクノロジー、および高度なコンピューティングテクノロジーを駆使して、慢性疾患の予防と治療に向けた科学的発見と次世代の治療法を創出し、California州民のより長く健康な生活を実現する。

(b) 免疫学および免疫療法の研究に関して、California州に拠点を置く公立および非営利の大学、ならびに非営利の医学研究機関のみを対象に助成金を交付し、California州民全員が、命を救う療法や治療法にアクセスできるよう拡大する。これに際し、営利組織または製薬企業には一切資金が交付されないことを確保する。

(c) がん、心臓病、アルツハイマー病、パーキンソン病、糖尿病、肥満、高血圧、高コレステロールなどの疾患およびその他あらゆる疾病を、この世代のうちに根絶できるよう、研究や臨床試験の実績が裏付けられた公立および非営利の大学、ならびにその他の非営利医学研究施設において、免疫学に基づくアプローチを用いた研究、教育、さらには各種疾患に対する治療法および療法的アプローチの開発に資金を提供する。

(d) がん、心臓病、アルツハイマー病の予防、治療、および根治に関する研究に特化して、40億ドル(\$4,000,000,000)以上を拠出する。

(e) 生物医学の科学者、疾患モデリングの専門家、ゲノム技術者、データサイエンティスト、計算科学の専門家、治療法開発者、臨床試験の先駆者らを世界中から結集させ、こうした疾患から人々を守る予防ワクチンを開発するとともに、世界が直面する最も慢性かつ深刻な疾患に対する治療法や根治法を確立する。

(f) California大学に付属し、同時に、独自性、協調性、および革新性を備えた非営利の研究機関を資金援助の対象として選定し、州の監督体制の合理化、官僚主義や煩雑な手続きの解消を図り、目的を絞った成果重視の研究を確保する。

(g) 治療法開発の成功から生じる経済的収益を新たな研究分野に再投資することで、最終的には自己持続可能な非営利の医学研究センターに資金を提供し、これにより、将来的に公的資金を一切必要とせず、財政的に自立した研究施設を創設する。

(h) 本法によって進められた免疫療法の収益総額の10%を、本法の経費を賄う目的で州に納付することを義務付ける。これにより、実質的融資プログラムとして機能させ、納税者がこの肝要な研究への投資額を全額回収できるようにする。

(i) 本法による資金を用いて開発されたテクノロジーまたは医薬品のライセンスを供与する受益者すべてに対し、そのテクノロジーまたは医薬品を、全国平均価格より少なくとも20%低い価格でCalifornia州の患者に提供することを義務付け、同州民が公的投資から直に恩恵を享受できるよう徹底する。

(j) 本法に基づき拠出されるすべての研究資金が、厳格な説明責任および透明性の要件に確実に遵守されるよう徹底する。これには、総資金の98%を医学的研究および治療法の開発の関連費用に支出する要件、州政府の行政経費を2%以下に抑制する制限、利益相反に関する厳格な規則、支出内容の一切の公開、および独立した財務監査が含まれる。

(k) 将来の医療費を大幅削減する研究に資金を提供し、さらに免疫学分野の画期的な進展から生まれる特許およびライセンス料による収益を州が享受できる機会を創出することにより州の予算の保護、および州の利益を図る。

(l) 高賃金による雇用、生物医学産業プロジェクト、ならびに州内に新たな税収をもたらす可能性のある治療法の創出を通じて、California州の経済に恩恵をもたらす。

(m) 免疫療法の研究および治療という新興分野において、California州のバイオテクノロジーおよびライフサイエンス産業を世界のリーダーとしての地位に高め、健康分野の革新と経済成長における同州のグローバルハブとしての地位を強化する。

セクション4. 保健安全法典に第110.5編(セクション130350以降)を追加し、その内容を以下の通りとする。

第110.5編 CALIFORNIA免疫学研究・治療法推進構想

第1章 CALIFORNIA免疫学・免疫療法医学研究法

130350. 本章は、「California州免疫学および免疫療法医学研究法」として知られ、またそのように言及されるものとする。

130351. 本章の目的上、以下の用語は、次の意味を有するものとする。

(a) 「委員会」とは、セクション130362に準拠して設置された、市民財務説明責任監視委員会をいう。

(b) 「評議会」とは、セクション130355に準拠して設置された諮問および説明責任研究評議会をいう。

(c) 「部門」とは、州公衆衛生局、またはその後継機関をいう。

(d) 「基金」とは、セクション130377に準拠して設立されたCalifornia州免疫学および免疫療法医学研究基金をいう。

(e) 「機関」とは、セクション130353に準拠して部門が選定した非営利の医学研究機関をいう。

(f) 「知的財産権」とは、ノウハウまたは発明に関連するあらゆる排他的権利を意味し、これには、発明者証明書を含む、全世界におけるあらゆる営業秘密、著作権、商標、マスクワーク、ソフトウェア、特許およびそれらの出願、ならびに契約上の権利を含め、他者が本定義に規定される行為のいずれかを行うことを当事者が実質的に排除可能なあらゆる形態の権利が含まれる。ただし、セクション130352の(b)項に準拠して研究資金を受領した研究所、公立または非営利の大学、もしくは非営利の研究機関が、当該知的財産権の被許諾者であるか、またはその他の方法で許可された使用者である場合、かかる権利が本定義に該当するのは、当該研究所、公立または非営利の大学、もしくは非営利の研究機関が、再許諾権またはこれに相当する権利を付与する権利を有する場合に限定される。

(g) 「発明」とは、米国特許法および規則に基づき特許を付与される、あるいは付与される可能性のある、あらゆる新規かつ有用な装置、手法、プロセス、機械、製造物、意匠、物質の組成物、もしくはあらゆる新規かつ有用な改良、または植物の品種をいう。

(h) 「ノウハウ」とは、構想、アイデア、イノベーション、発見、発明、知識、プロセス、機械、製造物、化学組成、製品サンプル、アッセイ、物質の組成、改良、機能強化、修正、技術開発、テクノロジー、手法、慣行、技法、システム、デザイン、アートワーク、図面、計画、仕様、遺伝子配列、医薬品、処方、マスクワーク、ソフトウェア、文書、人または機械が読み取り可能な形式であるか否かを問わず、著作

物、製品、営業秘密、技能、経験、経験および必要に起因する動機、文書類、装置、臨床および規制戦略、薬理学、毒性学、臨床試験データを含む試験データ、分析および品質管理データ、ならびに特許データまたは明細書をいい、これらがいずれも特許性、著作権性、またはその他の法的保護の対象となるか否かを問わない。ただし、これらが以下のすべての要件を満たすことを条件とする。

(1) セクション130353または130357に定める助成契約の満了または終了前に、考案、作成、実用化された、またはその他の形で存在していたものであること。

(2) 単独の、または他の者と共同で発明した発明者により、研究所、公立または非営利の大学、あるいは非営利の研究機関に譲渡されているものであること。

(3) 助成契約およびそれに関連する資金提供の対象事項に、直接または間接的に関連するものであること。

(i) 「特許」とは、米国または海外における特許出願、あるいは関連する特許文書をいう。これには、仮出願、分割出願、継続出願、部分継続出願、代替出願、更新出願、再発行出願、延長出願、確取出願、再審査出願、登録出願、およびその代替、更新、再発行、延長、確認、再審査、登録をいい、これらから発行されたすべての特許およびその代替、更新、再発行、延長、確認、再審査、登録もこれに含まれる。

(j) 「ソフトウェア」とは、あらゆる有形媒体に保存される、機械で読み取り可能または実行可能なあらゆるコードをいう。

130352. (a) 第2章(セクション130370以降)に準拠して発行および売却された、セクション130383に準拠して発行された償還債券を除く債券の収益金は、セクション130377に準拠して設立されたCalifornia州免疫学および免疫療法医学研究基金に拠出されるものとする。

(b) 本基金の資金は、本法および州一般義務債券法(政府法典第2編第4部第3章(第16720条以降))に基づき認められたその他の一切の支払いの履行後、当該部門に配分され、以下の通り支出されるものとする。

(1) 当該資金の50%は、免疫学および免疫療法分野におけるヘルスサイエンス研究を実施または主導する目的で、単一の非営利医学研究機関に交付されるものとする。

(2) 当該資金の50%は、免疫学および免疫療法の分野におけるヘルスサイエンス研究を実施する目的で、評議会における代表を有する公立および非営利の大学、ならびにその他の非営利研究機関に配分されるものとする。本項に基づき拠出される資金は、申請プロセスを経て特定の研究プロジェクトに対する個別助成金として給付されるものとし、当該申請はセクション130356に準拠して審査される。また、当該資金は一律のブロック助成金の性質を伴わないものとする。

130353. (a) 部門は、セクション130352条(b)項(1)号に準拠し、かつ以下の基準をすべて満たす、部門が選出する単一の非営利医学研究機関との間で締結された資金提供契約に従い、資金を支給する。

(1) 研究機関とは、内国歳入法セクション501(c)(3)項に準拠した連邦所得税の免除対象となる医学研究機関であり、2025年1月1日時点において存続しており、かつ、免疫学および免疫療法の分野における研究をその主たる目的として設立され、かつ当該分野を専門としているものである。

(2) 研究機関は、遅くとも2025年1月1日までに締結された、下記のすべての要件を満たすCalifornia大学のあるキャンパスとの提携関係を確立する提携協定を有する。

(A) キャンパスに、免疫学および免疫療法に関する大学院教育プログラムがある。

(B) キャンパスに、1つまたは複数の病院で構成され、新規の実験的薬剤および治療法に関する独自の臨床試験を実施する公的ヘルスケアシステムを有している。

(C) キャンパスのヘルスケアシステムにおける病院および診療所の診療実績が、年間35,000件以上の入院患者数および3,500,000件以上の外来患者数に達している。

(3) 2025年1月1日までに策定された研究機関の定款および第(2)項に明記された提携協定の規定に基づき、研究機関は理事会による経営管理を受けるものとし、同理事会には、提携協定の当事者であるCalifornia大学各キャンパス、または当該キャンパスの公的ヘルスケアシステムのシニアレベル代表者である複数の理事が含まれる。

(4) 2026年1月1日時点において、研究機関は、200,000平方フィート以上の面積を保有または賃借しており、その敷地は研究機関の研究活動を実施する研究施設として利用されることを目的としている。

(5) 研究機関は、California州内の他の適格非営利医学研究センターと共同で、多施設共同臨床試験の実施も含め、免疫学および免疫療法に関する医学的研究を行うことに同意している。

(6) 研究機関は、第(2)項に規定する提携協定において、2億5,000万ドル(\$250,000,000)以上の資金源を、慈善寄付または資金調達確約の形で特定している。

(7) 研究機関は、ワクチンの開発プログラムの加速を支援する資金として5,000万ドル(\$50,000,000)以上、およびマイクロバイオーム研究プログラムを支援する資金として5,000万ドル(\$50,000,000)以上の資金拠出の確約を得ている。

(b) (1) 第(2)項に別段の規定が設けられている場合を除き、部門は、本章の効力発生日から90日以内に、(a)項に準拠して研究機関を選定し、資金提供契約を締結する。

(2) (A) 部門が、(a)項に規定された基準を満足し、かつ本セクションに準拠した資金提供契約を締結する意思のある非営利の医学研究機関を特定できない場合、部門は、本章に基づく資金提供の対象となり、かつ本セクションに準拠した資金提供契約を締結する意思のある非営利の医学研究機関を特定できるよう、(a)項に規定された基準を修正する。

(B) (A)項に準拠して部門による基準の変更が行われる場合、当該変更は、適格非営利医学研究機関を特定するために必要な最小限の範囲にとどめ、かつ本章の目的を促進するものとする。

(C) 部門が本項に準拠して(a)項に規定された基準を変更する場合、部門は、かかる変更された基準が部門によって承認された日から90日以内に、研究機関を選定し、資金提供契約を締結する。

(c) (1) 部門は、研究機関が契約条件および本章の規定を履行していることを確認するため、(b)項に準拠して締結された契約を五年毎に見直すものとする。

(2) 研究所が協定の条項または本章の規定に相当程度に違反した場合、当該違反が本章の目的を相当程度かつ著しく阻害すると部門が、第(1)項に準拠して実施される五年ごとの見直しにおいて判断した場合は、その違反を理由として協定を解除することができる。ただし、部門が本項に基づき行ういかなる判断についても、研究所に対して通知を行い、指摘された不遵守を是正するための合理的な機会を与えるものとする。

(d) 本セクションに準拠して締結される資金提供契約において、当該契約に基づき資金提供を受けるすべての研究開発は、開かれた学術交流、ピアレビュー、および公的監視における確立された基準に従って実施されることを義務付けるものとする。

(e) (1) 本章の効力発生日以降、一般基金から、本章に規定される研究機関の研究プログラムの初期実施および支援費用として、研究所に対する設立資金貸付の財源を目的として、1億ドル(\$100,000,000)を予算計上する。部門は、研究機関に対するそれらの貸付のタイミングと金額を決定するものとし、その総額は上記の予算額を超えないものとする。

(2) 第(1)項に準拠して研究所に対して行われたいかなる貸付も、当該貸付の引き出しから12か月以内に一般基金に対して返済されるものとする。また、12か月以内に返済がなされない場合は、第2章(第130370条以降)に準拠して売却された債券の売却益から、財務官が定める実務上実行可能となる限り速やかに返済されるものとする。

130354. (a) セクション130352に準拠して支給された資金は、以下のとおり支出されるものとする。

(1) (A) 研究機関は、セクション130352の(b)項(1)に準拠して交付された資金を、研究機関内に所属し、かつ研

究機関が直接雇用または継続雇用する研究者および職員によって実行される、あるいは研究機関がその他に主導する免疫学および免疫療法の研究を行うために支出するものとする。

(B) セクション130352の(b)項(1)に準拠して拠出された資金のうち、少なくとも21億ドル(\$2,100,000,000)は、がん、心臓病、およびアルツハイマー病の予防、治療、および治療に関連する免疫学および免疫療法の研究を行うために費やされるものとする。

(2) (A) セクション130352(b)項(2)に準拠して拠出された資金は、評議会に代表を置く公立および非営利の大学、ならびにその他の非営利研究機関による免疫学および免疫療法の研究の実施を目的として支出されるものとする。本項に基づき資金提供される研究プロジェクトは、セクション130356の規定に従って選定される。

(B) セクション130352の(b)項(2)に準拠して拠出された資金のうち、少なくとも21億ドル(\$2,100,000,000)は、がん、心臓病、およびアルツハイマー病の予防、治療、および治療に関連する免疫学および免疫療法の研究を行うために費やされるものとする。

(3) 州一般義務債券法(政府法典第2編第4部第3部第4章(第セクション16720以降))に基づき承認された費用を除いた、実際の費用に相当する金額であって、セクション130352に準拠して拠出された全資金の2%を超えない範囲のものについては、本章に基づくそれぞれの責務を遂行するにあたり、部門、評議会、委員会および会計監査官の行政経費として支出することができる。

(b) 本章に基づき助成の対象となり得る研究活動には、以下が含まれるが、これらに限定されない。

(1) がん、アルツハイマー病、パーキンソン病、心血管疾患、糖尿病の予防に関する研究を含むがこれらに限定されない、疾患の発症メカニズムおよび疾患の進行に介入し得る経路を調査する基礎研究を実施すること。

(2) 疾患の早期発見を可能なものとするため、血液バイオマーカーおよび画像診断を含む診断ツールの開発と改善を実施すること。

(3) 病態形成をより深く理解し、疾患進行の各段階における治療法を検証するため、代表的な患者集団から組織標本および腫瘍モデルを収集・研究し、そのデータベース構築を実施すること。

(4) 遺伝的要因、環境曝露、生活習慣要因を調査し、これらが組み合わさって疾患の発症に及ぼす影響についてのより深い理解を目的として研究を実施すること。

(5) がんおよびその他疾患のサブタイプを分類し、個々の患者にとって最適な治療法を開発する目的で、疾患サブタイプのデータベースの構築を実施すること。

(6) 細胞、腫瘍、オルガノイドを対象とした薬剤または治療法の試験を実施し、細胞株を用いた複数の治療法の評価を行い、研究対象となる各疾患に対して最適な治療法候補を特定すること。

(7) 医薬品の製造管理及び品質管理の基準(GMP)施設を活用し、新たな細胞療法および遺伝子療法の開発と評価の促進を実施すること。

(8) 多様な患者グループを対象とした新規治療法の安全性および有効性評価の臨床試験を調整、実施、および監督すること。

(9) California州の患者にとって利用可能かつ手頃な価格の治療法の開発を実施すること。

130355. (a) 部門は、諮問および説明責任研究評議会の設立を調整し、支援する。

(b) (1) 評議会には七名からなる執行委員会を置くものとし、その委員は評議会の一般委員を兼務する。California大学Berkeley校、Davis校、Irvine校、Los Angeles校、Riverside校、San Diego校、およびSan Francisco校の各学長は、それぞれ自校から執行委員会に参画する代表者を一名ずつ任命する。

(2) 執行委員会は、多数決投票により、(A)および(B)に規定されるカテゴリーから、10名以上15名以下の追加委員を評議会に任命する。

(A) California大学を除く、California州の非営利大学のうち、免疫学および免疫療法の研究において実績とリーダーシップを示している大学の代表者。

(B) California大学に属しておらず、かつ免疫学および免疫療法の研究において実績とリーダーシップを実証してきた、California州の非営利学術および研究機関の代表者。

(3) 評議会の各委員は、免疫学および免疫療法の分野において実績が認められた医師、科学者、または研究者とし、執行委員会が定める追加の基準を満たすものとする。

(c) (1) 評議会の委員の任期は4年とする。

(2) (A) 執行委員会の委員の任期中に欠員が生じた場合、当該委員の任命権者は、その任期満了までの期間を務める後任の委員を45日以内に任命する。

(B) 執行委員会に属さない委員の任期中に欠員が生じた場合、執行委員会は、多数決投票により、当該欠員となった委員が代表する組織または機関を代表する後任の委員を、45日以内に任命し、残りの任期を務めさせるものとする。

(3) (A) 執行委員の任期満了時、同委員の任命権者は、30日以内に、改めて当該委員を再任するか、新たな任期で新たな委員を任命する。

(B) 執行委員会に属さない委員の任期満了時、執行委員会は、多数決投票により、30日以内に当該委員を再任するか、または新たな委員を新たな任期をもって任命する。任期満了後の委員は、後任の委員が任命されるまでその職務を継続する。

(d) (1) 評議会の議長および副議長は、両者とも執行委員会の委員であり、いずれも任期は2年とし、(2)項に定める場合を除き、評議会全体の多数決投票により選出されるものとする。

(2) California大学Los Angeles校から任命された代表者が、評議会の初代議長を務める。

(e) 評議会の定足数は、現職の委員の過半数とする。

(f) 評議会の委員は、その職務を無報酬で務めるものとするが、職務遂行に際して実際に発生した旅費および必要諸経費の弁償を受けることができる。

130356. (a) 評議会は、(e)項に規定される手続により、本章に基づき定められた選定基準および研究優先事項、ならびに本セクションに準拠して評価された提案の技術的妥当性に基づき、評議会に代表を置く公立大および非営利大学、ならびにその他の非営利研究機関から提案された研究プロジェクトのうち、セクション130352の(b)項(2)に準拠して資金提供を受けるべきものを決定する。

(b) (1) 評議会は、本セクションに基づく助成金の交付について、以下のすべての事項に基づき、選定基準および研究優先順位を定めるものとする。

(A) 提案の科学的価値。

(B) 方法論的に妥当な申請者の医学研究における経験。

(C) 住民の健康および福祉にもたらされる潜在的利益。

(D) 評議会により決定されるその他の基準。

(2) 第(1)項に準拠して研究の優先順位を確立するにあたり、評議会は、最も即時性が高く、利用しやすく、かつ手頃な費用の治療法を成果として生み出す可能性が最も高く、免疫療法への患者のアクセスを向上させることを目的とする研究プロジェクトを最優先とする。

(c) (1) 評議会は、免疫学および免疫療法の識者で構成される一つまたは複数の科学的ピアレビュー委員会を設置し、評議会が(b)項に準拠して策定した選定基準および研究優先順位に基づき、提案をレビューし、優先順位を決定することができる。

(2) 科学的ピアレビュー委員会のメンバーである識者が申請者と協力関係または商業的關係にある場合、当該助成金申請の審査への参加資格を失うものとする。

(d) 本セクションに基づき交付されるすべての助成金は、州内を主な拠点とする研究者または研究プロジェクトに対して交付されるものとする。ただし、California州を拠点とする研究者および州外の研究者との共同研究に対する資金提供は認められるものとする。

(e) (1) 評議会は、評議会に代表を置く公立大学、非営利大学、およびその他の非営利研究機関から受領した資金調達申請を、その多数決投票により承認または却下するものとする。

(2) 評議会は、本セクションに準拠する助成金申請への資金提供に関する最終的決定を行うにあたり、セクション130353に準拠して部門が選定した機関との協議を行うものとする。

(f) 評議会は、研究資金の交付における利益相反を防止するため、全米科学アカデミーにより確立されたベストプラクティスに基づき、資金提供提案の審査に関する利益相反基準を策定し、少なくとも四年ごとに当該基準を更新し、全米科学アカデミーが採択した基準と概ね整合させるものとする。

130357. (a) 部門は、特に免疫学および免疫療法の分野における科学研究、開発、および臨床試験に対する資金提供について、セクション130356に準拠して評議会が選定した助成金受給者と助成金契約を締結する。

(b) 締結される各助成契約において、当該契約に基づき資金提供を受けるすべての研究開発は、開かれた学術交流、ピアレビュー、および公的監視における確立された基準に従って実施されることを義務付けるものとする。

(c) 各助成契約において、助成金受給者は、California州の供給業者からの購入割合を50%以上とすることを目標として、誠意を尽くして努力し、合理的に可能な範囲でCalifornia州の供給業者から物品およびサービスを購入することを義務付けるものとする。

(d) 各助成契約においては、助成金受給者が、セクション130353に準拠して部門が選定した研究機関に対し、助成対象の研究に実質的に参加し、協働する機会を提供することを義務付けるものとする。

(e) 各助成契約においては、助成金受給者に対し、当該助成対象の研究の一環として実施されるいかなる臨床試験についても、California大学Los Angeles校が実質的に参加し、協働する機会を提供することを義務付けるものとする。

(f) 各助成契約においては、助成金受給者がセクション130361の(b)項に基づき実施される監査を受け、これに協力することを義務付けるものとする。

(g) 本セクションに基づき締結されるすべての助成契約において、間接経費は研究助成金の20%を上限とする。ただし、助成金受給者が助成金額の20%を超えるマッチング資金を提供した場合、当該超過額分に相当する額を間接経費の上限として引き上げることができる。

130358. (a) (1) (A) 本章に基づきいかなる研究資金受給者も、本章に基づき資金提供を受けた研究から生じた知的財産権の売却、ライセンス供与、またはその他のいかなる商業化もしくは収益化によって当該

研究資金受給者が得た全収益の10%に相当する金額を、California州に対して支払うものとする。

(B) (A)項に基づきなされる支払いについては、当該知的財産権の根拠とされた研究が、本章に基づき拠出された研究資金によってその全額または一部のみが賄われたか否かを問わず、当該支払い額を算定するものとする。

(C) 本項に基づき行われるすべての支払いについて、研究資金の受給者は、いかなる派生収益であってもその受領後30日以内に州に対して行うものとする。

(2) 第(1)項に準拠して行われる支払いは、その支払いの累計額が、第2章(セクション130370以降)に基づき発行された債券が州にもたらす総費用、かつ、セクション130375の(a)項(1)に準拠して設置されたCalifornia免疫学および免疫療法財務委員会が算定する、当該債券に対する利息を含む総費用に相当するまで、一般基金に預け入れられるものとする。

(3) 第(2)項に説明される累積総額が一般基金に支払われた後、第(1)項に準拠して受け取った追加の収益は、California免疫学および免疫療法医学研究基金に預け入れられ、本章の目的に沿って支出されるものとする。

(b) 本章に基づく研究資金の受給条件として、本章に準拠して資金提供された研究により開発された技術または医薬品をライセンス供与または販売するいかなる受給者も、政府資金による医療プログラムを通じて提供される場合を含め、当該技術または医薬品をCalifornia州の患者、病院、または保険会社に提供することを目的としたライセンス供与または販売にあたっては、当該技術または医薬品が、California州の患者、病院、および保険会社に対し、California州を除いて算出した同一の技術または医薬品の全国平均価格より少なくとも20%引き下げた価格にて提供することを義務付けることに同意し、その価格の算出方法は以下のとおりとする。

(1) 当該技術または医薬品の市販開始後最初の12か月間、当該技術または医薬品を購入するCalifornia州の患者、病院、および保険会社に対しては、California州以外の米国いずれの地域においても、当該技術または医薬品が患者、病院、および保険会社に販売される価格を上回る金額を請求しない。

(2) 当該技術または医薬品の最初の市販開始日から起算して一年が経過する日までに、販売開始後最初の九か月間のデータを基に、全国平均価格を算出する。その後、当該技術または医薬品は、California州を除く全国平均価格の算定値より20%以上低い価格で、California州の患者、病院、および保険会社に提供されるものとする。

(3) California州を除く全国平均価格の算定は毎年行われ、California州における当該技術または医薬品の価格は、算定された全国平均価格と比較して、California州の購入者が少なくとも20%のコスト削減効果を得られるよう、必要に応じて調整されるものとする。

(c) 本章に基づく研究資金の受給者は、資金提供を受けた研究から生まれた知的財産権の所有権が、セクション130352の(b)項に準拠して資金提供を受けた研究機関、公立または非営利の大学、もしくは非営利の研究機関に帰属することを義務付けるものとする。いかなる知的財産権の所有権を要求する措置も、すべての職員、科学者、研究者、独立請負業者、または本章に基づいて研究機関、公立大学、非営利大学、または非営利研究機関に対して助成金、契約、またはその他の方法で資金提供を受けるその他の個人による特許権およびその他の知的財産権の譲渡義務および実際の譲渡により達成されるものとする。

(d) セクション130352(b)項に従って拠出された資金に基づき、またはその結果として生じた、その特許性の有無にかかわらず着想または実用化された知的財産権については、資金提供の受給者が、所有する、もしくはライセンス供与された特許およびその他の知的財産権を含む、新たな知的財産権の実施を妨げる、または新たな知的財産権の商業的利用を妨げる可能性のある基礎技術権を有する範囲において、当該資金提供の受給者は、当該基礎技術について、実施権者または許可された使用者がサブライセンスを付与する権利を有する場合、または同等の権利が許可されている場合、特に、本章に基づいて資金提供された研究から生じる新たな知的財産権の販売、ライセンス供与、またはその他の商業化もしくは収益化に関連した新たな知的財産権の実施に限定して、世界的な、ロイヤリティフリーのライセンスを付与するものとする。

(e) (1) 研究機関は、部門と協議の上、以下のすべてを満たすライセンスプログラムを策定する。

(A) 本章に基づき資金提供を受ける研究から生じる知的財産権の売却、ライセンス供与、またはその他の商業化もしくは収益化から得られる収益を最大化する。

(B) 本章に基づき資金提供を受ける研究から生じる知的財産権の商業化または収益化に向けたあらゆる取り組みにおける統一性を高めるため、標準化されたライセンス条件および交渉上の許容範囲を策定する。

(C) 本章に規定する研究により生じたライセンスの総数に基づき、(a)項(1)号に従ってCalifornia州への資金返済を円滑化し、California州への将来の支払いの見通しを立てる。

(2) (A) 研究機関は、部門と協議の上、本章に基づき資金提供を受けた研究から生じる知的財産権の売却、ライセンス供与、またはその他の方法による商業化もしくは収益化に関するすべての契約について、重要な契約条件の統一性を確保し、当該商業化もしくは収益化の取り組みから得られる収益を最大化することを目的として、情報集約機関および承認機関としての役割を果たすものとする。

(B) 本章に基づき資金提供を受けた研究から生じる知的財産権の売却、ライセンス供与、またはその他の方法による商業化もしくは収益化に関するすべての契約は、その締結前に研究機関に提出し、その審査を仰ぐものとし、研究機関には、提案された契約条件の修正について勧告を行う機会が与えられるものとする。

(C) 研究機関がセクション130357の(d)項に準拠して研究への参加および共同研究を行う権利を行使するすべての事案において、当該研究機関は、その研究から生じる知的財産権の売却、ライセンス供与、その他の商業化または収益化に関するあらゆる契約の交渉について、主たる責任を負うものとする。

(f) (1) (A) 本章に基づく研究資金の受給者が、本章に基づき資金提供を受けた研究から生じる知的財産権のライセンス供与を目的として締結するいかなるライセンス契約においても、当該契約の対象となる知的財産権の売却、その他商業化または収益化による収益総額のうち、少なくとも10%のロイヤリティを研究資金の受給者が受け取ることを義務付けるものとする。

(B) (A) 項に定めるところにかかわらず、本章に基づく研究資金の受給者によって、本章に基づき資金提供を受けた研究から生じる知的財産権のライセンス供与を目的として締結されたライセンス契約については、部門が研究機関と協議の上、その契約が本章の目的の達成に寄与すると判断した場合、収益総額に対するロイヤリティ率を10%未満と定めることができる。本項に基づく決定は、ケースバイケースでなされるものとし、部門はいかなる場合においても5%未満のロイヤリティ率を承認しないものとする。

(2) 本章に基づく研究資金の受給者が、本章の規定に基づき資金提供を受けた研究から生じる知的財産権の商業化または収益化を目的として、合併事業その他のビジネス契約を締結する場合、当該研究資金の受給者は、当該合併事業またはその他のビジネス契約、およびその後の当該合併事業またはその他のビジネス契約の売却から生じる総利益の少なくとも25%を受け取るものとする。

(g) セクション130352の(b)項に基づき資金提供を受けるあらゆる研究機関、公立または非営利の大学、あるいは非営利の研究機関は、すべての職員、科学者、研究者、独立請負業者、または本章に基づき拠出された資金から助成金、契約その他の方法により資金提供を受けるその他の個人のうち、当該資金による研究の成果を公表する意思のある者に対し、当該公表または発表の少なくとも30日前までに、提案された書面による出版物の写しまたは口頭発表の概要を、当該研究機関、公立または非営利大学、もしくは非営利研究機関に提出し、審査を受けるよう義務付けるものとする。審査を行う研究機関、

公立または非営利の大学、あるいは非営利の研究機関は、以下の両方の措置を講じる権利を持つものとする。

(1) 特許に関する理由、またはその時点で合理的な具体性をもって明記されるその他の理由により、出版物または発表に対する修正を提案すること。

(2) 審査機関、公立もしくは非営利の大学、または非営利研究機関による決定に従い、特許となり得る情報を保護し、知的財産権を保護するための特許出願を提出できるようにするため、出版または発表の合理的な延期を要請すること。

130359. (a) 研究機関は、研究機関の活動、研究成果、および研究機関の全体計画の今後の方向性を明記した年次報告書を一般向けに発行するものとする。

(b) 各年次報告書には、以下のすべてを含むものとするが、これらには限定されない：

- (1) 有望な新たな研究分野を含む、研究成果の要約。
- (2) プロジェクト目標に向けた進捗状況、ならびに主要な科学的知見またはマイルストーンの説明。
- (3) 査読付き出版物、出願された特許、または開始された臨床試験の件数および種類。

(4) 研究機関の管理費の要約。

(5) 研究機関の戦略的研究計画および財務計画に関する報告。

(c) 年次報告書は、研究機関のインターネットウェブサイト上で公開するものとする。

130360. (a) 評議会は、交付された助成金、実施中の助成金、研究成果、および評議会の助成金交付事業全体の今後の方向性を明記した年次報告書を一般向けに発行するものとする。

(b) 各年次報告書には、以下のすべてを含むものとするが、これらには限定されない：

- (1) 有望な新たな研究分野を含む、過去の助成金受領者による研究成果の要約。
- (2) その年に割り当てられた研究助成金の件数および金額(米ドル)。
- (3) 前年の助成金受領者、ならびに現在までの研究の進捗状況および成果に関する報告。
- (4) 評議会の助成金と、その研究事業の全体的な戦略との関連性の評価。
- (5) 評議会の戦略的研究計画および財務計画に関する報告。
- (6) 評議会の管理費の要約。

(c) 年次報告書は、部門のインターネットウェブサイト上で公開するものとする。

130361. (a) 研究機関は、自らの活動に関する独立した財務監査を公認会計士事務所に毎年委託するものとし、当該監査は会計監査官に提出されるものとする。会計監査官は、当該監査を審査するものとし、当該審査に関する公開報告書を毎年発行するものとする。会計監査官は、適切な通知を行い、かつ正式な公示期間を設けて、公開会議を開催するものとする。会計監査官は、パブリックコメントを評価するものとし、年次報告書に適切な要約を含めるものとする。

(b) 評議会は、自らの活動、ならびに監査期間中に本章に基づく助成金による支出を行った助成金受領者のうち無作為に選ばれた10パーセントの者の活動に関する独立した財務監査を、1社以上の公認会計士事務所に毎年委託するものとする。これらの独立した財務監査は会計監査官に提出され、会計監査官は当該監査を審査し、当該審査に関する公開報告書を毎年発行するものとする。会計監査官は、適切な通知を行い、かつ正式な公示期間を設けて、公開会議を開催するものとする。会計監査官は、パブリックコメントを評価するものとし、年次報告書に適切な要約を含めるものとする。

130362. (a) (1) 6名の委員で構成される市民財務説明責任監督委員会を設置するものとする。

(2) California州監査官、財務官、上院仮議長、下院議長、および評議会の議長は、それぞれ委員会の一般委員1名を任命するものとする。

(3) 会計監査官、または会計監査官の被指名者は、委員会の議長を務めるものとする。

(b) 委員会は、以下のすべてを行うものとする：

(1) 第130361条に基づき作成された年次財務監査、当該監査に関する会計監査官の報告書、ならびに機関および評議会の財務実務を審査すること。

(2) 機関および評議会の財務実務および実績に関する勧告を含む年次報告書を発行すること。

(3) パブリックコメントを評価し、自らの年次報告書に適切な要約を含めること。

(c) 委員会は、適切な通知を行い、かつ正式な公示期間を設けて、公開会議を開催するものとする。

(d) 会計監査官は、委員会に職員による支援を提供するものとする。

130363. (a) 他のいかなる法律の規定にもかかわらず、機関は、政府法典第1編第10部(第7920.000条以降)、第2編第3部第1篇第1章第9節(第11120条以降)、および第9編(第81000条以降)を含むがこれらに限定されない、州法上のいかなる目的においても公的機関とはみなされないものとする。

(b) 本条に別段の定めがある場合を除き、1974年政治改革法(政府法典第9編(第81000条以降))は評議会に適用されるものとする。

(1) 評議会の委員は、自らの雇用主に対する助成金の交付もしくは契約の付与を承認する決定を行ってはならず、その決定に関与してはならず、またはいかなる方法によっても自らの公式な立場を利用して当該決定に影

響を及ぼそうとしてはならない。ただし、委員は、自らの雇用主と同じ分野にある事業体に対する助成金の交付もしくは契約の付与を承認する決定に関与してもよい。

(2) 評議会の委員は、当該委員またはその家族が罹患している疾患に関する研究を目的として、事業体に対する助成金もしくは契約を承認または交付する決定に関与してもよい。

(3) 選定基準および研究の優先順位に関する一般的な基準の採択は、利益相反の禁止の対象となる決定ではない。

(c) (1) California大学のいずれかのシステムの教員または管理者である者が評議会の委員を務めることは、それ自体をもって、California大学のいずれかのシステムの教員または管理者としての当該評議会委員の職務と矛盾するもの、両立しないもの、相反するもの、または害するものとはみなされないものとし、いずれかの役職の自動的な退任をもたらさないものとする。

(2) 非営利の学術機関もしくは研究機関の代表者または従業員である者が評議会の委員を務めることは、当該組織または機関の代表者もしくは従業員としての当該評議会委員の職務と矛盾するもの、両立しないもの、相反するもの、または害するものとはみなされないものとする。

(d) 政府法典第1090条は、以下の両条件が満たされる場合を除き、評議会が行ういかなる助成金の交付または契約の締結にも適用されないものとする：

(1) 当該助成金もしくは契約が、評議会のいずれかの委員または当該委員が代表する事業体によって提供されるサービスに直接関連しているか、あるいは当該委員または当該委員が代表する事業体に財政的利益をもたらすこと。

(2) 当該委員が、当該助成金もしくは契約に関する決定を行うこと、その決定に関与すること、またはいかなる方法であれ自らの公式な立場を利用して当該決定に影響を及ぼそうと試みることにについて、自ら回避することを怠ること。

130364. 部門は、本章の目的および規定を実施するために、規則および規制を制定、改正、および廃止することができる。

第2章 2026年CALIFORNIA州免疫学および免疫療法債券法

130370. 本章は、「2026年California州免疫学および免疫療法債券法」として知られ、同名称で引用することができるものとする。

130371. 本章の目的上、以下の用語は、次の意味を有するものとする：

(a) 「理事会」とは、第130375条(b)に基づき指定された州公衆衛生局をいう。

(b) 「委員会」とは、第130375条(a)に基づき創設されたCalifornia免疫学および免疫療法財務委員会をいう。

(c) 「基金」とは、第130377条に基づき創設されたCalifornia免疫学および免疫療法医学研究基金をいう。

(d) 「州一般義務債券法」とは、政府法第2編第4部第3篇第4章(第16720条以降)に法典化され、随時改正される州一般義務債券法をいう。

130372. (a) 本編に明記された目的を遂行するための資金を提供し、政府法典第16724.5条に従って一般義務債券費用回転基金に補填するために、第130383条に従って発行されるいかなる借り換え債券の金額も含まない総額84億ドル(8,400,000,000ドル)、またはそのうち必要とされる額の債券を発行および販売することができる。

(b) 当該債券は、販売、発行、および引渡しが行われた時点で、California州の有効かつ法的拘束力のある債務を構成するものとし、かつ、元金および利息の支払期日が到来した際の当該債券の元金および利息双方の期日通りの支払いを果たすために、ここに州の十全な信義および信用を誓約するものとする。

(c) 財務官は、(a)項で承認された債券を、第130376条に従って委員会が必要または望ましいと決定した金額において発行および販売するものとする。当該債券は、第130376条に従って委員会が採択する決議に明記された条件に基づいて発行および販売されるものとする。

130373. 政府法典第13340条またはその他いかなる法律の規定にもかかわらず、基金内の資金は、以下の目的のために会計年度に関わりなく充当される：

(a) 第1章(第130350条以降)に記載される免疫学および免疫療法の分野における医学研究の実施であって、当該研究の支援および管理において発生するあらゆる費用を含むもの。

(b) 債券の発行費用の支払い。

(c) 本編および州一般義務債券法に記載されたその他のあらゆる費用の支払い。

130374. 本章によって承認された債券は、州一般義務債券法に規定される通りに準備、執行、発行、販売、支払、および償還されるものとし、同法のすべての規定は、当該債券および本章に適用されるとともに、政府法典第16727条(a)項および(b)項が適用されないことを除き、その全文が本章に記載されているかのように、本章に組み込まれるものとする。

130375. (a) (1) 州一般義務債券法に従って、本章によって承認された債券の発行および販売を承認する目的のみのために、California免疫学および免疫療法財務委員会をここに創設する。本章の目的上、California免疫学および免疫療法財務委員会は、州一般義務債券法において使用される「委員会」という用語に該当する。

(2) 委員会は、財務官、会計監査官、および財務局長から構成されるものとする。

(3) 財務官は、委員会の委員長を務めるものとする。

(4) 委員会の過半数が、委員会として行動することができるものとする。

(5) 他のいかなる法律にもかかわらず、委員会の委員は、すべての目的において、あたかも自身が直接出席しているかのように、自身の代わりに当該委員として行動する代表者を指定することができる。

(b) 州公衆衛生局は、州一般義務債券法の目的上、「理事会」として指定される。

130376. (a) 第130353条に従って州公衆衛生局が選択した研究機関から、第1章(第130350条以降)の目的を遂行するために資金が必要である旨を記載した書面による要請があった場合、理事会は、委員会に対し、本章に従って債券を発行するよう要請するものとする。理事会から当該要請を受領した場合、委員会は、本章に明記された行為を遂行するために本章に従って承認された債券を発行および販売することが必要または望ましいか否か、および、そうである場合は発行および販売される債券の金額を、決議により決定するものとする。

(b) 第1章(第130350条以降)の目的を段階的に遂行するために、債券を順次発行し、販売することを承認することができ、かつ、すべての債券が一度に発行または販売される必要はない。

(c) 委員会が、第1章(第130350条以降)の目的のための資金を提供するためにこの取り扱いが必要または望ましいと決定した場合、当該債券は、連邦所得税の目的上、総所得に算入される利息を付してもよい。

130377. 本章に従って発行および販売された債券の収益は、州金庫に預託され、ここに州金庫内に創設されるCalifornia免疫学および免疫療法医学研究基金の勘定に組み入れられるものとする。

130378. 毎年、他の州歳入が徴収されるのと同じ方法および同じ時期に、州の経常歳入に加えて、毎年支払期日が到来する当該債券の元金および利息を支払うために必要な金額が徴収されるものとする。当該追加金額を徴収するために必要なすべての行為を行い、かつ遂行することは、歳入の徴収に関して法律により何らかの職務を課されたすべての公務員の義務である。

130379. 政府法典第13340条にかかわらず、本章の目的のために、かつ会計年度に関わりなく、以下の合計に等しい金額が、ここに州金庫の一般会計から継続的に充当される：

(a) 本章に準拠して発行され、売却された債券の元本および利息の支払期日が到来した際に、元本および利息を支払うために毎年必要な金額。

(b) 第130380条を実施するために必要な金額。

130380. 本章を実施する目的上、財務局長は、本章を実施する目的で委員会によって販売が承認されている未販売債券の金額から、第130383条に従って承認された借り換え債券の金額、第130381条に従って貸し付けられまだ返済されていない金額、および本条に従って一般会計から引き出されまだ一般会計に返還されていない金額を差し引いた額を超えない金額を一般会計から引き出すことを承認してもよい。引き出された金額はすべて、当該基金に預託されるものとする。本条に基づいて利用可能となった金銭はすべて、本章を実施する目的での債券の販売により得られた金銭を原資として、当該金銭が共同資金投資勘定において得たであろう利息に等しい金額を加えた上で、一般会計に返還されるものとする。

130381. 理事会は、本章を実施する目的で、政府法典第16312条に従って共同資金投資勘定からの貸付けを行うよう共同資金投資委員会に要請してもよい。要請の金額は、本章を実施する目的で委員会が決議により販売を承認した未販売債券の金額であって第130383条に従って承認された借り換え債券を除外したものから、本条に従って貸し付けられまだ返済されていない金額、および第130380条に従って一般会計から引き出されまだ一般会計に返還されていない金額を差し引いた額を超えないものとする。理事会は、当該貸付けを受け、かつ返済するために共同資金投資委員会が要求するいかなる文書も作成するものとする。貸し付けられた金額はすべて、本章に従って理事会により割り当てられるよう、当該基金に預託されるものとする。

130382. 本章に従って販売された債券の割増金および経過利息に由来する、当該基金に預託されたすべての金銭は、当該基金に留保されるものとし、債券利息の支出に充当するため、一般会計への移転に利用できるものとする。ただし、割増金に由来する金額は、一般会計へのいかなる移転よりも前に、債券の発行費用を支払うために留保および使用してもよい。

130383. (a) 本章に従って発行および販売された債券は、政府法典第2編第4部第3篇第4章第6節(第16780条以降)に従って借り換えてもよい。

(b) 本章に記載された債券の発行に対する州の有権者による承認には、本章に基づいて当初発行された債券、または以前に発行された借り換え債券を借り換えるために発行される債券の発行の承認も含まれる。

(c) 本条によって承認されたとおり、借り換え債券の収益によって借り換えられた債券は、当該借り換えられた債券を承認する随時改正される決議に定められた方法および範囲において、法律により許容される範囲内で、その法的債務を消滅させることができるものとする。

130384. 本章または州一般義務債券法のいかなる規定にもかかわらず、指定された条件の下で連邦税の目的上、債券の利息が総所得から除外されるか、またはその他の方法で連邦税上の優遇措置を受ける資格がある旨の債券顧問弁護士の見解書が含まれる債券を財務官が本章に従って販売する場合、財務官は、債券の収益の投資のため、および当該収益の運用益の投資のために、

別個の勘定を維持してもよい。財務官は、連邦法の下で要求されるリベート、違約金、もしくはその他の支払いを行うためにそれらの収益または運用益を使用し、もしくはその使用を指示することができ、また、これらの債券の非課税ステータスを維持し、連邦法に基づき本州の資金のためにその他の優遇措置を得る上で必要または望ましい、当該債券収益の投資および使用に関するその他の行動をとることができる。

130385. 本章によって承認された債券の販売による収益は、California州憲法第XIII条Bにおいて使用される用語である「*tax proceeds* (proceeds of taxes)」ではなく、当該収益の支出は同条によって課される制限の対象とならない。

第5条 分離可能性。

この法律の条項が分離可能であること、および、この法律のいずれかの条項またはその一部が無効であると判断された場合であっても、当該無効性は、無効な条項がなくても効力を持たせることができる本法律の他のいかなる条項にも影響を及ぼさないものとする。人民の意図である。

第6条 広範な解釈。

本法律は、その根底にある目的を十分に促進するために、広く解釈され、適用されるものとする。

第7条 改正。

本法の条項は、当該改正が本法の目的を促進するものであることを条件として、議会の各院の議員の3分の2の票により可決され、かつ知事により署名された制定法によって改正することができる。ただし、かかる制定法は、債券収益の割当および支出、または債券収益を支出することができる目的に関する本法の条項を改正しないものとする。

提案39

本発議法案は、California州憲法第II条セクション8の規定に従って住民に提出される。

本発議法案は、California州憲法に節を追加するものである。したがって、追加が提案されている新たな規定は、新たな規定であることを示すためイタリック体で印刷される。

提案された法律

第1条 所見および目的。

California州憲法によって確立された、US市民権を含む既存の有権者資格を施行するために、人民はここにCalifornia州憲法を次のとおり改正する：(A) 選挙プロセスへの公衆の信用と信頼を促進し、それによって市民の参加を促し、健全な民主主義を支えるため、(B) 正確な有権者登録記録を維持し、投票資格を確認することによって、有権者の不正を抑止し、発見するため、および(C) 投票するための身元証明を要求することによって、有権者のなりすましのリスクを最小限に抑えるため。

第2条 California有権者身元確認改革。

38

39

第2.1条 California州憲法第II条に第3.1節が追加され、次のように規定される：

第3.1節 (a) 州務長官および郡の選挙担当官は、それぞれ正確な有権者登録リストを維持する義務を有するものとし、政府データを使用して市民権に関する申告を検証するために最善の努力を尽くすものとし、各郡の有権者名簿のうち、市民権の検証を受けた割合を毎年報告するものとする。

(b) 州内のいかなる選挙においても、有権者が直接投票を行うたびに、有権者は政府発行の身分証明書を提示するものとし、または郵便で投票する場合、有権者は、自身の有権者登録のために指定したものと一致する、政府発行の身分証明書の固有の識別番号の下4桁を提供するものとする。各有権者が指定した身分証明書の種類は、その有権者登録記録に明記され、その者に提供される郵便投票用封筒に記載されなければならない。また、電話または電子的手段による要求があった場合には、有権者本人がその情報を確認できなければならない。選挙担当官は、本節の要件に従って投票する者の身元を確認し、かつその者が当該選挙において1回のみ投票を行ったことを確認した後のみ、通常の投票用紙または暫定投票用紙を集計するものとする。政府発行の身分証明書とは、有権者の身元を確実に確認できる文書を意味する。有資格有権者からの要求があった場合、州は、投票を行う際に使用するための有権者IDカードを無償で提供するものとする。

(c) 本節は自動執行されるものとする。議会はまた、本節を実施し、連邦法に適合して軍人および海外の有権者による投票を規定し、ならびにすべての州および地方の担当官が本節を遵守し、かつその遵守を支援することを確実にするための法律を速やかに制定するものとする。市民は、州またはいずれかの郡による本節の遵守に関する司法審査および救済を求めてもよい。すべての奇数年において、California州監査官は、州および各郡による本節の遵守を監査し、選挙の完全性を向上させるためのその所見および勧告を一般に報告するものとする。

第3条 分離可能性。

本法律の条項は分離可能である。本法律のいかなる部分、条、項、段落、条項、文、句、単語、または適用が、何らかの理由により管轄権を有する裁判所の決定によって無効であると判断された場合であっても、当該決定は本法律の残りの部分の有効性に影響を及ぼさないものとし、残りの部分は、無効な部分または適用を除いて、効力を有するものとする。

提案40

本発議法案は、California州憲法第II条セクション8の規定に従って住民に提出される。

この発議法案はCalifornia州憲法に節を追加し、政府法典および歳入・課税法典の条を改正および追加します。したがって、追加が提案されている新しい規定は、それらが新しいことを示すためにイタリック体で印刷されています。

提案された法律

2026年ビリオネア税法 (2026 Billionaire Tax Act)

Californiaの人民は次のとおり制定する：

第1条 名称。

本法律は、2026年ビリオネア税法として知られ、同名称で引用することができるものとする。

第2条 所見。

(a) 人民は、適切な医療、質の高い公教育、および栄養のある食品へのアクセスが、人間の尊厳にとって、ならびに州全体の繁栄および強靱性にとって不可欠であることを認識している。医療、教育、および食料プログラムに対する差し迫った連邦資金削減の連鎖的な影響は、現在、これらの基盤を脅かし、すべてのCaliforniaの住民の福祉を危険にさらしている。

(b) 州の子供の半数以上、220万人の高齢者および障害のある人々、ならびにすべての就労成人の5人に1人を含む、1,500万人近くの低所得のCaliforniaの住民のための保障の基盤であるMedi-Calが、既存の問題をさらに悪化させることになる数十億ドルの連邦資金削減に直面していることから、Californiaの医療セーフティネットは並外れた脅威にさらされている。

(c) Medi-Calは、最新の連邦予算制定法および行政措置の実施により最大190億ドルの年間連邦資金を失うと予測されており、その結果、州の一般会計および地方政府にコストが転嫁されるか、または必要なサービスの削減が強いられることになる。今後10年間で、Medi-Cal単独に対する連邦資金の削減は、合計で約1,900億ドルになると予測されている。

(d) 数十億ドルの連邦資金の喪失は、すでに資金不足であるCaliforniaの医療セーフティネットをさらに圧迫する。2025-26年の州予算には、提供者への削減、ならびにMedi-Cal加入者に対する給付およびサービス的大幅な削減を含む、いくつかの新しい制限が含まれていた。Medi-Calに対する州の削減は、2027-28年には70億ドルに達し、2028-29年以降は毎年86億ドルに増加すると推定されている。

(e) これらの連邦および州の削減の前でさえ、Medi-Calは通常、医療を提供する実際のコストを大幅に下回る水準で病院および診療所に償還するため、Medi-Calの資金は多くの医療提供者が現在のサービス水準を維持するには不十分であった。

(f) 病院およびプライマリケア診療所は、特に農村地域において、これらの慢性的な支払い不足の結果として、極度の財政的圧力、営業損失、および人員削減に直面している。Medi-Calは、州全体の出産の半数に医療保障を提供している。近年、重要な産科病棟および救急部門の閉鎖が見られ、これらはすべて、その大部分がMedi-Calの低い償還率に起因している。

(g) Medi-Calへの投資は、すべての家族の健康保障への投資である。Medi-Calへの投資は、町および都市の至る所でプライマリケア診療所および地域保健センターが運営を続けられるようにし、人々が慢性疾患を管理し、費

用のかかる合併症を予防し、より長く健康的な生活を送ることを可能にする。これらのプログラムから削減される資金はすべて波及的な影響を及ぼす：診療所は閉鎖し、家族は医師を失い、および患者は、予防または管理できたであろう疾患によって不必要に苦しむこととなる。

(h) 手頃な価格で質の高い医療へのアクセスは、命を救い、家族を壊滅的な医療債務から守り、および地域社会を強化する。保障が失われるかまたは希薄化された場合、病院および診療所は、人員の削減、サービスの制限、または部門全体の閉鎖といった不可能な選択を迫られ、住民全体をセーフティネットのない状態に取り残し、およびすべてのCaliforniaの住民の健康を損なうこととなる。

(i) Medi-Calの資金が連邦資金および州の歳出金の削減によって脅かされる中、Californiaの住民はまた、高騰する民間医療保険料に直面している。雇用主が給付を縮小して被扶養者の保障を打ち切り、また個人が負担しきれない医療保障を解約するため、これらの二重の圧力は、無保険者および保険不十分者の数を増加させる一方である。

(j) Californiaのすべての子供は、質の高い教育を受けるに値する。今日、Californiaの公立学校は、Medi-Calおよび補助的栄養支援プログラム(SNAP)に対する削減が一因となって引き起こされた、前例のない不確実性に直面している。

(k) さらに、2026年の現在の連邦予算案は、公立学校への全体的な資金を、特に支援の必要性が高い生徒、農村地域の学校、および恵まれない地域社会向けの資金について大幅に削減することになる。

(l) これらの連邦政府による混乱は、Californiaの学校が、最近の州予算の不足および差し迫った支払いの延期の打撃からいまだに立ち直れずにいる中で生じている。これに加えて、在籍者数および在籍者数関連資金の減少、コストの上昇、ならびに増大する生徒のニーズが、学区に高まる予算上の圧力をかけている。

(m) 子供、家族、高齢者、および障害のある人々を含む500万人以上のCaliforniaの住民は、食料不安のために5人に1人が飢えを経験する州において食卓に食べ物を並べるために、Californiaの命綱となっている補助的栄養支援プログラム(SNAP)のCalFreshに依存している。

(n) 最近の連邦予算制定法によるSNAPに対する歴史的な連邦資金の削減は、最も弱い立場にある私たちの隣人から数十億ドルの不可欠な食料支援を奪い、何百万食もの食事の喪失をもたらす、すでに生計の維持に苦しむ地域社会全体において飢餓を深刻化させることになる。

(o) SNAPおよびCalFreshが飢餓を軽減するだけでなく、Californiaの子供たちの健康および教育上の成果を劇的に向上させ、貧困の連鎖を断ち切り、家族全体のためにより確かな未来を築くことは、確固たる証拠により示されている。

(p) これらの削減は、すでに逼迫している州の取り組み、ならびにCalFoodやCalifornia食料支援プログラムといったフードバンクおよび地方機関の限られた資源を、さらに圧迫することになる。

(q) 総じて、連邦資金および州の歳出金におけるこれらの削減は、不可欠な医療、教育、および栄養へのアクセ

スを求める低所得および中所得のCaliforniaの住民に、複合的なリスクをもたらす。これらはまた、州の重要なプログラムへの継続的な投資を必要とする、Californiaが将来の計画を立てる能力をも脅かす。

(r) Californiaには超裕福層が約200人おり、総額で驚異的な2兆ドルもの富を所有している。主要な経済推計によれば、これらの超裕福層は、連邦税、州税、および地方税を含む年間の税金として総資産の1.5%未満しか支払っておらず、これは一般のCaliforniaの住民が負担している割合と比べてわずかである。

(s) Californiaには、超裕福層ではない納税者が1,900万人以上いる。これらの納税者には、看護師、教師、および消防士といった労働者階級の人々に加え、高額な報酬を得る専門職、起業家、およびテクノロジー産業の労働者といったより裕福な納税者も含まれる。これらすべてのCaliforniaの住民は、州の超裕福層に比べ、自らの実際の経済的所得のうち、はるかに大きな割合を税として負担している。経済分析によれば、すべての行政レベルで課されるすべての税を含めた場合、超裕福層が所得の24%を税として負担しているのに対し、平均的な納税者は30%を負担している。これは、すべての州税および連邦税を考慮に入れた場合、平均的な納税者が平均的な超裕福層と比べて、自らの経済的所得のうち25%も大きな割合を税として負担していることを意味する。Akcan Balkir, Emmanuel Saez, Danny Yagan, およびGabriel Zucman「米国の超裕福層はどれほど税金を支払っているか? (How Much Tax Do US Billionaires Pay)」を参照。行政データに基づく証拠、米経済研究所ワーキングペーパー第34170号(2025年)。

(t) 富裕税はCalifornia法において新しい概念ではない；対象範囲がより限定的で累進性の低い富裕税は、富裕層および低所得のCalifornia住民の双方によってすでに支払われている。これらの税には、車両の価値の0.65%に基づく税である年次車両登録料(車両登録料(Vehicle License Fee))、および住宅の査定額に対する約1%の住宅にかかる年次固定資産税が含まれる。

(u) 超裕福層の莫大かつ増大し続ける富は、大半の人々には手の届かない特権をもたらす。看護師、教師、消防士、およびテクノロジー産業の労働者のいずれもが自らの勤労所得のほぼすべてに対して税を支払っているのに対し、超裕福層は莫大な金額に対して課税を回避することができる。彼らの主要な資産である株式、事業、不動産は年々価値が増大しているが、この増加分は売却時にのみ課税され、超裕福層は往々にして売却する必要がないため、彼らは増大する富に対して税を支払っていない。さらに、この種の資産が相続人に引き継がれる際、現行法は数十億ドルにのぼる未課税の富が、所得税の納税義務を一度も発生させることなく相続されることを可能にしている。また、多くの者が、実際にはCaliforniaの経済およびインフラから恩恵を受け続けながら、富を「書類上」移転させるための複雑な財務戦略を用いている。

(v) 学者らは、これらの超裕福層向けの抜け穴を塞ぐことが可能であり、現実的であり、かつ公平であることを示している。彼らは、慎重に策定された政策によって、州経済を保護し、行政担当者やより広範な納税者層への過度

な負担を回避しながら、起業家の成功を維持できることを示している。Brian Galle, David Gamage、およびDarien Shanske「資金の移動：州レベルでの富裕層への課税」113 California Law Review 635 (2025年)を参照。

(w) 1980年代以降、超裕福層の富は年平均7%増加しており、一般のCaliforniaの住民の賃金および貯蓄の伸びを大幅に上回っている。Californiaの超裕福層の総資産は、2011年の3,000億ドルから2019年には7,000億ドルへ、2025年には2兆ドル超へと急増している。本法律によって課される富裕税は、この爆発的な増加をわずかに鈍化させるにすぎず、超裕福層が通常わずか1年間に得る金額よりも少ない額を徴収するにとどまる。Californiaの超裕福層は、当該税を支払った後であっても、増大し続ける富を蓄積し続けることとなる。

(x) 主要な経済学者によれば、超裕福層の富は、米国全体よりもCaliforniaにおいてより集中している。その結果、州は、米国における富の不平等という十分に立証された危機、ならびに医療、教育、および飢餓救済プログラムに関して州が直面している新たに生じつつある相互に関連した危機の双方に対処する独自の立場にある。

(y) 超裕福層はCaliforniaの資源の助けを借りて自らの並外れた富を築き上げており、現在の州の予算危機の一因となった連邦制定法の最大の受益者であった。したがって、Californiaの資源から最も恩恵を受けてきた人々に対し、超裕福層の富に対する1回限りの5%の税を通じて、Californiaにおける医療、教育、および栄養を支援するための応分の負担を求めることは、必要かつ公平である。

(z) 緊急の資金状況に鑑み、徴収された歳入が不必要な遅延なく支出されることを確保し、およびいかなる法的異議申立てから生じる不確実性を排除するため、人民は本法律の迅速な司法審査を定めた。

第3条 目的および趣旨。

(a) 本明細書において「本法律」という2026年ビリオネア税法の目的は、超裕福層の富に対する1回限りの税から歳入を調達することによって、質の高い公平な医療へのアクセスを保護し、ならびに幼稚園から第14学年までの公教育および食料支援プログラムに対する資金提供を支援することにある。

(b) 本法律による歳入は、連邦および州の資金削減や、州が直面しているより広範な財政的不確実性によって悪化している、医療、教育、および栄養における緊急かつ既存のニーズに対応することを意図している。

(c) 超裕福層の富をこの不可欠な歳入の財源に指定することにより、本法律は、超裕福層が自らの支払う所得税の時期、場所、および金額を管理できる独自の能力を有するために、その富の大部分が州によって一切課税されないことから生じる根本的な不公平性に対処する。

(d) 本法律は、州内のすべての超裕福層に対して行政上実行可能かつ効率的に執行できる、適用対象が限定された1回限りの税を課すことによって、医療、教育、および食料支援のための資金を調達する。

(e) 本法律は、健全な税制政策上別段の定めが求められる場合を除き、同様の状況にある納税者および資産を同様に扱うことを意図している。

第4条 California州憲法第XIII条に第37節を追加し、次のとおりの条文とする：

第37節(a) 本節は、2026年ビリオネア税法において定義される納税義務日現在において、歳入・課税法典第17014条および第17015.5条の意味におけるCalifornia居住者である個人に課される、Californiaの超裕福層の蓄積された富に対する1回限りの税を承認し、これを可能にする。

(b) 以下の定義が本節に適用される：

(1) 「本法律」とは、2026年ビリオネア税法をいう。

(2) 「準備基金」とは、本法律によって創設された2026年ビリオネア税準備基金をいう。

(c) 憲法の他のいかなる規定にもかかわらず、本法律は、有形か無形かを問わずあらゆる形態の動産および富に対する課税を規定し、Californiaの超裕福層の富に対する1回限りの税を課す目的で、異なる税率による課税または免除のために動産および富を区分することを認める。そのように課税される動産および富には、資本株式、債券その他の債務証券、ならびにそれらに関する一切の法的または衡平法上の持分が含まれるが、これらに限定されない。

(d) ここに、2026年ビリオネア税準備基金を州金庫に創設する。本法律によるすべての歳入（税金、利息、および過料を含み、還付金を差し引いた額）は、会計監査官により州金庫に預託され、準備基金の勘定に組み入れられるものとする。法律に定めるところにより管理費を計上した後、会計監査官は、準備基金の残余金を、本規定により創設される以下の副勘定に、次のとおり配分および移管することとする：90%はビリオネア税医療勘定、10%はビリオネア税教育および食料支援勘定。ビリオネア税医療勘定、ならびにビリオネア税教育および食料支援勘定における資金は、法律に定めるところにより配分することとする。

(e) 他のいかなる法律にもかかわらず、準備基金は特別基金であり、一般会計または他のいかなる州の基金もしくは勘定からも恒久的に分離され、区別される。本法律から生じる税および資金は、政府法典第2編第4部第2部第1章（第16300条以降）において用いられる意味での一般会計の一部とはみなされないものとし、また、第XIII条Bのいずれの節の目的においても、または第XVI条第8節もしくは第8.5節の目的においても、第XIII条B第8節に基づく「一般会計歳入」、「州歳入」、「資金」、または「税收」とみなされないものとする。本法律により生じるいかなる歳入も、第XVI条第20節の目的において「純資本利得に対して支払われた個人所得税」とみなされないものとする。本法律によって課される税は、第XIII条A第1節の目的において「不動産に対する従価税」ではない。第XIII条Aのいずれかの規定が、本節によって承認された税の税率、課税標準、評価、または賦課を制限し、制約し、もしくはこれらに適用されると解釈される限りにおいて、当該規定は本節に適用されず、本節が当該規定に優先するものとする。政府法典第16305.7条にかかわらず、準備基金の資金から得られた一切の利息または配当は、準備基金に留保され、本項に規定された特定目的にのみ、かつ本法律の定めるところにより使用されるものとする。

(f) 第XIII条B項に基づく政府および州の各機関の「制限の対象となる歳出」には、準備金からの収益による歳出は含まれないものとする。準備金からの収益の積み立てまたは支出を理由として、第XIII条B第3条に基づき、いかなる政府機関の歳出限度額の調整も求められることはない。

(g) 2025年1月1日現在の政府法典第16310条および第16381条の規定、ならびに本法に別段の定めがある場合を除き、準備金の資金を借り入れ、貸し付け、またはその他の方法で一般基金、その他の州または地方の基金もしくは口座に振り替えてはならない。準備金に積み立てられた資金は、法律で定められた特定の目的のためにのみ使用されなければならない。本項に反する方法で、準備金の状況を恒久的または一時的に変更する行為、あるいは準備金から資金を借り入れる、流用する、または充当する行為を行ってはならない。

(h) 第32条またはその他の法令の規定にかかわらず、2026年億万長者税法に対する形式上の違憲審査請求については、歳入租税法典セクション50314に基づく適法性確認訴訟を通じて審理することが認められ、形式上無効であると主張される税金の納付を要しない。本細則は、現行の権限または本法以外の法の発展について何ら示唆するものではなく、採択される。本項のいかなる規定も、本法に基づき課された税を納付し、還付または司法審査を求める権利、あるいは法律により認められ、かつ本項と矛盾しないその他の措置を講じる納税者の権利を制限するものではない。

第5条。 政府法典第2編第4部第2章に、第1.1条(第16355条から始まる)を次のように追加する。

第1.1条 2026年億万長者税準備金

16355. (a) California州憲法第XIII条第37条は、2026年億万長者税準備金の創設を規定しており、2026年億万長者税法に基づくすべての歳入は、同基金に積み立てられるものとする。

(b) (e)項の規定に基づき管理経費を計上した後、会計監査官は、準備金に残る資金を次のように配分し、振り替えるものとする。

(1) その90パーセントは、医療資金として億万長者税医療口座に配分されるものとし、これには次が含まれるがこれらに限定されない。連邦政府の資金や州の予算の削減を補填または是正するための支出、低所得者および中所得者向けのMedi-Cal(メディ・カル)およびその他の医療保険プログラムを保護・拡充するための投資、脆弱な立場にある人々を支援するセーフティネット医療提供者への支援、施設の閉鎖やサービス水準の低下を防止または緩和するための措置、ならびに医療へのアクセス、保険適用範囲、給付、資金、サービス、および医療提供者への支払いを支援するためのその他の投資。

(2) 10パーセントは、億万長者税教育・食糧支援口座に配分され、教育関連および食糧支援の支出に充てられるものとし、これには以下の両方が含まれる。

(A) 連邦政府の資金や州の予算の削減を補填・是正するため、あるいは幼稚園から14年生までの公教育制度を保護・強化するための投資を行うための、教育関連支出。

(B) 連邦政府の資金や州の予算の削減を補填・是正するため、あるいはCalFresh、CFAP、CalFood、およびCalifornia州の学校給食向けユニバーサル給食プログラムなどの事業へのさらなる投資を行うための、食糧支援支出。

(c) 州議会は、各会計年度において、億万長者税医療口座から最大225億ドル(\$22,500,000,000)、また億万長者税教育・食糧支援口座から毎年最大25億ドル(\$2,500,000,000)を予算計上する権限を有する。議会は、当該措置の目的を推進するために予備金として資金を留保する必要があると判断した場合、より少ない額を予算に計上することができる。

(d) 準備金からの資金の充当は、医療、教育、または食糧支援プログラムに対する他の州予算の削減、廃止、または増額を見送るための正当な理由として用いてはならない。本措置による資金の充当は、医療、教育、または食糧支援プログラムのための既存の州資金に取って代わるために使用してはならない。

(e) 財務局長は、本法の成立後の初年度において、本法に基づく職務の遂行およびその有効性の評価に要する実際かつ必要な費用に充てるため、準備金または一般基金からの立ち上げ融資として、最大5,000万ドル(\$50,000,000)をフランチャイズ税委員会に振り替えるものとする。本項に基づき行われた貸付金は、2026年億万長者税法に基づき徴収された税金により、かつ準備金からの支出または予算配分を行う前に返済されなければならない。その後の年度において、フランチャイズ税委員会は、本法に基づく職務の執行およびその有効性の評価に要する実際かつ必要な費用について、毎年、準備金から償還を受けるものとする。本法の施行のためにフランチャイズ税委員会が締結する省庁間協定は、本項に規定される金額の範囲内で行われるものとする。

(f) 2026年億万長者税法の制定時、およびその後準備金が存在する各会計年度において、財務省は、関連する州機関と協議の上、以下のすべての情報を州議会に提供しなければならない。

(1) 報告日時点における準備金の現在の残高。

(2) 当会計年度、および2026年億万長者税法により準備金への歳入が見込まれる期間において、準備金に生じると見込まれる収益額。

(3) (h)項に定義される連邦資金および州予算の削減分を回復するために必要とされる、見積額および(合理的に算定可能な場合は)実際の金額。

(4) (h)項に定義される連邦資金および州予算の削減分を回復することを目的とした、次会計年度における準備金からの支出案。

(5) 準備金からの過去の支出(ある場合)およびその配分。

(6) 将来予想される連邦資金および州予算の削減に基づき、翌会計年度以降のために留保することが推奨される金額(ある場合)。

(7) 準備金からの資金が、本来なら計上されるはずの州資金を補填または代替するために使用されていない旨の証明。

(g) 財務局長が、2026年億万長者税法に基づくすべての歳入が徴収され、かつ支出されたと判断した場合、州議会は準備金を廃止する権限を有する。

(h) 本条の目的上:

(1) 「連邦資金の削減」および連邦資金の削減または削減に関するその他の言及とは、医療、教育、または食糧支援プログラムのためにCalifornia州に提供される連邦政府の財政的参加、助成金、支払い、償還、またはその他の連邦資金について、インフレおよび人口増加を調整した2024-25年度の水準と比較して生じるいかなる減少を意味し、これには以下が含まれるが、これらに限定されない。(A) Medicaid (メディケイド) の連邦医療援助割合の削減、(B) 対象人口を減少させる連邦の受給資格規則の変更、(C) 連邦裁量歳出の削減、(D) 連邦医療提供者税または指定支払に対する上限または制限、(E) 加入者数を減少させる就労要件またはその他の行政上の条件、(F) 遡及適用期間の短縮、(G) 公法119-21の施行、または(H) Medi-Cal (メディ・カル) その他の医療保険の適用範囲、アクセス、給付、資金、プログラム、サービス、および医療提供者への支払いの削減を招く、あるいはその恐れがある連邦資金のその他の削減であって、低所得者および中所得者に影響を及ぼすもの、州全体の教育または食料支援資金に影響を及ぼすもの、あるいはより一般的に医療セーフティネットに影響を及ぼすもの。

(2) 「州予算の削減」または州予算の削減・縮減に関するその他の言及とは、州の2024-25会計年度の水準を下回る、州全域のあらゆる医療、教育、または食料支援プログラムに対する予算の減少であって、低所得者および中所得者に影響を及ぼすMedi-Calまたはその他の医療保険の適用範囲、利用機会、給付、資金、プログラム、サービス、および医療提供者への支払いの削減をもたらすもの(ただし、これらの削減が、連邦資金の削減とは無関係な、文書で証明されたケース数、登録者数、または人口の減少に起因する場合を除く)、または公立幼稚園から第14学年までの教育プログラムもしくは食料支援プログラムに対する州予算の削減をいう。

(3) 「準備金」とは、2026年億万長者税準備金を意味する。

第6条. 歳入租税法典第17220条は、次のように改正される。

17220. (a) 州、地方および外国の所得税、戦時利益税、および超過利益税の控除可能性に関するアメリカ内国歳入法典第164(a)(3)条は、適用されない。

(b) 一般売上税に関するアメリカ内国歳入法典第164(b)(5)条は、適用されない。

(c) 2018年から2025年までの課税年度における個人の控除制限に関するアメリカ内国歳入法典第164(b)(6)条は、適用されない。

(d) 特定の税金の場合に控除が認められないことに関するアメリカ内国歳入法典第164(c)条の規定に加え、第10.5章(セクション17935から始まる)、第10.6章(セクション17941から始まる)、第10.7章(セクション17948から始まる)、または第11編(セクション23001から始まる)に基づき課されるいかなる税金についても、控除は認められない。

(e) 州が純資産に対して課す税2026年億万長者税法(第27部(第50300条から始まる))を含む)については、動産に対する税金の控除可能性に関するアメリカ内国歳入法典第164(a)(2)条を含む、他のいかなる法律の規定にかかわらず、控除は認められない。

第7条. 歳入租税法典第2編に、第27部(第50300条から始まる)を次のように追加する。

第27部 2026年億万長者税法

第1章 純資産が10億ドルを超える個人の資産に対する課税

50300. この部は、2026年億万長者税法として知られ、同名で引用することができるものとする。

50301. (a) 2026課税年度において、純資産が10億ドル(\$1,000,000,000)以上の該当個人および該当信託による過度な富の蓄積を維持する行為に対し、物品税が課される。この部の目的上、個人または信託が「該当する個人」または「該当する信託」に該当するかどうかは、納税義務発生日時点で判断され、課税対象となる純資産額は評価日時点で算定される。申告書の提出に関する本条の目的上、夫婦は1人の個人とみなされる。

(b) (a)項に基づき課税対象となる個人および信託については、課される税額は、当該個人または信託の純資産額の5パーセントとする。信託以外の個人のうち、純資産額が11億ドル(\$1,100,000,000)未満である場合、本条に基づき課される税額は、当該個人の純資産が11億ドル(\$1,100,000,000)を下回る額のうち、200万ドル(\$2,000,000)ごとに0.1パーセントポイント減額されるものとする。ただし、減額後の税額がゼロを下回ってはならない。信託以外の個人が、第50304条に基づき任意繰延口座(ODA)の開設を選択した場合、ODAに組み入れられた資産は、第50304条で規定されるまで、本セクションに基づく課税の対象とはならない。

(c) (b)項に規定する場合を除き、本条または第50304条の結果として当該課税年度に納付すべき追加税額は、第10部(第17001条から始まる)に基づく納税者の年間所得税とともに申告され、かつ、これと同時期に納付しなければならない。本条に基づき課される追加税を納付すべき納税者は、次のいずれかを選択することができる。(1) 本部に基づき納付すべき税額を、2026課税年度の所得税と併せて納付すること、または(2) 納税義務が発生した年度から開始して、毎年5回の均等分割払いで納付すること。なお、その後の各年度の分割払いについては、未払残高の7.5パーセントに相当する、控除不可の年次繰延手数料が課される。

(d) 2026課税年度に関する所得税申告書の提出について定めた第18501条に基づき申告書が提出される際、

申告義務のあるすべてのCalifornia州居住個人は、以下のいずれかを行うものとする。

(1) 評価日時点における当該個人の純資産額が10億ドル(\$1,000,000,000)以下であったことを申告すること。

(2) 本編に基づき納付すべき追加税額の申告書を、本編に基づき納付すべき追加税額を計算するために委員会が作成した様式、および必要な鑑定評価書その他の公正市場価値を証明する証拠書類とともに提出すること。第18501条に基づき申告書の提出が義務付けられていない該当する個人の場合、当該個人は、所得税申告書の提出に通常求められる時期および方法に従い、本項に記載される申告書、様式、鑑定書、または証拠を提出しなければならない。

(e) 委員会の監査責任。

(1) 委員会は、本編に従って提出されたすべての申告書を審査し、本編に基づく税額の適正額を決定しなければならない。また、委員会は、納税者が本編に基づき課される税を納付すべきであったと合理的に判断する場合、当該納税者のすべての証明書または申告書を審査しなければならない。委員会のその他の権限を制限することなく、納税者による申告書の審査、および納税者が提出すべきであったにもかかわらず提出されなかった申告書の有無の審査において、委員会は第19504条に規定されるすべての権限を有する。

(2) 前項にかかわらず、委員会は、状況に応じて適切な審査の期間および性質について、その健全な裁量権を行使する権限を留保する。

第2章 純資産額の算定

50302. 納税者の純資産額を算定するにあたっては、納税者が負う真の債務およびその他の負債を考慮に入れなければならない。さらに、債務および負債は、以下の制限に従って考慮されるものとする。

(a) 破産法に起因する制限を除き、納税者が個人的に全額責任を負う求償権付き債務は、全額考慮されるものとする。

(b) (a)項に規定する求償権付き債務以外の債務については、各債務または負債につき、算入できる金額は、当該債務または負債の担保となっている資産に起因して納税者の純資産に含まれる金額を超えてはならない。

(c) 納税者の個人事業に属する債務その他の負債は、あたかもそれらが納税者自身の債務またはその他の負債であるかのように、純資産から控除されるものとする。納税者の純資産額は、税額の計算のために当該納税者に配分された、個人事業主以外のパートナーシップ、有限責任会社、またはその他の事業体の債務もしくはその他の負債の額によって減額されないものとする。ただし、当該納税者がその債務もしくはその他の負債について個人的に責任を負う範囲についてはこの限りではない。

(d) 納税者の純資産額は、他者の債務またはその他の負債に対する当該納税者の保証によって減額されないものとする。

(e) (a)項に規定される求償権付き債務を含むいかなる債務または負債も、当該債務または負債が関連者に対して負われている場合、当該負債の存否または金額が、発生が実質的に不確実である、または今後5年以内に発生することが実質的に不確実である将来の事象に依存している場合、または当該債務または負債が独立企業間取引の原則に基づいて交渉されなかった場合には、純資産を減少させるものとはしない。さらに、納税者に市場金利が適用されていない限り、いかなる債務または負債の金額も純資産から控除してはならない。

(f) 慈善団体または公益団体への将来の寄付の約束は、その寄付の約束を受けた団体によって法的に強制執行可能である場合を除き、純資産を減少させてはならない。また、いかなる場合においても、2025年10月15日以降に締結された寄付の約束については、純資産を減少させてはならない。

(g) 納税者が将来の利益または将来の所有権を受け取る権利と引き換えに負う債務または負債(将来のある時点で事業体に抛出を行うという契約上の義務を含む)は、以下の範囲内でのみ純資産から控除されるものとする。

(1) 当該将来の利益または所有権の価値が、納税者の純資産に含まれていること。

(2) 納税者が、明確かつ説得力のある証拠を通じて、当該債務または負債に基づく支払額が、納税者の純資産に含まれていない将来の利益または所有権の価値を上回っていることを立証できる場合。

(3) 慈善団体または公益団体への事後の寄付を行うという法的に強制力のある誓約の場合、その見返りとして受け取る将来の利益の価値はゼロとする。ただし、当該利益が、寄付者の慈善寄付控除を算定する上で実質的な利益を構成する範囲についてはこの限りではない。

50303. (a) 委員会により別段の定めがある場合、および本条に別段の定めがある場合を除き、納税者が所有する各資産の公正市場価値は、購入または売却の強制を受けることなく、かつ双方とも関連事実について合理的な知識を有する、意思のある買い手と意思のある売り手の間で当該資産が譲渡される価格とする。資産の所在地は、適切な場合には考慮される。一般に小売市場において公衆が入手可能な資産については、その資産の公正市場価値は、当該品目または同等の品目が小売で販売される価格とする。資産の公正市場価値は、以下のいずれにも該当してはならない。

(1) 当該資産を強制売却した場合に得られる価格。

(2) 当該資産が一般に最も頻繁に販売されている市場以外の市場における販売であって、当該市場における価格によって公正市場価値がより低くなる場合のものの価格。ただし、制限付きオープンスペース用地の評価に関する第423条の適用を受ける資産の場合はこの限りではない。

(b) 資産の価値を決定するにあたり、当該資産に付加された特徴(株主権利計画を含む)が、その資産の評価額を低下させることを主たる目的および効果とするものである場合、当該特徴は考慮されないものとする。その割引により、資産の一部持分の価値が、資産全体の価値に対する納税者の持分比率を下回る結果となる場合、当該評価またはその他の割引は考慮されないものとする。

(c) 以下の評価方法、除外事項、および報告要件は、以下の特定の資産種別に適用されるものとする。

(1) すべての上場資産について、当該資産の公正市場価値は、第50308条(o)項に定義される評価日における当該資産の市場取引価値であると推定されるものとする。

(2) すべての個人事業主については、個人事業主が所有する、または個人事業主を通じて保有するすべての資産は、個人事業主を通じてではなく、納税者が直接所有し保有しているものとして報告および評価されなければならない。

(3) 第(1)項および第(2)項の規定が適用される資産および事業体を除き、あらゆる事業体におけるすべての持分(すべての持分および所有権、すべての債務持分、ならびにその他の契約上または契約外の持分を含む)については、以下のとおり評価を行うものとする。

(A) 納税者は、本章に基づき申告書を提出する際に、以下の事項を報告しなければならない。

(i) 納税者が所有する事業体の持分比率。

(ii) 一般に公正妥当と認められた会計原則に従って算定された、課税年度末時点における当該事業体の簿価。

(iii) 一般に公正妥当と認められた会計原則に基づく、当該課税年度における当該事業体の簿上利益。本項において、事業体の「課税年度」とは、納税者の課税年度内または当該課税年度と同時に終了する、当該事業体の直近の課税年度をいう。

(B) 納税者が事業体の簿価または簿上利益に関する情報を有しておらず、かつ当該情報を取得する権利も有していないため、(A)号に基づく報告が不可能な場合、納税者は、当該事業体における自身の持分すべてについて、公認の評価書を提出しなければならない。

(C) 議決権その他の直接的な支配権を付与する持分については、納税者が所有する事業体の持分比率は、当該納税者が有する議決権またはその他の直接的な支配権の総額に占める割合以上であると推定される。

(D) 事業体における利益持分については、当該利益持分がまだ満たされていない先決条件の対象であるか否かを問わず、納税者が当該事業体の利益から得ることができる持分の最大割合以上であると推定される。

(E) (1)項および(2)項の規定が適用される資産および事業体を除き、あらゆる事業体におけるその他の持分(すべての持分およびその他の所有権持分、すべての債務持分、ならびにその他の契約上または契約外の持分を含む)については、当該課税年度末におけるそれらの持分

の公正市場価値は、当該課税年度末時点における一般に認められた会計原則に基づく当該事業体の簿価に、現在価値乗数(当該事業体の一般に認められた会計原則に基づく、当該課税年度および前2課税年度(データが入手可能な場合)の平均年間帳簿利益の7.5倍)を加えた額とみなされ、この合計額に、当該課税年度末時点における納税者の当該事業体に対する所有割合を乗じた額とする。プライベートエクイティ事業体の場合、この価値は、本項に基づき算定された当該プライベートエクイティ事業体が所有する各事業体の価値の合計額から、当該プライベートエクイティ事業体の利益持分以外の負債額を差し引いた額を下回ってはならない。本号の目的上、当該期間における平均簿価利益がゼロ未満である場合は、ゼロとみなす。評価対象となる事業が、一貫して帳簿および記録を管理し、かつ当該他の方法を用いて収益および費用を報告している場合、委員会は、納税者が一般に認められた会計原則以外の会計方法を用いて帳簿価額および帳簿上の利益を算定することを許可することができる。

(F) 納税者または委員会が、(C)、(D)、または(E)に基づく推定価値が、納税者が所有する事業体の実際の価値または納税者の所有割合を著しく過大評価または過小評価することになることを、明確かつ説得力のある証拠をもって立証できる場合、納税者または委員会は、代わりに納税者が所有する事業体の所有割合に関する公認鑑定書を提出し、推定割合法に代わって当該公認鑑定価値を使用することができる。

(4) 納税者が直接保有する、または取消可能な信託を通じて保有する不動産のすべての持分は、純資産に含めない。不動産の評価が必要な場合は、第25129条に基づき、法人所得税の資産係数を算出するために用いられる評価額を使用するものとする。

(5) California州外に所在する有形動産は、2026年の間に少なくとも270日間California州外に所在する場合、除外される。ただし、租税回避を主たる目的として一時的に移転された資産については、この除外対象とはならない。

(6) 信託におけるすべての持分について、純資産額は次のように算定される。

(A) 個人の純資産額には、当該個人の設立者信託の純資産額が含まれる。

(B) 第50301条(a)項に基づき、個人の純資産が10億ドル(\$1,000,000,000)または11億ドル(\$1,100,000,000)を超えるかどうかを判断する目的において、純資産には、当該個人が財産を移転した、または移転したことがある、譲与者信託または非課税信託以外のいかなる信託が保有する財産の価値を含めるものとする。合衆国憲法およびCalifornia州憲法と矛盾しない範囲において、純資産には、あらゆる目的において、当該個人が2026年に財産を移転する、譲与者信託または非課税信託以外のいかなる信託が保有する財産の価値、および2025年に移転された当該財産の価値の75パーセントが含まれる

ものとする。複数の個人が当該信託に財産を譲渡した場合、いかなる目的で考慮されるにせよ、当該譲渡を行った個人の純資産額は、信託財産の価値に占める、その個人が当該信託に譲渡した全財産の価値の割合に相当する割合だけ加算されるものとする。

(C) 信託の受益者については、当該信託がCalifornia州の居住者であるか否かを問わず、当該資産が受益者に分配可能である限りにおいて、その資産が実際に分配されたか否かを問わず、当該受益者は当該信託資産の所有者とみなされる。ただし、当該信託が「該当する信託」である場合、信託の受益者は当該信託資産の所有者とみなされない。

(7) 以下の種類の資産は、本条に基づくすべての課税および本条の報告義務から免除されるものとする。

(A) (B)号に規定する場合を除き、適格年金および個人退職年金制度アメリカ国内歳入法典第219(g)(5)条に規定されるものを含む)、または同条に規定されるものと性質が類似し、かつ米国の条約上の義務により米国の課税から免除されている外国の年金制度。

(B) Roth IRA (ロス個人退職口座)、またはその他のロス型退職金制度、もしくは実質的に類似した口座に保有される金額。ただし、納税者が直接または間接に受益権を有するこれらすべての口座の合計価値が、現在価値で1,000万ドル(\$10,000,000)を超える部分は除く。

(C) 条件付利益持分以外の非適格繰延報酬、および委員会が指定するその他の将来の支払いの約束。ただし、(A)項および(B)項に記載されていない年金、繰延報酬額、または財貨・サービスに対するその他の支払いは、以下の条件を満たす場合、納税者の課税対象資産として扱われる。

(i) 支払いを規定する報酬取り決め、計画、契約、またはその他の取り決めの条件に基づき、納税者が当該課税年度の末日時点で、その支払いを受ける法的拘束力のある権利を有していること。

(ii) 当該報酬が、当該年度の末日までに、実際に、または擬制上、受領されていないこと。

(iii) 当該報酬の取り決めに基づき、当該支払いが当該課税年度の終了日以降に、納税者に対して、または納税者に代わって支払われることになっている場合。

(D) 免除または除外される資産を除き、納税者は、本項に規定する資産を、税制優遇口座ではなく、直接保有しているものとして取り扱わなければならない。

(E) 本条に基づき他に免除されない確定給付型年金制度の場合、課税年度の最終日における納税者の未払給付の現在価値に相当する金額は、納税者の純資産に含まれるものとみなされる。

(8) 委員会は、本編に基づく債権および類似の資産の課税対象性に関する規則を制定しなければならない。本項の要件に従い、委員会は、特定の債権および類似の資産について、本セクションに基づくすべての課税および本条の報告要件を免除することができる。当該規則を制

定するにあたり、委員会は、納税者が特定の種類の債権から支払いを受ける可能性が合理的に高いかどうかを考慮しなければならない。委員会が規則を制定するまでは、すべての債権は本編に基づき純資産に算入されるものとする。

(9) 美術品や収集品、上場されていない金融商品、知的財産権、納税者に対する債務およびその他の負債(上場されているものを除く)、ならびに自動車およびその他の動産を含む、その他のすべての資産については、納税者は、その種類にかかわらず、当該資産の合計資産価値のうち最大500万ドル(\$5,000,000)を、純資産および本項の報告要件から除外することができる。このように除外された資産を除き、納税者は当該資産の公正市場価値を報告しなければならない。また、100万ドル(\$1,000,000)を超える価値を有する各資産または実質的に互換性のある資産のグループ(同一の原資産に関連するデリバティブ契約を含む)については、納税者は認証された鑑定書を提出しなければならない。

(10) いかなる場合においても、資産の価値は、当該資産の保険金額を下回るものとみなしてはならない。事業体の場合、評価日から2年以内に実施された資金調達ラウンドまたはその他の株式売却において反映された評価額を下回る評価額とすることは、いかなる場合においても認められない。ただし、納税者が、当該評価額が当該事業体の価値を著しく過大評価することになることを、明確かつ説得力のある証拠によって立証できる場合はこの限りではない。

(11) 純資産には、2025年10月15日以降に、個人が公正市場価格を下回る価格で譲渡した財産(上記の信託に譲渡された財産を除く)の価値が含まれる。ただし、当該財産が、単独で、または実質的に互換性のある他の譲渡物件と併せて、100万ドル(\$1,000,000)を超える公正市場価格を有する場合に限る。本項の結果として譲渡人の純資産に含まれる資産は、譲受人の純資産には含まれないものとする。

(12) 扶養家族として申告できる者の資産のうち、その総額が5万ドル(\$50,000)を超えるものは、当該扶養家族を扶養家族として申告できる納税者の資産とみなされる。

第3章 適格な資金繰りに制約のある納税者向けの任意繰延口座

50304. (a) 委員会は、納税者と州との間に拘束力のある契約関係を確立するため、任意繰延口座(以下、本条において「ODA」ともいう)に関する契約書および関連様式を作成しなければならない。適格納税者は、本節に基づきODAを開設するために、当該契約に署名することを選択することができる。適格納税者となるために、個人は、ODAを利用しない場合に本節の結果として納付すべき追加税額が、セクション50303の(c)項(1)号の評価規則の対象となる当該納税者の全資産の合計価値を上回る旨の申告書を提出しなければならない。すなわち、本節の結果として、当該個人の上場資産の合計価値を

超える追加税を納付することとなる個人のみが、適格納税者となる。本契約の一環として、ODAの開始を選択する適格納税者は、以下のすべてに同意するものとする。

(1) 本セクションに記載および規定されるすべての年次情報申告書および様式を提出する。

(2) ODAの結果として生じる可能性のあるすべての納税義務について、精算および納付を行う。

(3) ODAに関連して、本編により課されるいかなる税金の徴収、および本編により課されるいかなる報告要件の履行、ならびに本州により納税者に課される関連する利息または罰金について、本州の人的管轄権に従う。

(b) 当該契約は、納税者、または納税者の遺産もしくは譲受人のいずれかが、累積した税債権を完全に清算し、その後、清算された税債権に基づく未納税額を全額支払うことにより、ODAの精算および適切な終了を行うまで、納税者、ならびに納税者の遺産および譲受人に対して法的拘束力を有するものとする。

(c) 納税者は、1つのODAのみを維持することができる。納税者は、ODAを利用しない場合にセクション50301の結果として納付すべき追加税額が、セクション50303(c)項(1)号の評価規則の対象となる当該納税者の全資産の合計価値を上回る範囲に限り、資産または資産群をODAに組み入れることができる。ODAに資産または資産グループを紐付けるためには、納税者は以下の両方を報告しなければならない。

(1) ODAが開始された年度。

(2) 当該年度においてODAに紐付けられるすべての資産または資産グループのリスト。

(d) 納税者がODAを開始した場合、当該ODAの精算および終了が行われるまで、納税者はODAに関して行われた重要な分配取引を毎年報告し、その目的のために委員会が提供する書式に記入して提出しなければならない。納税者は、累積した税債権を完全に清算し、清算された税債権に基づく未納税額を全額納付することによりODAの精算が完了するまで、当該報告を毎年継続して行わなければならない。ODAの開始時に納税者が署名した法的契約の一部として、これらの報告義務は、納税者第17014条および第17015.5条の定義におけるCalifornia州の居住者でなくなった場合であっても、またその後に至っても継続し、州との法的拘束力のある契約として執行されるものとする。年次報告書の提出および必要な申告書の提出を怠った場合は、契約違反とみなされ、また、所得税申告書の提出が義務付けられているCalifornia州居住者が所得税申告書を提出しなかった場合と同様の罰則の対象となる。完全に精算・終了されていないODAを開始した納税者が死亡した場合、当該納税者の遺産および譲受人は、ODAを精算して累積した税債権を完全に清算し、その後、これらの清算された税債権に基づく未納税額を全額納付しなければならない。この際、当該税債権は、州に対して当該納税者が負う未納税債務として扱うものとする。

(e) 納税者の累積未清算源泉徴収率は、5パーセントとする。

(f) 以下の引き出しおよび取引は、納税者が毎年報告しなければならない重要な分配取引とみなされる。

(1) ODAが付帯する資産からの金銭、財産、またはその他の価値の引き出し。

(2) 納税者または納税者の関連者との間で、ODAの義務を移転することなく、ODAが付帯する資産または資産の価値を移転する効果を有する取引。

(g) (f)項にかかわらず、重要な分配取引には、ODAが付随する資産の価値を維持または増大させるための通常かつ必要な取引であって、資本の使用に対する所有者への利益、配当、その他の支払いの分配、または類似の移転をもたらさないものは含まれないものとする。

(h) 理事会は、どのような種類の取引を重要な分配取引として扱うべきかを明確にするための指針を策定するとともに、通常の取引または事業の過程で行われる譲渡および容易に取引できない資産の交換は、重要な分配取引として扱われないことを明確にするための指針を策定しなければならない。有形資産の分配取引については、納税者は、ODAが付随する資産から引き出された、あるいは納税者または関連者の利益のために移転または使用された公正市場価値を申告しなければならない。

(i) 納税者は、当該課税年度におけるすべての重要な分配取引について、セクション50303に基づき算定された公正市場価値に、納税者の累積未清算源泉徴収率を乗じなければならない。その結果として算出された金額に相当する税額が、納税者に課されるものとする。本セクションに基づき当該課税年度について納付すべき追加税額は、当該課税年度分の所得税と併せて納付しなければならない。

(j) ODAを維持している納税者であって、当年度または過年度のいずれかで重要な分配取引を行った者は、毎年、以下のすべてを報告しなければならない。

(1) ODAが開始された年度。

(2) ODAが現在付随している、または過去に付随していたことのあるすべての資産もしくは資産グループのリスト。

(3) 当該ODAに関連して行われたすべての重要な分配取引の公正市場価値の累計額。

(k) いずれかの年度において、以前にODAを開始した納税者が、当該ODAおよびODAに紐付けられたすべての資産に対する自身の持分すべてを売却、処分、またはその他の方法で終了させた場合、(f)項に規定される重要な分配取引に該当する当該取引の結果として生じた未納税額を支払った後、当該ODAは完全に清算される。いずれかの課税年度の終了時に、以前にODAを開始した納税者は、委員会が提供する様式を提出することにより、当該ODAを終了させることを選択することができる。

納税者は、その後、(I)項に従ってODAの調整を行わなければならない。

(I) ODAを終了する前に、納税者は、当該ODAに紐付けられている資産を引き出し、それらの引き出しを本セクションに基づき重要な分配取引として取り扱わなければならない。ODAから引き出された資産の公正市場価値の算定については、セクション50303の規定が適用される。本条において、「納税者」という用語には、本規定に基づき当該納税者のODAの履行責任を負うこととなった当該納税者の遺産または譲受人も含まれるものとする。

第4章 認定鑑定評価

50305. (a) 本編の目的のために認定鑑定評価を行う鑑定人は、当該認定鑑定評価書の写しを、その認定鑑定評価書が作成された納税者を特定するのに十分な情報とともに委員会に送付するとともに、委員会が採択した適用される規則またはその他の関連する指示に従わなければならない。

(b) 委員会は、本章の目的のために、認定評価および認定評価を行う資格を有する鑑定士に関する要件をさらに詳細に定める規則を制定し、または指針を公表しなければならない。規則および指針は、連邦規則集第26編セクション1.170A-17の適格鑑定評価および適格鑑定士に関する規則に基づくものとする。

(c) 認定鑑定評価における鑑定評価額の著しいまたは重大な過大評価もしくは過小評価に起因する税額の未納がある場合、委員会は、その裁量により、当該鑑定士に対し、セクション50312の目的上、当該鑑定士が納税者であるかのように罰金を科すことができる。ただし、鑑定評価額の著しい過大鑑定評価または過小鑑定評価の場合、当該罰金は税額の過少申告額の2パーセントを超えてはならず、鑑定評価額の甚大な過大鑑定評価または過小鑑定評価の場合、当該罰金は税額の過少申告額の4パーセントを超えてはならない。

第5章 配分および控除

50306. (a) 標準配分。この部に基づき課される税の複数の管轄区域間における配分については、本セクションの規則が適用されるものとする。本章の規則は、年間の一部期間の居住を目的とした所得の配分に関する規則を含め、他の規則に優先する。第50301条および第50304条に基づき課される税金の全額は、該当するすべての個人および該当する信託について、個人が第50308条の(n)項に規定される納税義務発生日以前にCalifornia州の居住者であったかどうかも含め、居住歴による減額もしくは乗数の適用を受けることなく、California州に配分される。本条の目的上、納税義務発生日時点における居住地は、セクション17014および17015.5に基づき決定される。

(b) 代替配分。

(1) 標準的な方法。本条に基づく標準的な配分方法は、(a)項に規定される方法である。

(2) 代替配分方法を使用する可能性がある場合。標準的な配分方法が、納税者の過剰な資産がCalifornia州内で蓄積あるいは実質的に維持された程度を公正に反映

していない場合、当該納税者は、その資産の全部または一部について代替的な配分方法の適用を申請できたり、あるいは委員会が査定予定通知においてその適用を要求したりすることができる。本項に基づき採用された代替方法は、第50307条に基づく控除額の算定が行われる前に適用されるものとする。

(3) 申立の立証要件。申立は、申立人が以下の両方が真実であることを明確に、かつ説得力のある証拠によって立証した場合に限り、認められるものとする。

(A) 過剰資産がCalifornia州において実質的に蓄積されたものではないこと。

(B) 当該過剰資産が、第50308条の(o)項に定義される評価日をもって終了する48か月の期間中、合計で少なくとも365日間、California州内で実質的に維持されていなかったこと。

(4) 憲法に基づく代替措置。代替方法として、申立人は、納税者の資産の全部または一部に対する標準的な方法の適用を合衆国憲法、California州憲法、または連邦法が認めていないことを立証することにより、その主張を認めさせることができる。

(5) 立証責任および提案された方法。申立人は、標準的な方法が公正でないか、あるいは無効であることを立証し、かつ、実務上、実行可能で、より公正かつ合理的な方法を提案する責任を負う。委員会が課税予定通知において代替方法を要求する場合、当該委員会は租税不服審判所における申立人となり、当該代替方法に関してその立証責任を負うものとし、当該通知には、標準的な方法が不当である理由を具体的に明記するほか、提案された代替方法について説明を記載する。

(6) 最低税率・憲法上の安全弁。本項に基づく税負担の軽減により、配分率が25パーセントを下回ることはないものとする。ただし、租税不服審判所、または審理を扱う裁判所が、合衆国憲法、California州憲法、または適用される連邦法に違反する著しく均衡を欠く課税を回避するために、より低い配分率が必要であると記録に基づき認定した場合はこの限りではない。税額が著しく均衡を欠くかどうかを判断するにあたり、租税不服審判所および裁判所は、納税者の純資産がCalifornia州と有意な関連性を有するか否か、ならびに恣意的であるか、あるいは同州との納税者の関連性に対して著しく均衡を欠く課税を回避するために必要な範囲において、配分率を25パーセント未満、および適切な場合にはゼロまで引き下げるものとする。

(7) 規制。委員会は、第(2)号に則り、許容される代替方法および証拠提示の独占的ではない事例を規定する規則を採択することができる。

(8) 居住地を基に配分を定める本セクションのいかなる条項またはその適用が、無効、違憲、またはその他の理由により執行不能とみなされる場合、当該条項または適用に関しては、第10部(第17001条以降)に規定される個人所得税に関する規則、(第17014条および第17015.5条を含む)に準拠して居住地を決定するものとする。

50307. (a) この部に基づき課される税金に対する控除として、この部で同じく課税対象となる純資産税に対し納税者が支払った税金のうち、比例配分された額が認められる。この場合の比例配分率は、2026課税年度中に納税者が他の州または管轄区域内に居住していた日数の合計を分子とし、365を分母として算出されるものとする。疑義を排除するために明記すると、直接保有の不動産についてはこの部に基づき課税されないため、直接保有の不動産に対する税金については、本項に基づく控除は認められない。

(b) 合衆国憲法に定める範囲内において、他の管轄区域における納税額に対する税額控除が更に認められるものとする。

第6章. 一般的条項および定義

50308. この部分の目的において、以下の定義が適用される。

(a) 「該当する個人」とは、2026課税年度において、(n)項に規定される納税義務発生日時点で、第17014条および第17015.5条の定義に基づく当州居住者である個人をいう。

(b) 「該当する信託」とは、委託者課税信託または免税信託を除くあらゆる信託をいう。当該信託の居住地がCalifornia州であるか否かを問わず、純資産が十億ドル(\$1,000,000,000)以上の生存する該当する個人、または当該個人に関して関連当事者を構成する法人が、その信託に財産を譲渡した場合にこれに該当する。複数の個人が当該信託に財産を譲渡した場合、当該信託の一部は該当信託として扱われるものとし、かかる扱いを受ける部分は、該当する個人、または当該個人に関して関連当事者を構成する法人が当該信託に譲渡した資産の価値が、当該信託に譲渡された資産の価値総額に占める割合と同一とする。このほか、いかなる信託も、委員会が指定する方法で自らの選択を委員会に通知することにより、該当信託となることを選択することができる。純資産が十億ドル(\$1,000,000,000)以上の個人であって、該当信託に財産を譲渡した者は、委員会が指定するいかなる方法においても、自らの選択を当該委員会に通知することにより、当該信託を個人の純資産の一部として扱うことを選択することができる。当該選択がなされた場合、当該信託は第50301条に基づき、別途課税の対象とはならないものとする。

(c) 「委員会」とは、フランチャイズ税委員会をいう。

(d) 「扶養家族」とは、内国歳入法セクション152に定義される当該用語と同様の意味を有する。

(e) 「委託者課税信託」とは、所得税上の目的において委託者信託に該当する信託、および連邦移転税上の目的においてその資産が委託者の遺産に含まれることになる信託をいう。

(f) 「純資産」とは、セクション50303および本編のその他の該当条項に基づき、納税者およびその配偶者について、その配偶者の居住地にかかわらず、(o)項に定める評価日時点で全世界において算入されるすべての資産および財産権益の総額から、セクション50302に基づき控除が認められる範囲において、すべての債務およびその他の負債の総額を差し引いたものをいう。疑義を避けるために明記すると、評価日時点でセクション50303に基づき算入される資産は、納税義務発生日以降に取得されたものであっても純資産に含まれ、かつ評価日以前に処分された持分は純資産から除外される。ただし、セクション50303 および50312を含むがこれらに限定されないこの部の規定により、譲渡後、再分類後、または信託保有の資産もしくはその他の財産的権益が納税者の純資産に含められることが要求される場合はその限りではない。

(g) 「任意繰延口座」または「ODA」とは、セクション50304の規定に定める未清算税金留保勘定をいう。

(h) 「個人」とは、セクション17007で定義されるその用語と同じ意味を有するものとする。

(i) 「プライベートエクイティ事業体」とは、上場企業、投資信託、または上場投資信託(ETF)を除く、主に他の企業への投資事業を営む事業体をいう。

(j) 「市場取引資産」とは、証券取引所で取引される資産、当該資産の売価が頻繁に更新される流通市場で取引される資産、買い手と売り手を定期的に仲介するオンラインまたは電子プラットフォームで取引可能である資産、あるいは委員会が、同様の手段を通じてその価値を容易に把握できると判断したその他の資産をいう。

(k) 「関係者」とは、2026年1月1日時点で内国歳入法セクション267または318に基づき納税者と関係を有する者、および委員会により採択された規則によりそのように指定されたその他の者をいう。

(l) 「実質的利益」とは、米国最高裁判所が「米国対アメリカ弁護士協会エンドウメント事件」(1986年)477 U.S. 105において当該用語に付与された意味を有する。

(m) 「免税信託」とは、内国歳入法セクション501に基づき連邦所得税が免除される信託をいう。

(n) 「納税義務発生日」とは、2026年1月1日をいう。

(o) 「評価日」とは、2026年12月31日をいう。

50309. (a) この部において規定される税の徴収および管理については、この部によって明示的に優先されない限り、第10.2部(セクション18401以降)の規定が適用されるものとする。

(b) 委員会は、この部におけるいかなる規定も実施、解釈、具体化、またはその他の方法で履行する目的で、規制を採用することができる。

(1) 当該規制には、以下が含まれるが、これらに限定されない。

(A) 資産の性質を、公開資産から非公開資産へ、あるいはその逆に変更することを目的とする不正取引を特定する。

(B) 納税者の資産の評価額を作為的かつ不当に引き下げることを目的とした不正取引を特定する。

(2) 2028年1月1日までの期間は、行政手続法(政府法典第2編ディビジョン3第1部第3.5章(第11340条以降))の規制制定に関する規定は、この部に基づき委員会が定めまたは布告するいかなる規制、標準、基準、手続、決定、規則、通知、指針、またはその他のガイダンスにも適用されないものとする。

(3) セクション19057またはその他の法律の規定にかかわらず、2026年1月1日以降2027年1月1日より前に開始する課税年度に関して、この部に基づく不足税額査定案に関する通知はすべて、申告書の提出後10年以内に納税者に郵送されるものとする。

(c) 本法の成立後6か月以内に、委員会は納税者がこの部に基づき課される税を納付するために必要な様式を公布する。これらの様式には、納税者がその遵守状況を証明するための添付書類の提出を規定することができる。委員会は、この部を実施するために有用な資産その他の情報の申告の目的で、個人所得税申告書を改正するほか、必要に応じてその他の申告書を改正または作成する。

(d) 本章と相反しない範囲において、所得税の賦課、査定、徴収、執行および不服申立に関する規定は、この部の定めに基づく純資産課税にも適用されるものとする。

50310. 立法権

議会は、2026年億万長者税法の趣旨に整合し、かつその目的を促進する法令である場合に限り、議会の各院において議事録に記載される点呼投票により議員総数の3分の2の賛成を得て可決された法令によって、2026年億万長者税法を改正することができる。

50311. 分離可能性

(a) 「2026年億万長者税法」(以下「本法」)の規定は、分離可能である。本法は現行法に準拠するよう注意深く設計されているが、本法のいかなる条項またはその適用が、無効、違憲、あるいはその他の理由により執行不能と判断された場合でも、その判断は他の条項またはその適用の執行性を損なうものではない。

(b) 本法の適用に際し、裁判所は、合衆国憲法およびCalifornia州憲法と可能な限り整合する範囲において、承認された税の賦課を維持するものとする。これには、憲法上またはその他の法的な欠陥の是正を図るため、日付または期間の修正を含め、可能な限り最小限の調整を行うことが含まれるが、その際、残る規定は引き続き効力を有する。裁判所が、第50308条の(n)項に規定される納税義務発生日または同第50308条の(o)項に定められる評価日を基準として、本法に基づく責任の

全部または一部を課すことが、合衆国憲法、California州憲法、またはその他の適用される連邦法に違反すると判断した場合、その判断の範囲において、本法およびCalifornia州憲法第13条第37項における「納税義務発生日」および「評価日」へのあらゆる言及は、それらの法律に合致して納税義務を課すことができる、当該納税義務発生日または評価日(該当する場合)以降の最も早い日または複数の日を指すものと解釈されるものとする。本法に定めるいかなる日付または期間を改正する場合においても、裁判所は、法律で認められる最大限の範囲において、2026課税年度の課税を維持し、それが認められない場合は2027課税年度またはその後の最も早い課税年度における課税を維持するとともに、本法の全体的な構造および目的をその他の点において維持する。

50312. 執行および罰則金

(a) この部に基づき課される税金の対象となる納税者であって、いずれかの課税年度において税額の実質的に過少申告または著しく過少申告をした者は、本セクションに基づき課される罰則金の対象となる。過少申告額が以下のいずれかが大きい方の金額を超える場合、当該過少申告は実質的なものとして扱われる。

(1) 百万ドル(\$1,000,000)。

(2) 当該課税年度の税務申告書の当初の提出期限またはその延長期限までに提出された当初の申告書、もしくは修正申告書に記載された税額の二十パーセント。

(b) 過少申告額が以下のいずれかが大きい方の金額を超える場合、当該過少申告は著しいものとして扱われる。

(1) 一千万ドル(\$10,000,000)。

(2) 当該課税年度の税務申告書の当初の提出期限またはその延長期限までに提出された当初の申告書、もしくは修正申告書に記載された税額の四十パーセント。

(c) 罰則は以下のとおりとする。

(1) 本セクションに基づく実質的な過少申告に対する罰則金は、過少申告額の20パーセントに相当する額とする。本セクションの目的上、「過少申告額」とは、この部に基づき課される税額が、当該課税年度の申告書の当初の提出期限または延長期限までに提出された当初の申告書、もしくは修正申告書に記載された税額を上回る金額をいう。

(2) 本セクションに基づく著しい過少申告に対する罰則金は、過少申告額の40パーセントに相当する額とする。

(d) 本セクションに基づき課される罰則は、第10.2部(セクション18401以降)またはその他の法律に基づき課されるいかなる罰則にも加えて適用されるものとする。

(e) 本セクションに基づき課された罰則を履行する目的で支払われた金額に対する還付または相殺は、当該罰則金額が委員会により適正に算定されていないという理由がある場合に限り認められる。

(f) 本セクションに基づき、以下のいずれかに起因する過少申告については、罰則を課されないものとする。

(1) 以下のいずれかの時点のいずれか早い方の日付後に行われた、制定、採択、公布、または確定した法律の変更。

(A) 当該変更が対象とされる課税年度について、納税者が申告書を提出する日。

(B) 当該変更が対象とされる課税年度について、納税者の申告書の提出期限の延長後の期限。

(2) 本項の目的上、「法律の変更」とは、政府法典第11340.9条(b)項の定義における、法令の変更、または規則もしくは法律顧問の法的見解に基づく法解釈、あるいは公表された連邦裁判所またはCalifornia州裁判所の判決をいう。

(3) 委員会は、本項を合理的な方法で実施する。

(g) 納税者による過少申告が、委員会からの書面による勧告に対する納税者の合理的な依拠に起因する場合、罰則は課されないものとするが、当該書面による勧告が、セクション21012の(a)項(1)号の定義における首席法律顧問による法的裁定である場合に限り。

(h) (a) 項に基づく過少申告額は、以下のいずれかに起因する過少申告額相当分について減額されるものとする。

(1) 当該取り扱いについて実質的根拠が存在する場合、または過去に存在していた場合、納税者による当該項目の税務上の取り扱い。

(2) 以下のいずれかに該当する項目。

(A) 当該項目の税務上の取り扱いに係る関連事実が、申告書または申告書に添付された明細書において適切に開示されている。

(B) 当該項目について納税者が行う税務上の取扱いに合理的な根拠がある。

(i) セクション18567の(a)項にかかわらず、委員会は、2026課税年度にのみ、税申告期限を6か月延長する。セクション18567の(b)項にかかわらず、本セクションに基づき課される罰則は、2027年4月までに納付が義務付けられている概算納付金には適用されないものとする。本セクションに基づき課される罰則は、2027年10月に行われる2026課税年度の最終納付額に適用される。セクション18567は、2027年以降すべての年度について、本法により課される税に適用される。

(j) 他のいかなる法律の規定にかかわらず、委員会は、この部において認められる税の完全な徴収および執行を支援するため、外部専門家または外部法律顧問を適宜雇用し、妥当な報酬を支払うことができる。これらの料金について、政府法典第16355条(e)項に定められた金額により賄われる場合もあるが、必要に際しては、委員会はさらなる資金を求め、その精算を求めることができる。

(k) 一般的な租税回避防止規則。

(1) 委員会が、いかなる取引あるいは一連の取引に経済的実体が認められないと認定した場合、あるいは、いかなる取引もしくは一連の取引の実質的な目的が、この部との関連において、有権者または議会が意図しない税制上の利益を得ることにあると判断した場合には、委員会は、その利益を認めないために、すべての事実および状況に照らし、合理的な方法で、いかなる者に対する税務上の取り扱いも決定することができる。

(2) 本項の目的上、当該個人に、州税および連邦税の効果が除かれた当該取引または一連の取引の全体的な経済的效果を考慮した上で、当該取引または一連の取引を行うための有効かつ実質的な非課税のビジネス目的が伴わない場合、当該取引または一連の取引は経済的実体を欠くものとみなされる。

(l) 支配会社グループにおける配分および実体優先の原則。

(1) 二つ以上の組織、取引、事業、事業体、または取り決めが、同一の利害関係によって直接的または間接的に所有または支配されている場合、委員会は、この部に基づき課される税の回避を未然に防ぐため、または当該課税対象項目の経済的所有権および受益権を明確に反映する上で必要であると判断した場合は、この部に基づく純資産額の算定に関連する資産、負債、またはその他の項目を、当該者間で配分、按分、または割り当てることができる。

(2) 第(1)号に定められる権限の行使に際し、委員会は、経済的実体を欠く事業体、取り決め、または取引を考慮しないこと、ステップ取引法理に基づき関連する取引を単一の取引として扱うこと、またはその他の方法で、取引の形式ではなくその実体に基づいて判断することができる。

(m) 所得税法理の適用、黙示の免除は認められない。

(1) この部の適用に際し、委員会は、州および連邦の所得税の解釈ならびに適用に関して確立された、経済的実体、事業目的、偽装取引、ステップ取引、および実体優先の原則を含むがこれらに限定されない、法的原則に依拠することができ、裁判所もこれらを参酌することができる。

(2) この部に基づき課される税については、この部またはCalifornia州憲法第XIII条第37項において明示的に認められているものを除き、免除、除外、または控除は一切認められない。

(n) 委員会の権限。その他の税に関する委員会の権限に何ら影響を及ぼすことなく、租税不服審判所による決定に委員会が異議を唱える場合、委員会は上級裁判所に提訴し、再審理を求めることができる。

50313. 解釈

この部の条項は、その目的を効果的かつ十分に達成できるよう、幅広く解釈されるものとする。

50314. 迅速な審査

(a) 本セクションの趣旨は、本法の文面上の妥当性について、有効性確認訴訟を通じて迅速かつ決定的な解決を図ることにある。

(b) これは本法に基づき課される税、あるいはそれに関連するすべての手続が合憲であるか、あるいは文面上無効であるかを判断する訴訟または手続であって、本法またはその一部の有効性を判断することのみを目的として提起されるものは、民事訴訟法第2編第10編第9章(セクション860以降)に従って開始されるものとする。

(c) 有効確認訴訟は、有権者による本法の承認後60日以内に提起されるものとする。当該期間内に訴訟が提起されない場合、当該法律およびそれに関連するすべての手続、ならびに当該法律の採択および承認は、その文面上は有効であり、あらゆる点において合法かつ争う余地がないものとみなされる。

(d) 民事訴訟法第2編第10編第9章(セクション860以降)は、本セクションに基づくすべての有効確認訴訟に適用されるものとする。ただし、他のいかなる法律の規定にかかわらず、以下のとおりとする。

(1) 有効性確認訴訟の専属管轄裁判所はSacramento郡高等裁判所とし、すべての訴訟は、審理段階において、あるいは裁判所が判断する範囲において、同裁判所に併合されるものとする。

(2) Sacramento郡高等裁判所における不利な裁定に対する上訴は、中間審理を経ることなく、直接California州最高裁判所に提起されるものとする。

(3) 最高裁判所は、再審理の申し立てを認めた場合、本法の有効性に関する上訴または裁判所命令について、迅速に審理をなすものとする。

(4) 迅速かつ適切な司法判断を可能とすべく、管轄裁判所が適宜調整を行うことを条件として、Sacramento高等裁判所は2027年4月1日までにいかなる有効性確認訴訟も結審するよう最善を尽くし、さらにCalifornia州最高裁判所は2027年11月1日までに、あるいはそれ以降の可能な限り早い時期に、いかなる審査手続も結審するよう最善を尽くすものとする。これらの期日に対応するよう、適宜、説明会および公聴会の日程を組むものとする。

(5) 民事訴訟法セクション868は、本セクションに基づき提起される訴訟には適用されない。

(e) 州、政府機関、そのいかなる職員、その他の政府雇用主、支持者、または支持者がいない場合は同州のいかなる市民も、民事訴訟法セクション863に基づく「利害関係者」である。

第8条. 抵触。

本法は、億万長者の所得ではなく純資産に対する課税を規定する。本法案と、億万長者の所得ではなく純資産に対する課税を行う、あるいは億万長者の純資産に対する課税による資金の使途を規定する他の法案が、同時に州全体の投票用紙に記載される場合、当該他の法案の規定は、本措置と抵触するものとみなされる。本法案が、これと抵触するとみなされる法案より多くの賛成票を得た場合、本法案の規定が全面的に優先され、当該他方の法案の抵触する規定はすべて無効となるものとする。

第9条. 提案者の原告適格。

本セクションの目的は、本法の全面的かつ完全な擁護を確保し、住民の発議権および、法廷において本法を擁護する者を住民が選択する権利を保護することにある。他のいかなる法律の条項にかかわらず、州、政府機関、そのいかなる職員、その他の政府雇用主、支持者、または支持者がいない場合は同州のいかなる市民も、本法に規定される通り、有効確認訴訟その他の利用可能な手段を通じて本法の有効性に対し弁護を行うことができ、本法を擁護する目的で、第一審裁判所、上訴審、California州最高裁判所による審査または同裁判所の第一審管轄権の行使において、あるいは合衆国最高裁判所において、直接訴訟を提起するか、または訴訟に介入する権限を有する。司法長官が当該法律を擁護しない場合、当該法律を擁護し、その有効性を主張するにあたり発生する妥当な費用および経費は、司法長官に割り当てられた資金から充当され、速やかに支払われるものとする。

提案41

本発議法案は、California州憲法第II条セクション8の規定に従って住民に提出される。

本発議法案は、California州憲法に条項を追加するものである。従って、提案された新規条項は、新規である旨を示すため斜体で表記される。

法案

第1節. 名称。

本法は、「2026年California州政府の透明性・実効性・効率性向上法」として知られ、またそのように言及されるものとする。

第2節. 所見および宣言。

ここに、California州民は以下の事実を認定し、宣言する。

(a) California州民は日々、生活費の負担増という危機に直面している。住宅、食料、電気、医療、住宅および自動車保険、その他多くの生活必需品の費用が上昇し続けている。

40

41

(b) California州民は、米国においてすでに最も税負担の重い人々となっている。最近の無党派の研究機関による分析に拠れば、個人所得税、売上税、固定資産税、その他の税種を合わせて考慮した場合、California州は全米で住民への課税に関して48位にランクされていると結論付けられている。California州は、全米で最も高い州売上税、最も高い最高所得税率、さらにガソリン税も最高水準にあるなど、多くの指標で上位に位置している。

(c) 公的プログラムは、子供たちや家族、そして州内で最も脆弱な立場にある人々を含め、切実に必要とされるサービスを提供している。しかし、ホームレス対策などのプログラムには、我々の税金が数十億も投入されてきたにもかかわらず、その成果は圧倒的に不十分である。

(d) 納税者に対し、効果のないプログラムを支援するために、苦労して得た収入からさらに多くの資金を支払うよう求める前に、透明性を高め、プログラム改善の進捗状況を追跡可能にする仕組みを確立しなければならない。これにより、成果の上がらない事業への資金提供を止め、成果の上がる事業への資金提供を確実に開始すべきである。政府は、我々の税金をより賢明な方法で活用しなければならない。

(e) こうした取り組みの一部はすでに進行中である。例として、Newsom政権は、テクノロジーと自動化の活用拡大、データイノベーション局の創設、および自動車局の近代化を通じて、行政の効率化に努めてきた。これは、政府の無駄を削減し、不十分な成果しか上げていないプログラムを削減することを目的として、Obama大統領が連邦レベルでこれまで行ってきた取り組みと合致するものである。

(f) しかし、これらの既存の取り組みは良い第一歩ではあるものの、非効率性を削減し政府の無駄を省くためには、さらに多くのことが行われなければならない。例えば、最近の調査によると、一部のプログラムでは1ドルのうち最大25セントが非効率性や無駄によって失われていることが分かっている。

(g) それにもかかわらず、州議会や特別利益団体は、政府のプログラムが既存の歳入をすでに可能な限り効果的かつ効率的に使用していることを確認するという難しい仕事を行わないまま、自分たちが推進する事業のために新しい、さらに高い税金を提案し続けている。既に深刻な生活費の危機をさらに悪化させるだけの増税を私たちに求める前に、California州民には、州政府に対してプログラムの有効性と効率性を改善し、無駄を削減するよう要求する権利がある。

(h) 1979年、California州の有権者は、無駄な支出を抑制し、より効果的な政府を促進するため、また上限を超える過剰な歳入を納税者に返還するために、州の歳出上限を承認した。しかし、それ以降、特別利益団体は、自分たちを州の歳出上限の適用対象外とする新たな税金を繰り返し成立させてきた。これにより税金はさらに引き上げられ、過剰な州歳入が納税者に払い戻される可能性が低くなる。

(i) 本法案における効率性および透明性に関する新たな要件が意図された効果を発揮する前に、州の歳出がこ

れ以上制御不能に陥らないように取り計らうため、私たちは新たな税金による歳入を州の歳出上限の対象外とすることを防がなければならない。有権者によって承認されたこの州の歳出上限を保護することは、本法案の意図する通りに州政府がCalifornia州民の税金をより適切に管理する上で極めて重要である。政府が州の歳出上限の下で、財力の範囲内で運営しなければならないと、納税者のドルを効果的かつ効率的に使う可能性が高くなる。

第3条 目的の表明

本法を制定するにあたり、California州民の目的および趣旨は、California州監査官に対し、新たな特別税または増額された特別税から歳入を受け取る対象となるすべての州プログラムについて、事前および継続的な監査を実施することを義務付けることである。監査では、節減および改善の可能性がある分野を特定し、追加の資金が実際に必要であること、公共プログラムが成果を上げていること、そして納税者の税金が非効率、無駄、または乱用によって失われていることを確認するために、その結果を一般に公開すると同時に、州政府に効率性と規律を求める州の歳出上限からの免除を禁止するものとする。

第4条 California州憲法に第XXIV条項を追加し、次のとおり規定する。

第XXIV条項

納税者の税金の保護

第1条 特別税発議の選挙前監査

(a) 選挙法第9034条第(a)項に従い、提案された特別税発議の認証が州務長官に提出されたとき、California州監査官は、特別税から資金を受け取る各プログラムについて、選挙前財務・業績監査の準備に着手するものとする。

(b) 選挙前財務・業績監査では、少なくとも以下のすべての事項を扱うものとする。

(1) プログラムが現在、必要とされる品質を満たすための最低コストで、職員、設備、技術、コンピュータソフトウェアおよび施設を含む資源を取得しているか。

(2) プログラムが支出する1ドルごとに、最大限の成果を上げているか。

(3) プログラムが意図した目標および成果を実際にどの程度達成しているか。

(4) プログラムにおける実際の不正、無駄および乱用、ならびに潜在的な不正、無駄および乱用の額、そして不正、無駄および乱用を防止することを目的とした既存のシステムの適切性。

(5) プログラムが関連する法律、規則および内部方針を遵守しているかの評価。

(6) プログラムが最大の脅威を特定し、それらを軽減するための計画を有しているかの評価。

(7) プログラムが意思決定を行うために使用し、または依拠しているデータが、どの程度正確かつ信頼できるものであるか。

(8) プログラムが適切な説明責任および監督の体制を有しているか。

(9) プログラムのコストが、非政府部門における類似のプログラムのコストと比較してどの程度であるか。

(10) プログラムが年間少なくとも10パーセントの予算上の節減を達成する方法に関する勧告。

(c) 本条によって義務付けられる選挙前財務・業績監査を実施するにあたり、California州監査官は立法分析局(LAO)から意見を求めるものとし、同室の報告書、分析および勧告に含まれる情報に依拠することができる。

(d) California州監査官は、選挙前財務・業績監査に、第(b)項に記載された事項に関するすべての調査結果および勧告を要約した要約を含めるものとする。

(e) (1) 選挙前財務・業績監査の写しは、知事、議会および国務長官に交付され、California州監査官のウェブサイトに掲載され、一般に公開されるものとする。

(2) 第II条項に規定されるように特別税発議が投票に付される要件を満たした場合、選挙前財務・業績監査の要約は、立法分析官が作成した公平な分析の直後に、州の有権者情報ガイドに掲載されるものとする。California州監査官は、要約を含む選挙前財務・業績監査を、州の有権者情報ガイドの公開期限に間に合う日までに完了するものとする。

(f) 特別税発議が有権者によって承認された場合、California州監査官は、選挙前財務・業績監査の実施において発生した合理的な費用について、会計監査官が決定するところにより、特別税発議によって生み出された歳入から払い戻しを受けるものとする。

第2条 すべての新たな特別税または増額された特別税に対する継続的監査

(a) (1) 2026年 1月1日以降に議会または州全体の住民発議によって制定されたすべての特別税について、California州監査官は、特別税から資金を受け取る各プログラムの継続的な財務・業績監査を実施するものとする。

(2) 特別税の発効日から、継続的な財務・業績監査を4年ごとに完了するものとする。

(b) 本条によって義務付けられる継続的な財務・業績監査は、以下の事項を扱うものとする。

(1) 本条項の第1条第(b)項に記載されているすべての事項。

(2) プログラムが有効性を改善し、コストを削減し、またはその他の方法で、プログラムが納税者および州の歳入に課している負担を軽減する方法に関する勧告。

(c) (1) 本条によって義務付けられる継続的な財務・業績監査を実施するにあたり、州監査官は立法分析局(LAO)から意見を求めるものとし、同局の報告書、分析および勧告に含まれる情報に依拠することができる。

(2) また、California州監査官はプログラムの有効性を測定する際に使用する基準や、税金をより効果的に使う方法についての判断に役立てるため、一般からの意見も求めるものとする。

(d) California州監査官は、継続的な財務・業績監査の実施において発生した合理的な費用について、会計監査官が決定するところにより、特別税によって生み出された歳入から払い戻しを受けるものとする。

第3条 州歳出上限からの免除の禁止

(a) 2026年1月1日以降に制定される、または発効するいかなる州税も、政府歳出制限から免除または除外されてはならない。

(b) California州は、2026年1月1日以降に制定される、または発効する州税が政府歳出制限から免除または除外されている場合、当該州税を課し、徴収し、または執行してはならない。

第4条 本条項の目的上:

(a) 「州監査官」とは、政府法典第2編第1部の第6.5章(第8543条以降)に規定される州監査官を意味する。

(b) 「政府歳出制限から免除または除外されている」とは、以下のいずれかを意味する。

(1) 州税からの歳入の全部または一部が一般基金外の特定の基金または口座に預け入れられ、当該特定の基金または口座からの歳出が、第XIIIB条項に基づき政府の各機関およびCalifornia州について制限の対象となる歳出に含まれないこと。

(2) 第XIIIB条項第4条に従い、法律によってCalifornia州の歳出上限が引き上げられること。

(c) 「政府歳出制限」とは、第XIIIB条項を意味する。

(d) 「特別税」とは、無制限の目的ではなく、特定の目的の資金にのみ使用できる税を意味する。

(e) 「特別税発議」とは、第II条項条第8条または第XVIII条項第3条に従って提案され、特別税を含む発議措置を意味する。

第5条 本条は、2026年 1月1日以降に有権者に提出されるすべての州全体の住民発議に適用される。これには、本条を追加する法案が有権者によって承認されるのと同じ選挙で投票用紙に掲載される法案も含まれる。

第5条 対立する法案。

(a) (1) 本発議法案が、(A) 特別税に異なる監査規則を課す、または(B) 政府歳出制限から免除または除外される州税を含む別の住民発議と同じ州全体の選挙の投票用紙に掲載された場合、その別の住民発議は本措置と抵触するものとみなされる。本発議法案がより多数の賛成票を獲得した場合、本法案の規定が全面的に優先するものとし、当該他の法案の規定は無効となるものとする。

(2) 本条の目的上、「特別税」は本法案の第4条に定めるものと同じ意味を有するものとする。

(b) 本発議法案が有権者によって承認されたものの、同じ選挙において有権者によって承認された他の抵触する発議法案によってその全部または一部が取って代わられ、その後、当該抵触する措置が無効と判断された場合、本措置は自動的に執行され、完全な効力を有するものとする。

第6条 分離可能性。

本法の条項は分離可能である。本法のいかなる部分、条、項、段落、号、副号、文、句、語、または適用についても、理由の如何を問わず、管轄権を有する裁判所の判決により無効とされた場合であっても、かかる判決は本法の残りの部分の有効性に影響を及ぼさないものとする。California州の住民は、本法の一部または適用のいずれかが後日無効と宣言されるか否かにかかわらず、本法、および無効または違憲と宣言されないすべての部分、条、項、段落、号、副号、文、句、語、または適用を自ら受諾する意思があったことをここに宣言する。

第7条 発効日。

本法案は、California州憲法第II条項第10条に従い、可能な限り早い日に発効するものとする。本法案は、発効と同日に施行されるものとする。

第8条 広範な解釈

本法は、その意図および目的を有効たらしめるため、広範に解釈されるものとする。

第9条 法的防御

本条は、有権者の意思を擁護することを拒む州の政治家によって、州民の貴重な発議権が不当に無効とされることのないよう確保することを目的とする。したがって、本法がCalifornia州の有権者により承認され、かつ、その後、本法の範囲もしくは適用をいかなる形であれ制限しようとし、または本法がその全部もしくは一部において州法もしくは連邦法に違反すると主張する法的な異議申立ての対象とされ、かつ、知事および司法長官の双方がCalifornia州を代表して可能な限り最大限に本法を擁護することを拒む場合、以下の措置が講じられるものとする。

(a) 政府法典第2編第3部第2篇第6章(第12500条以降)またはその他のいかなる法律に含まれる相反する規定にもかかわらず、司法長官は、California州を代表して実行可能な最大限の範囲で本法を忠実かつ精力的に擁護するため、独立した訴訟代理人を任命するものとする。

(b) 司法長官は、独立訴訟代理人を任命し、または交代させる前、あるいはその後に、当該独立訴訟代理人の適格性を判断するにあたり相当の注意を尽くすものとし、かつ、当該独立訴訟代理人が可能な限り最大限に本法を忠実かつ精力的に擁護する旨の書面による確約を当該独立訴訟代理人から取得するものとする。当該書面による確約は、請求があったときは直ちに一般に公開されるものとする。

(c) 有権者の意思にもかかわらず知事および司法長官が本法の擁護を行わない場合において、その擁護を支援するため、California州を代表して可能な限り最大限に本法を忠実かつ精力的に擁護する独立訴訟代理人を起用する費用を賄うために必要な額において、会計年度にかかわらず、一般会計から主計官に対し、ここに継続的歳出予算が計上されるものとする。

提案42

本発議法案は、California州憲法第II条項第8条の規定に従って住民に提出される。

本発議法案は、California州憲法に条項を追加するものである。従って、提案された新規条項は、新規である旨を示すため斜体で表記される。

法案

第1条 名称

本法案は、2026年退職・個人貯蓄保護法として知られ、またその名称で引用されるものとする。

第2条 所見および宣言

(a) California州の家族はあらゆるものにより多くの支出をしており、私たちはすでに国内で最も高い部類の税金を支払っている。無党派の調査機関による最近の分析では、個人所得税、売上税、固定資産税、およびその他の形態の課税を考慮した場合、California州は人口に課税する点において、全米で3番目に悪い順位にあると結論付けられている。この点において、California州より高いのはNew Jersey州とColumbia特別区だけである。また、California州は他の指標においても、全米で最も高い州売上税、最も高い最高所得税率、および最も高いガソリン税を課している。

(b) また、日々、California州民は手頃な価格で生活することが困難な状況に直面している。住宅、食料、電気、医療、住宅および自動車保険、その他多くの生活必需品の費用が上昇し続けている。California州民は、日々の生活費をやりくりするだけでも経済的に苦労している。退職後や万一の事態に備えた貯蓄はさらに困難である。州の非常に高い生活費を考慮すると、最近の分析によれば、California州民が20年間快適に引退生活を送るには\$230万ドルを貯蓄しておく必要があるとされている。これは多くのCalifornia州民にとって不可能な金額である。

(c) さらに悪いことに、私たちの多くにとって「Californiaドリーム」がますます手の届かないものになり、多くのCalifornia州民が退職後に備えて十分な資金を貯蓄するのに苦労しているにもかかわらず、政治家や特定の利益団体は、退職後のために保有している資産、個人所有の資産、その他の個人貯蓄に対する課税を始めようとしている。以下は、危険にさらされる可能性があるもののほんの一部である。

(1) 教師、警察官、消防士、その他の献身的な労働者は、確定給付型年金給付を得ている。彼らは、年金給付の将来価値に対して課税され、年金を一銭も受け取らないうちに、政府に支払いを強いられる可能性がある。

(2) 401(k)退職プランや個人退職口座 (IRA) に拠出し、株式、債券、投資信託、その他の投資に投資している California 州民は、退職後の蓄えの価値に対して課税される可能性がある。これにより、労働者は苦勞して稼いだ貯蓄の一部を失い、退職を先延ばしせざるを得なくなり、人生の後半においてより経済的に脆弱な立場に置かれる可能性がある。

(d) California 州は、既に居住者に対して、所得税、資本利得税、不動産税、動産税、法人税、売上・使用税、不動産取引税その他多くの税を課している。さらに、California 州民が退職関連資産を取り崩したり、個人所有の資産を売却したり、その他の個人貯蓄から得られる運用益を実現したりする場合には、既に州の所得税、資本利得税および財産税の対象となっている。しかし、政治家や特別利益団体は、California 州民が懸命に蓄えてきた退職関連資産、個人所有資産、その他の個人貯蓄といった動産について、その単なる所有または管理を理由として課税することを認められるべきではない。

(e) 遡及的な課税は、California 州民の退職計画および個人貯蓄に対して、同様に壊滅的な影響を及ぼす可能性がある。民主主義社会における公平性の基本原則は、個人、家族、および企業が、自らの財務計画を規律する税法を理解し、それを信頼できること、そして、規則がどのようなものであるかを事前に知った上で意思決定を行えることを要求する。

(f) California 州民が自身の財務上および退職上の目標に向けて計画を立て、それを達成することができるかは、自分たちに適用される租税義務について事前に知られることにかかっている。税法に対する遡及的な変更は根本的に不公平であり、政府への信頼を損ない、退職および財務計画を混乱させ、居住者や企業が将来への備えをすることを妨げるものである。

(g) Sacramento の政治家や特別利益団体は、私たちの税金数十億ドルを、非効率で効果のないプログラムに浪費してきた。しかし、彼らはさらなる税制案を持ち出して、私たちの金をさらに求め続けている。彼らが必要としているのは、私たちの退職資産に課税することでも、過去の行為、活動、または地位に基づいて私たちに遡及的に課税することでもなく、納税者がすでに彼らに支出のために与えた資金で、より良い成果を上げることである。

第3条 目的の表明。

本法案の制定にあたり、California 州の人民の目的および意図は、退職関連保有資産、個人所有資産、およびその他の形態の個人貯蓄の所有または管理を含む私たちの動産に対する新たな税の課税を禁止するとともに、すべての新しい税が将来に向かってのみ適用されることを

義務付けることにより、California 州民が将来のために貯蓄する能力を保護することである。

第4条 California 州憲法に第VIII条項を追加し、次のとおり規定する。

第VIII条項

第1条 退職関連保有資産、個人所有資産、およびその他の形態の個人貯蓄に対する課税の禁止

(a) 2026年1月1日以降に制定されたいかなる州法および本憲法のいかなる規定も、直接または間接に保有されるかを問わず、退職関連保有資産、個人所有資産、およびその他の形態の個人貯蓄の所有または管理に対する税を制定、創設、課し、またはその徴収を認可してはならない。

(b) 本条のいかなる規定も、2025年12月31日以前に効力を有し、課され、かつ最初に徴収されたいかなる税の課税または徴収を変更し、あるいは制限するものではない。

(c) 本条のいかなる規定も、本憲法の他の規定に定められている不動産に対する課税を変更し、あるいは影響を与えるものではない。

第2条 遡及的課税の禁止

(a) (1) 2026年1月1日以降に制定されたいかなる州法および本憲法のいかなる規定も、当該州法または憲法規定の発効日前に発生または存在していた行為、活動、または地位に基づいて納税義務を生じさせるように遡及して効力を有する税を制定、創設、課し、またはその徴収を認可してはならない。

(2) 本項は、税の発効日前の日における納税者の居住状況に基づいて課される税にも適用される。

(b) 第(a)項のいかなる規定も、2025年12月31日以前に効力を有し、課され、かつ最初に徴収されたいかなる税の課税または徴収を変更し、あるいは制限するものではない。

(c) 第(a)項は、2026年1月1日以降に議会によって可決された法律によって課される税であって、以下の両方が適用される場合には適用されない。

(1) 当該法律が発効する日から365日を超えて遡及して税が適用されないこと。

(2) 以下の条件の少なくともひとつが存在すること

(A) 知事が、火災、洪水、嵐、内乱、地震、火山噴火、または外国の敵による現実のもしくは差し迫った攻撃の結果として非常事態を宣言し、かつ当該税からの歳入の使途が非常事態への対応に法令によって明示的に限定されていること。

(B) 知事が第IV条項第10条第(f)項に従って財政的非常事態を宣言し、かつ当該税からの歳入の使途が財政的非常事態への対応に法令によって明示的に限定されていること。

第3条 定義

本条項においては、以下の定義が適用される：

(a) 「退職関連保有資産、個人所有資産、およびその他の形態の個人貯蓄」とは、年金、401(k)口座、403(b)口座、およびその他すべての個人退職口座を含むがこれらに限定されない退職口座、投資信託、ならびに金融資産、投資口座、事業持分、デジタル資産、知的財産、身の回りの持ち物、および退職または財務計画のための収入や貯蓄を生み出し、または集めるために使用されるその他の資産を含むがこれらに限定されない、有形または無形のすべての動産を意味する。

(b) 「税金」とは、第XIII条項第3条第(b)項に定義される税金を意味する。

第4条 条項の適用

本条項は、2026年1月1日以降に有権者に提出されるすべての州全体の発議法案に適用され、これには、本条項を追加する法案が有権者によって承認される同じ選挙において投票用紙に掲載される法案も含まれる。

第5条 対立する法案。

(a) (1) 本発議法案が、退職関連保有資産、個人所有資産、およびその他の形態の個人貯蓄の所有または管理に対する税を設立、制定、創設、課し、もしくはその徴収を認可することとなる、または発議法案の発効日前に発生もしくは存在していた行為、活動、または地位に基づく納税義務を生じさせる税を制定することとなる別の発議法案と同一の州全体の選挙の投票用紙に掲載された場合、その別の発議法案は本法案と抵触するものとみなされる。本発議法案がより多数の賛成票を獲得した場合、本法案の規定が全面的に優先するものとし、当該他の法案の規定は無効となるものとする。

(2) 本条の目的上、「退職関連保有資産、個人所有資産、およびその他の形態の個人貯蓄」は、本法案の第4条に定められるCalifornia州憲法第VIII条項第3条に規定されたものと同じ意味を有するものとする。

(b) 本発議法案が有権者によって承認されたものの、同じ選挙において有権者によって承認された他の抵触する発議法案によってその全部または一部が取って代わられ、その後、当該抵触する措置が無効と判断された場合、本措置は自動的に執行され、完全な効力を有するものとする。

第6条 分離可能性。

本法の条項は分離可能である。本法のいかなる部分、条、項、段落、号、副号、文、句、語、または適用についても、理由の如何を問わず、管轄権を有する裁判所の判決により無効とされた場合であっても、かかる判決は本法の残りの部分の有効性に影響を及ぼさないものとする。California州の住民は、本法の一部または適用のいずれかが後日無効と宣言されるか否かにかかわらず、本法、および無効または違憲と宣言されないすべての部分、条、項、段落、号、副号、文、句、語、または適用を自ら受諾する意思があったことをここに宣言する。

第7条 発効日

本法案は、California州憲法第II条項第10条に従い、可能な限り早い日に発効するものとする。本法案は、発効と同日に施行されるものとする。

第8条 広範な解釈

本法は、その意図および目的を有効ならしめるため、広範に解釈されるものとする。

第9条 法的防御

本条は、有権者の意思を擁護することを拒む州の政治家によって、州民の貴重な発議権が不当に無効とされることのないよう確保することを目的とする。したがって、本法がCalifornia州の有権者により承認され、かつ、その後、本法の範囲もしくは適用をいかなる形であれ制限しようとし、または本法がその全部もしくは一部において州法もしくは連邦法に違反すると主張する法的な異議申立ての対象とされ、かつ、知事および司法長官の双方がCalifornia州を代表して可能な限り最大限に本法を擁護することを拒む場合、以下の措置が講じられるものとする。

(a) 政府法典第2編第3部第2篇第6章(第12500条以降)またはその他のいかなる法律に含まれる相反する規定にもかかわらず、司法長官は、California州を代表して実行可能な最大限の範囲で本法を忠実かつ精力的に擁護するため、独立した訴訟代理人を任命するものとする。

(b) 司法長官は、独立訴訟代理人を任命し、または交代させる前、あるいはその後に、当該独立訴訟代理人の適格性を判断するにあたり相当の注意を尽くすものとし、かつ、当該独立訴訟代理人が可能な限り最大限に本法を忠実かつ精力的に擁護する旨の書面による確約を当該独立訴訟代理人から取得するものとする。当該書面による確約は、請求があったときは直ちに一般に公開されるものとする。

(c) 有権者の意思にもかかわらず知事および司法長官が本法の擁護を行わない場合において、その擁護を支援するため、California州を代表して可能な限り最大限に本法を忠実かつ精力的に擁護する独立訴訟代理人を起用する費用を賄うために必要な額において、会計年度にかかわらず、一般会計から主計官に対し、ここに継続的歳出予算が計上されるものとする。

提案43

2025～2026年定例会の下院憲法改正案第22号(2026年法令決議第132章)によって提案されたこの改正は、California州憲法に一条を追加することにより、同憲法を明示的に改正するものである。したがって、追加が提案されている新たな規定は、それらが新たなものであることを示すために斜体で印刷される。

第XIII A条項に対する改正案

第XIII A条項に第4.5条を追加し、次のとおり規定する。

第4.5条 (a) 2027年1月1日以降、第II条項および第XI条項にかかわらず、発議法案権を行使する地方自治体の有権者を含むいかなる地方自治体も、本条項第4条、第XIIIC条項第2条第(d)項、および第XIIID条項第3条第(a)項第(2)号に規定されている場合を除き、当該税が有権者に付議され、3分の2の賛成票によって承認されない限り、いかなる特別税も課し、延長し、または増額してはならない。

(b) 第II条項および第XI条項にかかわらず、発議法案権を行使する地方自治体の有権者を含むいかなる地方自治体も、第XIIID条項第3条第(a)項第(1)号に規定されている場合を除き、不動産に対する従価税を課してはならない。

(c) 「地方自治体」および「特別税」は、第XIIIC条項第1条に規定されるものと同一の意味を有するものとする。

提案44

本発議法案は、California州憲法第II条項第8条の規定に従って住民に提出される。

本発議法案は、会社法典、政府法典、保健安全法典に条項を追加するものである。従って、提案された新規条項は、新規である旨を示すため斜体で表記される。

法案

第1条 名称

本法案は、「診療所資金の説明責任及び透明性に関する法案」と称され、またその名称で引用されるものとする。

第2条 所見および宣言

California州民は、以下のすべてを確認し、宣言する。

(a) 連邦政府認定保健センター (FQHC) は、低所得層および十分な医療サービスを受けられていない人々に一次医療および予防医療を提供することを使命としているため、California州の医療セーフティネットにとって不可欠な存在である地域クリニックの一形態である。

(b) 州内のほとんどのFQHCは、診療所がセーフティネットとしての医療提供者および州税・連邦税の免除対象となる非営利公益法人としての使命を果たすことを確実にする責任を負う理事会によって統治される非営利組織によって運営されている。

(c) 診療所の理事会は、組織設計および報酬に関する決定において重大な責任を負い、最高経営責任者やその他の幹部の報酬を含め、多大な権限を行使している。

(d) 既存の州法は、最高経営責任者および最高財務責任者の報酬が公正かつ合理的であることを確認するため、非営利法人の理事会にその報酬を審査し、承認することを義務付けているが、多くの診療所では歳入の過大

な割合が幹部報酬に充てられており、その結果、中核的な患者サービスへの投資不足が生じている。

(e) 2018年以降、診療所を含むすべての非営利団体は、使命に関連する、すなわち「プログラム」費用の金額に加え、「管理運営」費用の金額を毎年IRSに報告することが義務付けられている。California州の多くの診療所では、平均を大幅に上回る管理運営費が発生しており、その割合が総歳入の30~40パーセントに達することもある一方、10パーセント未満しか支出していない診療所もある。

(f) 多くの診療所は非常に高い収益を上げており、その資金を慈善的使命に沿った方法で支出するのではなく、総歳入の20パーセントにも達する年間黒字を報告している場合もある。

(g) 労働者の訓練、採用、および定着は、California州の診療所にとって問題となっている。診療所の労働者からは、慢性的な人員不足、高い業務負担、および職員の入れ替わりに加え、患者の待ち時間が長いことが報告されている。

(h) 診療所における患者サービスの提供および労働力の安定性が、管理費および間接費への支出よりも優先されるようにするため、総歳入に占める割合として、使命に沿った支出について合理的な最低基準を設けることが本発議法案の意図である。

第3条 報告義務

第3.1条 政府法典に第12586.3条を次のように追加する。

12586.3. (a) 本条において、以下の定義が適用される。

(1) 「診療所」とは、保健安全法典第1200条第(b)項第(3)号に定義される診療所法人であって、米国法典第42編第1396d条に定義される「連邦政府認定保健センター (FQHC)」に該当するものをいう。本号において、FQHCには、FQHCの助成金を受けていないものの、米国法典第42編第1395x(aa)(4)(B)条および第1396d(l)(2)(B)条に定められたFQHCプログラムの要件を満たしているものとして連邦保健資源サービス局によって指定された組織も含まれ、これらは「FQHC類似認定医療機関」としても知られている。「診療所」には、米国法典第25編第1603条に定義される連邦政府に認定されたインディアン部族、部族組織、または都市部インディアン組織、あるいはこれらの事業体によって運営、維持、または経営される外来診療施設は含まれないものとする。

(2) 「使命支出比率」とは、第(b)項第(1)号に記載されている数値に基づき、各診療所の免税目的を達成する活動に費やされた総額を、当該診療所の総歳入で除したものをいう。使命支出比率を計算する際、司法長官は、活動に費やされた総額および総歳入の双方から、支払われた罰金、州公衆衛生局と合意した計画に基づいて行われた支出、または保健安全法典第1234.5条に従って受領した払戻金のいずれかに相当する金額を除外するものとする。

43

44

(3) 「関連当事者」とは、連邦規則集第42編第413.17条第(b)項に定義される関連組織、または共通の所有もしくは支配下にある組織を意味する。関連当事者には、経営組織、不動産所有者、人員を提供する主体、親会社、持株会社、子会社、姉妹組織などが含まれる場合がある。

(b) (1) 各診療所は、本条に定義する「使命支出比率」を司法長官が計算するのに十分なデータを、慈善団体および資金調達者登録簿に毎年提出しなければならない。このデータには、以下の2つの要素を含めるものとする。

(A) 診療所の免税目的に費やされた総額。この金額は、2024暦年または2024年以降に開始する課税年度について、各診療所の内国歳入庁フォーム990のパートIII第4e行にある「プログラム・サービス費用の合計」の数値として報告されたデータ、または診療所の税務報告におけるこれに相当する後継の項目に基づくものとするが、段落(2)に基づき司法長官が発行するガイダンスに基づいて調整されるものとする。

(B) 組織の総歳入。この金額は、2024暦年または2024年以降に開始する課税年度における各診療所の内国歳入庁フォーム990のパートI第12行の総歳入の数値として報告されたデータ、または診療所の税務報告においてこれに相当する後継の項目に基づくものとする。ただし、第(2)号に基づき司法長官が発行するガイダンスに基づいて調整されるものとする。

(2) 司法長官は、これら2つの数値の報告方法について拘束力のあるガイダンスを発行する権限を有する。

(A) ガイダンスでは、その他の事項として、以下を取り扱うことができる。

(i) 内国歳入庁に報告される当該データの報告方法によって、診療所の非課税目的に費やされた総額が人為的に増加する可能性がある程度およびその方法に対応する、関連当事者間取引についての追加的な報告基準で、これには、関連当事者に対する取引について、関連当事者によるその結果としての支出が当該非課税目的に帰属するものとみなされない場合であっても、診療所の非課税目的に費やされた金額に帰属させることを認めることによって、または歳入を関連当事者に帰属させることを認めることによって、総歳入を人為的に減少させることが含まれる。

(ii) 使命支出比率の計算から除外するために、保健安全法典第1234.5条に基づいて支払われた罰金、ならびに同条に基づき州公衆衛生局と合意した計画に従って行われた払戻しおよび支出をどのように報告すべきか。

(iii) 副段落(B)に整合する形で、内国歳入庁フォーム990においてプログラム・サービス費用に該当しないものの、司法長官が診療所の免税目的に費やされたと判断する支出、または、同フォームにおいてプログラム・サービス費用に該当するものの、司法長官が診療所の免税目的に費やされていないと判断する支出についての追加的な報告要件。

(B) いかなるガイダンスも、診療所の患者サービスの提供および労働力の安定性が、管理費および間接費への支出よりも優先されることを確実にするため、総歳入に占める割合として使命に沿った支出について合理的な最低基準を設けることにより、診療所資金の説明責任及び透明性に関する法案の目的を推進するよう設計されるものとする。

(C) 司法長官は、ガイダンスを発行する際に、その決定の理由を記載した認定事項を発行するものとする。

(D) 政府法典第2編第3部第1部第3.5章(第11340条以降)にかかわらず、司法長官は、追加の規制措置を講じることなく、通達、通知、その他これらに類する指示によって本段落を実施することができる。保健安全法典第1229.1条は、本段落に基づき採択された基準に基づく違反には適用されないものとする。

(3) 本条のいかなる規定も、診療所が内国歳入庁にデータを報告する方法を規律するものと解釈されないものとする。

(4) 司法長官は、このデータを受領から90日以内にそのウェブサイトで一般に公開するものとする。

(5) 各診療所は、第12586条に基づく慈善団体および資金調達者登録簿への報告書の提出時まで、このデータを提出しなければならない。

(c) 各診療所は、他のいかなる法律にかかわらず、追加の年間登録料を納付するものとし、当該登録料は、本条および保健安全法典第1234.5条に定める活動の資金に充てるものとする。司法長官は、州公衆衛生局と協議の上、これらの規定の運用に要する合理的な費用を賄うのに十分な手数料額を定めるものとする。手数料は、実際に発生した費用を反映するため毎年調整するものとし、これらの規定の運用に要する合理的な規制費用を賄うために必要な額を超えてはならない。

(d) 司法長官は、本条の報告規定を遵守しなかった場合の制裁として、初回の違反について\$5,000ドルの行政罰金を課し、診療所が本条で義務付けられた年次報告書の提出を怠ったその後の各月について\$10,000ドルの行政罰金を課すものとする。司法長官は、インフレーションを考慮して、定期的に罰金額を改定することができる。

(e) 司法長官は、各診療所の提出物を受領してから90日以内に、各診療所の使命支出比率を計算し、その計算結果を当該診療所および州公衆衛生局に送付するとともに、その計算結果をそのウェブサイトで一般に公開するものとする。

(f) 司法長官は、報告された情報の正確性および本条の要件の遵守を確保するため、司法長官が定める方法および形式により、本条の対象となる診療所の監査を実施することができる。これらの監査には、請負業者または関連当事者に対する監査も含めることができる。

(g) 会社法典第9230条および政府法典第12583条は、本条には適用されないものとする。

第4条 罰則

第4.1条 保健安全法典に、第1234.5条を次のとおり追加する。

1234.5. (a) (1) 政府法典第16370条に基づき設立された特別預託基金内に、ここに使命支出比率ペナルティ口座を創設する。同口座には、第(b)項に基づき預託されるすべての金銭を入れるものとする。

(2) 特別預託基金に保有される金銭は、5年間エスクローとして保管するものとし、その後、臨床医療従事者の訓練、採用、および定着に資金を提供する取組みのため、州議会による歳出の対象となるものとする。

(3) 金銭がエスクローとして保管されている間、当該金銭を支払った、政府法典第12586.3条第(a)項第(1)号に定義される診療所に対し、以下の条件を満たすことを条件として、当該金銭が払い戻されるものとする。

(A) 診療所が、適用される90パーセントの使命支出比率要件を満たすこと。

(B) 診療所が、払い戻されたすべての金銭を使命に沿った費用に充てる計画について、州公衆衛生局と合意に達すること。

(4) 前段落にかかわらず、州公衆衛生局は、特別預託基金内の金銭を、本条に定める活動の資金に充てることができ、これには、特別預託基金の維持および段落(3)に基づく払い戻しの対象となる資格を診療所が得るために必要な審査の実施が含まれるが、これに限らない。支出された金銭は、段落(3)に基づき診療所に払い戻される金額から差し引くことができる。

(5) 州公衆衛生局は、段落(3)の副段落(B)に基づき合意された計画の遵守状況について診療所を監査し、診療所が遵守していない範囲で払い戻した金銭を回収する権限を有するものとする。この回収には、第(b)項の段落(2)および段落(3)に定める手続と同じ手続が適用されるものとする。

(b) (1) 州公衆衛生局は、政府法典第12586.3条の対象となり、使命支出比率が90パーセント未満である各診療所に対し、当該診療所が使命に沿った費用に支出した金額と、当該診療所の総歳入の90パーセントとの差額に相当する行政罰を毎年賦課するものとする。州公衆衛生局は、司法長官による使命支出比率の計算結果を受領してから30日以内に、違反していると認められた診療所に対して罰則通知を発行するものとする。

(2) 診療所が使命支出比率の計算または賦課に異議を申し立てない場合、当該罰金は、罰則通知を受領してから30日以内に州公衆衛生局に全額支払われ、使命支出比率ペナルティ口座に預託されるものとする。

(3) 診療所が、政府法典第12586.3条第(e)項に基づいて行われた使命支出比率の計算または本項に基づいて

行われた賦課に異議を申し立てる場合、当該診療所は、罰則通知を受領してから30日以内に、司法長官および州公衆衛生局の双方に対して同時に不服申立ての請求を提出しなければならない。賦課しないという決定に基づいて、施設が不服申立ての請求を行うこともできる。当該請求には、不服申立ての理由を詳細に記載した陳述書を含めるとともに、診療所が聴聞会で提出するすべての裏付け書類を含めなければならない。診療所が適時に当該請求を提出した場合、聴聞会が設定され、その手続きは、第112部第1篇第2章第1条(第131050条以降)に従って行われるものとする。

(c) (1) 診療所は、予期しないまたは例外的な事情、もしくは診療所の経済状況を理由として、90パーセント要件を一時的に停止する免除、または代替的な使命支出比率要件について、州公衆衛生局に申請することができる。本項に基づく免除の発行およびその条件については、州公衆衛生局が単独かつ排他的に権限を有するものとする。本項に基づき発行される免除の期間は、発行日から1年間とする。

(2) 予期しないまたは例外的な事情を理由として免除を取得するため、診療所は、自らが経験した以下の事情を詳述しなければならない。

(A) 診療所が予期しないまたは例外的な事情を初めて認識した時期。

(B) 診療所が当該事情の発生を予見できなかった理由。

(C) 当該事情に対処するために診療所が講じた措置。

(D) 当該事情への対処の結果として発生した費用。

(E) 当該事情が解消されると診療所が見込む時期。

(F) 当該事情が将来予期せず発生することを防止するために診療所が講じている予防措置。

(3) 経済状況を理由として免除を取得するため、診療所は、90パーセントの使命支出比率要件を遵守することにより、一般に公正妥当と認められる会計原則の下で継続企業として存続する診療所の能力に疑義が生じることを証明しなければならない。証拠には、診療所の財務状況、親会社または関連主体の財務状況に関する文書、および90パーセントの使命支出比率を遵守することによる実際のまたは潜在的な直接的な財務的影響を示す証拠を含めなければならない。

(4) 診療所が継続企業として存続する能力を考慮する際には、当該診療所またはその関連主体について、以下の要素を考慮に入れるものとする。

(A) 診療所またはその関連主体が運営する施設の実際のまたは見込まれる閉鎖。

(B) 患者サービスまたはプログラムの実際のまたは見込まれる終了。

- (C) 雇用の実際のまたは見込まれる喪失。
- (D) 診療所が運営する施設が小規模、地方、またはフロンティア地域にあるか、または地方のサービス提供区域を対象としているか。
- (E) 診療所が運営する施設の閉鎖が、地域またはサービス提供区域におけるサービスへのアクセスに重大な影響を及ぼすか。
- (F) 診療所が、自らが運営する施設もしくは関連主体の施設の閉鎖、患者サービスもしくはプログラムの終了、または雇用の喪失をもたらす、またはもたらす可能性のある財政的困難に陥っているか。財政的困難を判断する際に考慮すべき要素には、手元資金の額を含む財務指標に基づく診療所の過去および予測される実績、ならびに診療所がマイナスの営業利益率となっているか、または将来的にそうなると見込まれるかどうかが含まれるが、これらに限られない。
- (5) 本項に基づく免除の申請は、書面により州公衆衛生局に提出するものとする。
- (6) 州公衆衛生局は、免除申請に対する決定を診療所に書面で通知するものとする。
- (7) 診療所は、本項に基づき発行された免除の更新をいつでも申請することができる。ただし、既存の免除の満了日の180日前までに申請しなければならない。

第5条 慈善信託違反に関する請求。

第5.1条 会社法典に第5142.1条を次のとおり追加する。

5142.1. (a) 第5142条にかかわらず、政府法典第12586.3条の対象となる診療所が、政府法典第12586.3条第(b)項に従って要求されるデータの報告を怠った場合、または、政府法典第12586.3条第(a)項第(2)号に定義される使命支出比率が90パーセント未満であり、かつ保健安全法典第1234.5条第(c)項に基づく免除の対象となっていない場合、当該FQHCの患者は、第5142条に基づく請求に適用されるのと同じの手続に従い、慈善信託の違反を差し止め、是正し、またはその他の救済を得るための訴訟を提起することができる。

(b) 第5231条にかかわらず、善意は本条に基づいて提起されるいかなる訴訟に対する抗弁にもならず、第5239条に規定される場合を除き、経営判断原則はいかなる形でも、問題とされた違反のいかなる側面にも適用されないものとする。

(c) また、本条は事業・専門職法典第17204条に基づく執行の対象となるものとする。

第6条 刑事罰。

第6.1条 会社法典に第6814.1条を次のとおり追加する。

6814.1. 政府法典第12586.3条の対象となる診療所の理事、役員または代理人であって、政府法典第12586.3条に基づく支出または歳入について故意に虚

偽の報告を行い、または、その使命支出比率を人為的に引き上げる意図をもって、関連財団を含むがこれに限定されない、政府法典第12586.3条に定義される関連当事者を通じて支出または歳入を迂回させる計画に故意に関与する者は、刑法第1170条第(h)項に基づく拘禁、または1年以下の郡拘置所への拘禁により処罰される。

第7条 分離可能性。

本法の条項は分離可能である。本法案のいずれかの規定またはその適用が無効と判断された場合であっても、その無効性は、当該無効な規定または適用がなくても効力を与えることができるその他の規定または適用に影響を及ぼさないものとする。

第8条 発効日。

本法案の目的に沿って、本法案に定める使命支出比率に関する要件は、本法案の可決から少なくとも6か月後に開始する各診療所の最初の完全な会計年度に適用されるものとする。

第9条 改正。

California州憲法第II条項第10条第(c)項に従い、本法案は、州全体の選挙において人民の投票に付される後続の法案によって、または議会によって適法に可決され知事によって署名された法律によって改正することができる。ただし、本法案の目的をさらに推進する場合に限るものとする。

第10条 競合する法案。

本法案と、対象となる一部またはすべての診療所における使命支出比率を規律する別の法案が同一の州全体の投票用紙に掲載された場合、当該他の法案の規定は本法案と抵触するものとみなされる。別の法案は、単に本法案によって追加または改正された政府法典、保健安全法典、または会社法典のひとつ以上の条を追加または改正するという理由のみでは、本法案と抵触するものとはみなされない。本法案が、本法案と抵触するとみなされた法案よりも多くの賛成票を得た場合、本法案の規定がその全体において優先し、その他の法案は無効となるものとする。

提案45

本発議法案は、California州憲法第II条項第8条の規定に従って住民に提出される。

本発議法案は、公共資源法典に条項を追加するものである。従って、提案された新規条項は、新規である旨を示すため斜字体で印刷される。

法案

第1条 公共資源法典第13部に、第1.5章(第21010条以降)を追加し、次のとおり規定する。

第1.5章 手頃な価格のCalifornia州建設法

第1条項 表題、所見と宣言および目的

21010. 表題

本章は、「手頃な価格のCalifornia州建設法」と称され、またその名称で引用することができるものとする。

21011. 所見および宣言

California州民は、ここに以下のすべてを確認し、宣言する。

(a) 不可欠なプロジェクトを承認するためのCalifornia州の時代遅れの制度は、あまりにも遅く、官僚的であり、かつ費用がかかりすぎる。きれいな水、クリーンエネルギー、病院、手頃な価格の住宅、道路、山火事予防、学校、公共安全、その他のインフラ整備などの不可欠なプロジェクトは、不必要な煩雑な手続、官僚的な遅延、および過剰な訴訟によって遅延または阻止されている。

(b) これらの遅延は、すべてのCalifornia州民の生活費を大幅に増加させている。調査によると、許認可の遅延だけで新築住宅の価格に数万ドルが上乗せされ、住宅所有者および賃借人の家賃や住宅ローンの負担増につながっている。同様の煩雑な手続により、病院、水インフラ、道路、橋梁、クリーンエネルギー、学校、ブロードバンド、および山火事軽減プロジェクトの建設費用には数十億ドルが上乗せされており、これらの費用は最終的に消費者および納税者に転嫁されている。

(c) California州の許認可法は、今日の現代的な環境法が整備される前の、50年以上前に制定されたものである。その時代遅れの制度は現在、大気汚染を削減し、温室効果ガス排出量を低減し、水供給を確保し、地域社会を山火事から保護し、野生生物および環境を保全するはずの不可欠なプロジェクトを遅延させ、または阻止することによって、州の環境および公衆衛生上の目標に反する結果をもたらしている。

(d) 本法案は、州法を近代化および合理化して官僚的な煩雑さや不必要な遅延を削減し、不可欠なプロジェクトを阻止する不当な訴訟を制限するとともに、公共機関および不可欠なプロジェクトの申請者が、そうした訴訟に対する防御の負担を引き続き分担できるようにし、California州民が日々抱えているプロジェクトの実施を迅速化するものである。

(e) 遅延が1年生じるごとに、California州民は、最も必要としているものをさらに長く待ち、より多くの費用を支払うことになる。本法案は、以下を含む州の最も不可欠なプロジェクトに適用される。

(1) 州全域の地域社会のための安全な飲料水および安定した水供給。

(2) 手頃な価格の医療へのアクセスを確保するための、安全で近代的な病院および診療所。

(3) エネルギー料金を削減し、気候変動に対処するためのクリーンエネルギーおよび信頼性の高い電力。

(4) 高騰する家賃および住宅ローンに苦しむ家族ならびに脆弱な高齢者層にとって住宅をより手頃なものとするための、あらゆる種類の住宅。

(5) 交通渋滞を緩和し、公共安全を向上させるための道路、橋梁、および公共交通機関。

(6) 人命、住宅、および天然資源を保護するための山火事予防およびレジリエンス強化プロジェクト。

(7) 学生および教育者のための、安全で近代化された公立学校および教育施設。

(8) 十分なサービスを受けていない地域社会を接続し、機会を拡大するためのブロードバンドおよび電気通信インフラ。

(f) これらの不可欠なプロジェクトを迅速化することにより、本法案はCalifornia州をより手頃な価格で暮らせる州とし、住宅、エネルギー、電力、医療、その他の生活必需品の費用を引き下げるとともに、公共事業プロジェクトに係る納税者の負担も軽減するものである。

(g) また、本法案は、賃金の高い雇用を創出し、特に建設、クリーンエネルギー、およびインフラの分野で数万人のCalifornia州民に雇用を提供するプロジェクトを始動させ、最も必要とされる時期にCalifornia州の経済成長を促進するものである。

(h) 重要なこととして、本法案は、絶滅危惧種法、安全飲料水法、連邦有害物質規制法、連邦水質浄化法、大気浄化法、連邦環境品質改善法、California州地球温暖化対策法、California州沿岸法、および連邦資源保全回収法を含む、州および連邦の大気浄化、水質浄化、ならびに環境保護に関する法律を維持するものである。本章は、家族および環境の安全を守るこれらの法律を廃止することなく、より手頃な価格で暮らせるCalifornia州にするために必要なプロジェクトの構築を促進するものである。

(i) 私たちは、手頃な価格で暮らせるCalifornia州を築くことができるし、また築かなければならない。

21012. 目的の表明

本章の目的は、不可欠なプロジェクトの承認を合理化・迅速化し、家族および納税者の負担を軽減し、生活の質を向上させ、良質な雇用を創出し、かつCalifornia州が有する世界で最も強力な環境保護を維持することによって、California州をより手頃な価格で暮らせる州とすることである。

第2条項 本章の適用および他の法律との相互作用

21013. 本章の対象となるプロジェクト

本章は、California州の人民が、州内における生活の質および手頃な価格での生活にとって不可欠であるところに宣言する、不可欠な住宅プロジェクト、不可欠なクリーンエネルギープロジェクト、不可欠な水プロジェクト、不可欠な公衆衛生プロジェクト、不可欠な公共安全プロジェクト、不可欠なブロードバンド・インターネットアクセスプロジェクト、不可欠な教育施設プロジェクト、および不可欠な交通プロジェクトにのみ適用される。

21014. 本章の適用

(a) 本章は、不可欠なプロジェクトを承認または不承認とする公共機関の権限を何ら減じるものではない。提案された不可欠なプロジェクトについて、いかなる結果も本章によってあらかじめ定められるものではない。

(b) 本章は、いかなる不可欠なプロジェクトについても、本部またはその他の法律に基づく環境審査を免除するものではない。本章は、本部に基づく審査および不可欠なプロジェクトに係る行政上の許認可審査について、明確な期限その他の手続きを定めるものである。

(c) 本章に別段の定めがある場合を除き、本章は、不可欠なプロジェクトおよびそれに付随する土地利用上の権利に関するあらゆる申請または承認の審査および処理に適用されるものとする。これには、本部に基づくプログラムレベル、計画レベル、またはプロジェクトレベルの環境審査を要する裁量的な裁定型および立法型の土地利用上の権利が含まれるが、これらに限定されない。

(d) 本章は、すべての公共機関に適用されるものとする。

(e) (1) 本章とその他の法律との間に抵触が存在する限度において、本章が優先するものとする。これに反するいかなる規定にもかかわらず、本章は、本来適用される法令上の適用除外または類型的適用除外を無効にし、または制限するものではない。

(2) 第21100条またはその他の法律にかかわらず、本章の規定が優先し、不可欠なプロジェクトの環境審査およびそれに付随する許認可審査について抵触する要件に取って代わるものとする。第21100条またはその他の法律のいかなる規定も、不可欠なプロジェクトへの本章の適用を無効にし、または制限してはならない。

(f) (1) 本章の発効日前に公共機関に提出され、かつその日前に最終承認をまだ受けていない不可欠なプロジェクトの申請は、本章の発効日後に取り下げ、再提出することができる。

(2) 段落(1)に定めるところにより取り下げられ、再提出された不可欠なプロジェクトの申請は、本章の規定に従って審査および承認を受けることができる。

(3) 段落(1)に定めるところにより申請が取り下げられ、再提出された不可欠な住宅プロジェクトは、区画割図法(政府法典第7編第2部(第66410条以降))、住宅説明責任法(政府法典第65589.5条)、ビルダー救済措置(2024年法典第268章)、および2019年住宅危機法(政府法典第7編第1部第12章(第66300条以降))を含むが、これらに限定されない、いかなる法律の規定を通じて申請者が取得した既得権その他の利益も失わないものとする。既得権は、政府法典第65941.1条に基づく事前申請が提出された日、またはその他の適用法に基づき権利が確定する日に遡るものとする。

(4) (A) 不可欠なプロジェクトの申請が本章の発効日前に完全であるとみなされ、または完全であると決定されていた場合、当該申請は本章の適用上、完全であるとみなされ、公共機関は追加の完全性審査を要求してはならない。

(B) 段落(1)に定めるところにより申請が取り下げられ、再提出された場合、本章に定める期限のうち、申請が完全であると決定され、またはみなされた日を起算点とするものについては、不可欠なプロジェクトの申請が申請者によって再提出された時点を起算点として計算するものとする。

(g) 本章に定める審査期間および期限は、申請の提出日にかかわらず、本章の発効日後に、第21017条またはその他の法律に従って完全であると決定され、またはみなされたすべての不可欠なプロジェクトの申請に適用されるものとする。

(h) 他のいかなる法律にかかわらず:

(1) 不可欠なプロジェクトがより大規模なプロジェクトの一部または構成要素である場合、不可欠なプロジェクトとしての要件を満たす当該部分または構成要素は、本章に従って処理、審査、および承認を受けることができる。

(2) プロジェクト全体が不可欠なプロジェクトである場合、当該不可欠なプロジェクトは複数の段階に分けて実施することができ、各段階の申請については、本章に従って処理、審査、および承認を受けるために、個別に不可欠なプロジェクトの基準を満たすことを要しない。

(i) 本章に別段の定めがある場合を除き、本章のいかなる規定も、環境審査文書の作成において適切な重要性の閾値または緩和措置を決定する主管機関の裁量を排除または制限するものと解釈されないものとする。

(j) 本章のいかなる規定も、不可欠なプロジェクトの申請の処理および審査に関連する行政上の費用を賄う目的で、California州憲法第XIII A条項および第XIII C条項に整合する形で、公共機関が申請者に手数料を課すことを禁止するものではない。

(k) 申請者は、第21020条第(a)項または第21023条第(b)項に基づき本来提出する権利を有する書面による請求を提出しないことに同意することにより、第21018条または第21019条に従って環境審査を完了するため、または第21023条に従って申請者が求めるその他の公共機関の措置について決定を行うための追加の期間を公共機関に与えることに同意することができる。

21015. 他の法律との相互作用

(a) 不可欠なプロジェクトの承認を合理化し、迅速化する可能性を最大限に高めるため、申請者は、本章の規定を一切利用しないこと、一部を利用すること、または全部を利用することを選択することができ、また、他の土地利用および環境審査に関する法律、仕組み、または手続きと組み合わせ、あるいはそれらに代えて、本章を利用することができる。本章のいかなる規定も、(1)本章を利用する場合と比較して、不可欠なプロジェクトについてより迅速または有利な審査および承認を可能とする他の土地利用および環境審査に関する法律を申請者が利用することを禁止するものではなく、また、(2)不可欠なプロジェクトの定義を満たすプロジェクトの承認を求める申請者に対し、本章を利用することを義務付けるものでもない。

(b) 本章が他の法律の規定とどのように組み合わせて適用されるかについて曖昧さが生じる範囲において、第21029条に定める方針および意図が優先するものとする。

(c) 以下の規定は、不可欠な住宅プロジェクトに適用されるものとする。

(1) 政府法典第65913.4条第(a)項段落(8)の一般賃金に関する規定は、不可欠な住宅プロジェクトにおける地上からの高さが85フィートを超える建物にのみ適用されるものとする。

(2) 2025年法典第22章(下院法案第130号)第59条によって追加された第21080.66条第(d)項の段落(3)および段落(5)の規定は、本章を利用する不可欠な住宅プロジェクトに適用されるものとする。

(3) (A) 直接請負業者または下請業者に加え、労働法第218.9条の規定は、本章を利用する不可欠な住宅プロジェクトの建設期間中、当該不可欠な住宅プロジェクトの所有者にも適用されるものとする。

(B) 本段落において、「所有者」とは、民法第8182条第(e)項に定義される所有者をいう。

(d) 第(a)項にかかわらず：

(1) 本章を利用するすべての不可欠なプロジェクトは、初期審査および部族協議に関する第21016条に定める要件を遵守しなければならない。

(2) 不可欠な住宅プロジェクトを除き、本章を利用するすべての不可欠なプロジェクトでは、第21183.5条に記載された労働要件を不可欠なプロジェクトに適用することに関する第21028条に定める要件を遵守しなければならない。

(3) (A) 副段落(B)に定める場合を除き、本章を利用するすべての不可欠な住宅プロジェクトは、不可欠な住宅プロジェクトにおける賃金および労働基準に関して第(c)項に定める要件を遵守しなければならない。

(B) 不可欠な住宅プロジェクトの申請者が、その一部については本章に従い、その他の一部については、本章の外部に成文化された、一般賃金またはプロジェクト労働協約のいずれかの使用をも義務付ける他の任意の迅速化環境審査処理法に従って手続を進めることを選択した場合、申請者は、当該他の迅速化法に従って処理および承認される不可欠なプロジェクトの構成要素について、当該他の迅速化法が義務付ける一般賃金またはプロジェクト労働協約に関する要件を遵守しなければならない。

第3条項 初期審査、部族協議、および不可欠なプロジェクト申請の完全性

21016. 部族文化資源：不可欠なプロジェクトに関する初期審査および部族協議

(a) 目的。California州の州民は、部族文化資源に対する保護を維持しつつ、不可欠なプロジェクトの計画における重要な要素として、早期かつ有意義な部族協議を行うために本条が必要であることをここに宣言する。協議対

象部族は、不可欠なプロジェクトの区域内に所在する部族文化資源に関する知識および専門知識を有している。

(b) 解釈および適用。

(1) 第21015条またはその他のいかなる法律の規定にかかわらず、不可欠なプロジェクトに関する部族協議手続は、本条に定める規定に従うものとする。

(2) 本章のいかなる規定も、協議対象部族が関与する連邦政府間協議の義務を変更し、またはこれと抵触することを意図するものではない。

(3) 第4条項(第21018条以降)に定める期間は、第21080.3.1条および第21080.3.2条に基づく不可欠なプロジェクトに関する協議対象部族との協議期間を変更するものではない。

(4) 部族文化資源の分析、措置または取扱いに資する技術的調査が不可欠なプロジェクトについて実施される場合、協議対象部族には、当該調査を検討し、意見を提供する機会が与えられるものとする。

(5) 協議対象部族から提供された場合、部族の伝統的知識は、部族文化資源の特定、取扱いおよび保護措置に組み込まれるものとする。部族文化資源は文化資源および考古学的資源とは別個のカテゴリーであるため、一部の考古学的手法および基準は、部族文化資源には適切でない場合がある。主管機関が部族の手法および基準または部族の伝統的知識を利用しないことを選択した場合、主管機関は、実質的な証拠に裏付けられた形で、不可欠なプロジェクトの環境文書においてその決定を説明しなければならない。

(6) 協議対象部族によって開示された部族文化資源および部族の伝統的知識に関するすべての情報は、第21082.3条第(c)項に従い機密として保持されるものとし、当該情報は、協議対象部族の許可なく手続の行政記録において開示されてはならない。主管機関は、影響を受ける協議対象部族と協議の上、部族文化資源および部族の伝統的知識に関する情報の機密性を維持するための適切な措置を決定するものとし、これには、正確な所在地の墨消し、地図作成の制限、安全なデータ保管、または部族文化資源に関する情報のその他の保護的取扱いが含まれるが、これらに限定されない。第(c)項の段落(5)に基づく書面による説明は、本項の機密保持要件により、主管機関が裏付けとなる情報を開示することについて協議対象部族から許可を得ていない範囲において、異議申立ての対象とはならないものとする。

(7) 第(c)項に基づく初期審査手続の完了は、第21017条または本部のその他の規定に定めるいかなる要件または期限とも別個に行われるものであり、これらを変更し、一時停止させ、または影響を及ぼすものではない。

(c) 初期審査。申請者が他の法律に基づく予備申請、第21024条第(b)項に基づく書面による通知、または不可欠なプロジェクトの申請を提出した時点で、部族の文化的資源を特定し評価するための初期審査が行われるものとする。初期審査とは、提案された不可欠なプロジェクトが部族の文化的資源に及ぼす可能性のある影響について、協議対象部族、主管機関、および申請者の間で

協議を行うプロセスを通じ、申請が主管機関によって完全であると決定される前に、早期の協議に参加することをいう。初期審査手続きの一環として、以下のすべての事項が行われるものとする。

(1) (A) 申請者は、以下の既存の情報を主管機関に提供しなければならない。

(i) 提案された不可欠なプロジェクトの説明。

(ii) プロジェクト区域の提案された事業用地、経路、または一般的な境界を示す概念的な敷地図。

(iii) 主要な目印、道路、および自然地形を示す周辺地図。

(iv) 部族の文化的資源に関連し、またはこれに影響を及ぼす初期設計、経路選定、または実現可能性分析について、段落(4)に基づく協議を支援するために以前に作成された、地盤工学的、環境的、および敷地固有の技術的調査。

(v) 送電線、パイプライン、鉄道路線、導水路、通信線、および道路などの線状プロジェクトの場合、申請者は、一般的な回廊ならびに起点および終点となる施設または変電所の所在地を含めなければならない。

(B) 申請者は、本項の目的のために新たな調査または分析を作成することを要求されないものとする。部族の文化的資源の特定に関するものを除き、本条に基づく意見は、第(d)項に基づく部族協議手続の間に提供されるものとする。

(2) 主管機関は、段落(1)に記載された情報を受領してから20日以内に、主管機関が決定する、連邦規則集第36編第800.16条に定義される「潜在的影響地域 (APE)」および提案されたプロジェクト区域内にある、記録および文書化された考古学的資源、文化資源、および部族文化資源について、以下のすべてを用いて記録調査を完了しなければならない。

(A) ネイティブ・アメリカン遺産委員会が管理する聖地ファイル。

(B) 州歴史保存局が管理するCalifornia州歴史資源情報システム (CHRIS)。

(C) 主管機関の記録。

(3) 主管機関は、段落(2)により要求される調査を完了した後、協議対象部族に対し、段落(1)および段落(2)に基づいて取得したすべての情報ならびに段落(4)に基づく協議への招待を提供しなければならない。

(4) 協議対象部族が、段落(3)に基づき主管機関から提供された情報を受領した後、当該協議対象部族の要請に応じて、協議対象部族、主管機関、および申請者は、提案された不可欠なプロジェクトならびに既知のまたは記録された部族文化資源について協議するものとし、協議対象部族は、部族政府の登録簿に記載された情報を含むあらゆる情報を共有することができる。協議において、三者は、回避および現地保存を含め、部族文化資源

への影響に対処するための処置および保護の方法、措置、および条件を特定し、評価するものとする。すべての当事者が別段の合意をしない限り、協議におけるすべての当事者間の合意は、第(d)項に定める部族協議手続の間に最終決定されるものとする。協議の結果は、協議対象部族との合意の上で、主管機関が文書化し、保管するものとする。

(5) (A) 協議対象部族が、段落(3)に基づき主管機関から提供された初期審査への招待に対して30日以内に応答しない場合、本項に基づく初期審査手続は終了したものとみなされ、当事者は第(d)項に定める部族協議手続に移行するものとする。本項の初期審査手続において協議を行わないという協議対象部族の決定は、第(d)項に定める部族協議手続に参加する協議対象部族の能力または権利にいかなる影響も及ぼさないものとする。

(B) 本項に定める初期審査手続は、第(d)項に定める部族協議手続が開始された時点で終了するものとする。

(C) 第(d)項に定める部族協議手続が適用されない場合、本項に基づく初期審査手続は、段落(4)に基づく協議における当事者間の合意の日、または不可欠なプロジェクトの申請が主管機関によって完全であると決定された日もしくは法律の適用により完全であるとみなされた日から30日を経過した日のいずれか早い日に終了するものとする。

(d) 部族協議。不可欠なプロジェクトに関する部族協議は、以下のとおり変更される場合を除き、第21074条、第21080.3.1条、第21080.3.2条、第21082.3条、第21084.2条、および第21084.3条に従って実施されるものとする。

(1) 部族協議の目的は、部族文化資源を特定し、それらの部族文化資源に関する処置および保護措置を、処置および保護措置の実施を含めて評価することである。

(2) プロジェクトに関する情報および制約、データ、地図、ならびに部族文化資源の処置および保護に関連するプロジェクト活動に関する情報を含むが、これらに限定されない、合理的に要求された技術的情報が協議対象部族に提供されない場合、部族協議は有意義なものとはならない。本項に基づく部族協議の間、主管機関は、環境文書の原案が公表される前の予備的な概念またはアプローチを含め、部族文化資源に関する緩和措置の策定について、協議対象部族と協議を重ねなければならない。これには、適用される機密保持法によって認められる範囲で、不可欠なプロジェクトの敷地内またはその周辺の部族文化資源に関連する、主管機関が保有する既存の技術的調査または報告書について協議対象部族に通知し、それらの調査または報告書へのアクセスを同部族に提供することが含まれる。環境審査文書の意見募集期間に先立って、当該環境審査文書の原案が審査のために申請者に提供される場合、その原案は、申請者に提供される時点で、協議対象部族にも利用可能とされなければならない。本条のいかなる規定も、部族

協議の目的で主管機関が環境審査文書の原案を作成または回覧することを義務付けるものと解釈されないものとする。

(3) 主管機関、協議対象部族、および申請者が、部族文化資源に対する重大な影響を回避または緩和するための措置について書面で合意した場合、当該措置および当該書面による合意は、第(b)項の段落(6)に基づく機密保持要件の対象となることを条件として、プロジェクト承認の強制可能な条件となるものとする。

(e) 部族文化資源の処置および保護。実行可能な場合には、部族文化資源に対する有害な影響は回避されなければならない。第21014条第(b)項に整合する形で、本項のいかなる規定も、実行可能な場合に部族文化資源への重大な影響を回避または緩和するというCEQAに基づく主管機関の義務を変更するものではない。本項に基づき、部族文化資源への重大な影響を回避または最小限に抑えるため、協議対象部族との協議の上で採用される緩和措置および処置措置は、以下に整合するものとする。

(1) 回避および現地保存は、協議対象部族から要請された場合に考慮されるものとする。部族の文化的資源は、当該部族の文化的資源を回避し、文化的および自然的な文脈を保護するためのプロジェクト設計、緩衝地帯の設定その他の保護措置、または、プロジェクトの環境文書で示される文化的に適切な保護・管理基準を取り入れた緑地、公園その他のオープンスペースの計画によって、回避または現地保存することができる。

(2) 不可欠なプロジェクトが部族文化資源の重要性に実質的に悪影響を及ぼす変化を生じさせる可能性があり、かつ回避および現地保存が実行可能でない場合、主管機関は、実質的な証拠によりその判断の根拠を示し、これを文書化しなければならず、協議対象部族は、第21084.3条第(b)項の段落(2)に整合する方法で緩和措置および処置措置を策定するに当たり、主管機関が考慮し、実行可能な範囲で取り入れるものとする文化的に適切な緩和措置を特定することができる。

(3) 不可欠なプロジェクトが建設に伴う地盤改変活動を予定しており、かつ協議対象部族から要請された場合、主管機関は、部族の文化的資源への重大な影響を軽減するため、偶発的発見に関する措置を盛り込まなければならない。当該措置には、整地作業を一時停止する手続、特定および評価の手順、時期に関する規定、ならびに追加的な処置方法または保護措置を含めることができる。

(f) 不可欠なプロジェクトの承認。主管機関は、以下のすべての要件を満たす場合に限り、本条に基づき不可欠なプロジェクトを承認することができる。

(1) 部族協議が誠実に終了していること。

(2) 第(c)項の段落(4)または第(d)項のいずれかに従ってすべての当事者間で合意が成立している場合、合意され

た緩和措置および回避措置が、強制可能なプロジェクトの条件として盛り込まれていること。

(3) 回避および現地保存が実行可能でない場合、主管機関が実質的な証拠によりその判断の根拠を示し、これを文書化するとともに、CEQAと整合的に影響を最小限に抑えるためのその他の措置を盛り込んでいること。

21017. 不可欠なプロジェクト申請の完全性の判断

(a) (1) 公共機関が不可欠なプロジェクトの初期申請を受領したとき、公共機関は当該申請を審査し、当該申請が完全であるか否かについて書面による認定を行い、その決定を申請者に書面で通知しなければならない。

(2) 初期申請に係る完全性の書面による判断は、公共機関が初期申請を受領してから30日以内に行われなければならない。公共機関が30日以内に完全性の判断を行わない場合、当該初期申請は、本部の適用上、完全なものと同みなされるものとする。

(3) 申請は、(A) 初期申請が提出された時点で存在していた、書面による公に利用可能な提出要件チェックリストその他これに類する文書において公共機関が要求していなかった情報または分析に関する調査もしくは文書、または (B) 現行法ではない法令、規則、規定、基準もしくは条例を根拠として、不完全であると判断されてはならない。

(b) 公共機関の完全性の判断において、不可欠なプロジェクトの初期申請が不完全であると認定された場合、公共機関は、当該認定を行う際に、不完全であるとの認定に至った項目および具体的な情報またはその欠如について詳細な説明を記載した、網羅的な修正事項リストを書面で申請者に提供しなければならない。

(c) (1) (A) 申請者は、その初期申請が不完全である旨の通知を受けてから90日以内に、書面による修正事項リストに記載された事項に対処する追加情報または修正申請を提出しなければならない。

(B) 申請者が、追加情報または修正申請のいずれかを提出するための副段落(A)の90日間の期限を遵守できない場合、申請者は、遵守できない理由を公共機関に書面で通知し、いつ遵守できる見込みであるかを記載しなければならない。

(2) 補足情報または修正申請が提出された場合、公共機関は、第(b)項に従って当該機関が提供した書面による修正事項リストのみに基づき、補足提出物が完全であるか否かを判断しなければならない。公共機関は、補足提出物を受領してから30日以内に、当該補足提出物に基づく完全性の判断を行わなければならない。補足提出物がなお不完全であると公共機関が判断した場合、当該判断を行う際に、公共機関は、更新された網羅的な修正事項リストを書面で申請者に提供しなければならない。更新された書面による修正事項リストには、申請者の初期申請に対する回答として提供された書面によ

る修正事項リストに含まれていた項目のみを記載することができる。

(3) 補足提出物が再び不完全であるとみなされた場合、申請者は、本項に定める手続および期限に従い、補足情報または修正申請を追加提出することができる。

(4) 公共機関が、段落(2)または段落(3)に従って補足情報または修正申請を受領してから30日以内に完全性の判断を行わない場合、当該申請は、本部の適用上、完全なものとみなされるものとする。

(5) 公共機関は、直前の申請版に係る網羅的な修正事項リストに当該情報が含まれていない限り、申請者に対して新たな情報の提供を求め、または要求してはならない。

(d) (1) 初期申請、補足申請または修正申請が不完全であると認定する完全性の判断については、申請者は、公共機関の計画委員会、計画局長または申請の完全性について最終的な権限を有するその他の職員に対して不服申立てをすることができる。公共機関が、計画委員会、計画局長または申請の完全性について最終的な権限を有するその他の職員を置いていない場合、当該不服申立ては、当該機関における最高位の選挙によるまたは任命された意思決定機関または職員によって審理されるものとする。不服申立てについては、申請者による書面による不服申立てを受領してから60日以内に、最終的な書面による決定が行われなければならない。

(2) 不服申立てについての最終的な書面による判断が段落(1)に定める60日間の期間内に行われない場合、当該申請は、本部の適用上、完全なものとみなされるものとする。

(e) 申請者は、第(d)項に基づく不利益な決定を争う民事訴訟を提起することができる。いかなる訴訟も、第(d)項に従ってなされた不利益な最終書面決定の日から90日以内に提起されなければならない。

第4条項 不可欠なプロジェクトの 完全な申請の検討

21018. 不可欠なプロジェクトの環境評価を完了するための地方機関の期限

(a) 不可欠なプロジェクトの申請または承認について地方主管機関として機能する地方機関は、第21017条に従って不可欠なプロジェクトの申請が完全であると決定され、または完全であるとみなされた日、もしくはその他の法律に従って完全であるとみなされた日のいずれか早い日から30日以内に、当該プロジェクトが第(b)項、第(c)項または第(d)項のいずれの適用を受けるかを決定しなければならない。

(b) 環境影響評価書を必要とする不可欠なプロジェクト。環境影響評価書を必要とする不可欠なプロジェクトについて、地方主管機関は、第21017条に従って不可欠なプロジェクトの申請が完全であると決定され、または完全であるとみなされた日、もしくはその他の法律に従

って完全であるとみなされた日のいずれか早い日から365日以内に、環境影響評価書を認証するか否かについて最終的な決定を行わなければならない。

(c) 否定宣言または軽減措置付き否定宣言を必要とする不可欠なプロジェクト。否定宣言または軽減措置付き否定宣言を必要とする不可欠なプロジェクトについて、地方主管機関は、第21017条に従って不可欠なプロジェクトの申請が完全であると決定され、または完全であるとみなされた日、もしくはその他の法律に従って完全であるとみなされた日のいずれか早い日から180日以内に、否定宣言または軽減措置付き否定宣言を採択するか否かについて最終的な決定を行わなければならない。

(d) 不可欠なプロジェクトの申請または承認のために本部に従って作成されるその他のすべての環境審査文書について、地方主管機関は、第21017条に従って不可欠なプロジェクトの申請が完全であると決定され、または完全であるとみなされた日、もしくはその他の法律に従って完全であるとみなされた日のいずれか早い日から90日以内に、不可欠なプロジェクトが本部の適用を免除されること、または不可欠なプロジェクトの影響が、これに限定されるものではないが、第21083.3条もしくは第21094.5条に基づく従前の環境審査文書、またはCalifornia州規則集第14編 第15162条もしくは第15164条に基づく補遺において既に評価されていることについて、最終的な決定を行わなければならない。

(e) 第(b)項、第(c)項および第(d)項に定める期限は、申請者からの書面による要請により延長されるものとする。

21019. 地方機関以外の公共機関による不可欠なプロジェクトの環境審査を完了するための期限

(a) 不可欠なプロジェクトについて主管機関(地方機関以外の主管機関)として機能する地方機関以外の公共機関は、不可欠なプロジェクトの申請が第21017条に従って完了したと判定され、もしくは完了したとみなされた日、またはその他の法律に従って完了したとみなされた日のうち、いずれか早い日から30日以内に、当該事業が(b)項、(c)項または(d)項の適用を受けるかどうかを決定するものとする。

(b) 環境影響評価書を必要とする不可欠なプロジェクト。環境影響評価書を必要とする不可欠なプロジェクトについて、地方機関以外の主管機関は、第21017条に従って不可欠なプロジェクトの申請が完全であると決定され、または完全であるとみなされた日、もしくはその他の法律に従って完全であるとみなされた日のいずれか早い日から365日以内に、環境影響評価書を認証するか否かについて最終的な決定を行わなければならない。

(c) 否定宣言または軽減措置付き否定宣言を必要とする不可欠なプロジェクト。否定宣言または軽減措置付き否定宣言を必要とする不可欠なプロジェクトについて、地方機関以外の主管機関は、第21017条に従って不可欠なプロジェクトの申請が完全であると決定され、また

は完全であるとみなされた日、もしくはその他の法律に従って完全であるとみなされた日のいずれか早い日から180日以内に、否定宣言または軽減措置付き否定宣言を採択するか否かについて最終的な決定を行わなければならない。

(d) 不可欠なプロジェクトの申請または承認のために本部に従って作成されるその他のすべての環境審査文書について、地方機関以外の主管機関は、第21017条に従って不可欠なプロジェクトの申請が完全であると決定され、または完全であるとみなされた日、もしくはその他の法律に従って完全であるとみなされた日のいずれか早い日から90日以内に、不可欠なプロジェクトが本部の適用を免除されること、または不可欠なプロジェクトの影響が、これに限定されるものではないが、第21083.3条もしくは第21094.5条に基づく従前の環境審査文書、またはCalifornia州規則集第14編 第15162条もしくは第15164条に基づく補遺において既に評価されていることについて、最終的な決定を行わなければならない。

(e) 第(b)項、第(c)項および第(d)項に定める期限は、申請者からの書面による要請により延長されるものとする。

21020. 不可欠なプロジェクトの環境審査完了に係る期限の不遵守

(a) 地方主管機関または地方機関以外の主管機関が、第21018条第(b)項から第(d)項まで、または第21019条第(b)項から第(d)項までに定める期限を遵守しなかった場合、申請者は、本条に定めるところにより、当該機関に対し、不可欠なプロジェクトについて会議または公聴会を開催するよう書面で請求することができる。

(b) 第(a)項に基づく書面による請求を受領した日から60日以内に、地方主管機関または地方機関以外の主管機関は、以下のすべてを行わなければならない。

(1) 不可欠なプロジェクトに関するすべての環境審査文書を完成させ、または、第21082.1条第(b)項その他の法律に従って認められる申請者が作成した環境審査文書を含む、利用可能な環境審査文書を取りまとめること。

(2) 以下のとおり、不可欠なプロジェクトの申請について会議または公聴会を開催すること。

(A) 当該機関が、Bagley-Keene公開会合法(政府法典第2編第3部第1篇第1章第9条(第11120条以降))、Ralph M. Brown法(政府法典第5編第2部第1篇第9章(第54950条以降))、またはこれらに類する公開会議法の適用を受ける複数の構成員からなる意思決定機関を有する場合、当該機関は、その最高位の意思決定機関の定例会議または特別会議の議題に不可欠なプロジェクトを載せなければならない。

(B) 当該機関が、Bagley-Keene公開会合法、Ralph M. Brown法、またはこれらに類する公開会議法の適用を受ける複数の構成員からなる意思決定機関を有しない場合、当該機関の最高位の役職者またはその指名する者は、不可欠なプロジェクトについて申請者との公聴会を開催しなければならない。

(3) 本部のその他のいかなる規定またはその他の法律の規定にもかかわらず、段落(2)に記載された会議または公聴会において、当該機関は、次の両方を行わなければならない。

(A) 会議または公聴会の日までに完成している利用可能な環境審査文書について、最終的な書面による決定を行うこと。

(B) 不可欠なプロジェクトを承認または不承認とする最終的な書面による決定を行うこと。

(c) (1) 地方主管機関または地方機関以外の主管機関が計画委員会または計画局長を有する場合、計画委員会または計画局長は、第(a)項に基づく書面による請求を受領した時点で、不可欠なプロジェクトについて勧告を行うため、定例会議または臨時会議を開催しなければならない。

(2) 本項に記載する計画委員会または計画局長の会議は、第(a)項に基づく書面による請求を受領した日から30日以内に開催されなければならない。

(3) 本項に記載する会議に必要な環境審査文書は、法律の定めるところにより、会議の開催日前に完成していなければならない。

(d) 第(b)項および第(c)項に定める期限は、申請者による書面による請求があった場合に限り延長されるものとする。

(e) 第(f)項に定める場合を除き、地方主管機関および地方機関以外の主管機関は、本条または第(d)項に基づく書面による請求に定められた期限を遵守し、第(b)項段落(3)に記載された措置を完了する非裁量的な職務上の義務を負うものとする。

(f) 第(b)項に定める60日間の期間が満了する前に、当該機関が不可欠なプロジェクトに関するすべての環境文書を完成させ、不可欠なプロジェクトを承認する最終的な書面による決定を行った場合、当該機関および申請者は、第(b)項段落(2)により要求される不可欠なプロジェクトに関する会議または公聴会を取り消すことについて、書面により相互に合意することができる。

(g) (1) 申請者は、本部に基づく訴訟を提起し、以下のいずれかについて争うことができる。

(A) 第(e)項に記載された非裁量的な職務上の義務を当該機関が遵守しなかったこと。

(B) 当該機関による不可欠なプロジェクトの不承認、または不可欠なプロジェクトに対する違法な承認条件の賦課。

(2) 当該訴訟は、段落(1)に記載された当該機関の不履行、不承認または賦課の日から90日以内に提起されなければならない。

(h) 本条、第21018条または第21019条のその他のいかなる規定にもかかわらず、不可欠なプロジェクトの主管機関が当該不可欠なプロジェクトの申請者でもある場合、主管機関は、延長期間およびその理由を明記した書面による通知により、本条、第21018条または第21019

条に定めるいずれの期限も延長することができる。当該通知は、主管機関のインターネットウェブサイトに掲載され、行政記録に含められなければならない。

21021. 不可欠なプロジェクトに関するパブリックコメント期間

(a) 公共機関は、不可欠なプロジェクトに関する環境審査文書を、以下のパブリックコメント期間に供するものとする。

(1) 否定宣言、軽減措置付き否定宣言、または州法に基づき公衆への回覧を必要とするその他の文書については20日間。

(2) 環境影響評価書原案、後続の環境影響評価書、または補足的な環境影響評価書については45日間。

(b) 第(a)項に記載するパブリックコメント期間は、管轄権を有する裁判所による場合を除き、停止または延長されないものとする。

(c) 公共機関が不可欠なプロジェクトに関する公聴会または当該不可欠なプロジェクトのCEQA審査を継続する場合、公共機関は、公聴会を特定の日まで継続するものとし、その継続が承認された時点でパブリックコメント期間を終了させなければならない。公共機関は、その後に行われる不可欠なプロジェクトに関するいかなる公聴会においても、パブリックコメント期間を再開してはならない。

(d) (1) その他の法律の規定にかかわらず、以下のコメントのみが、不可欠なプロジェクトの行政記録に含まれるものとする。

(A) 第(a)項に定めるパブリックコメント期間中に受領された電子的および書面によるコメント。

(B) 第(a)項にパブリックコメント期間が定められていないCEQA決定については、不可欠なプロジェクトの環境審査文書に関する公聴会または告知された決定の少なくとも48時間前までに受領された電子的および書面によるコメント。

(C) (i) CEQA決定に関する公聴会または不服申立てについては、不可欠なプロジェクトの重大な変更によりパブリックコメント期間中にその問題を提起することができなかった場合、またはパブリックコメント期間中に知られておらず、かつ知ることもできなかった新たな情報があつた場合において、第(a)項に定める公示期間中に提起することができなかった問題について、公聴会の少なくとも48時間前までに受領された電子的および書面によるコメント。

(ii) 「不可欠なプロジェクトの重大な変更」には、パブリックコメントへの対応として、CEQAの代替案審査プロセスを通じて、またはCEQAプロセス中に特定された主管機関の懸念に対応して行われた不可欠なプロジェクトへの変更は含まれないものとする。

(D) 告知され、かつ記録された公聴会における口頭証言。

(2) その他のすべてのパブリックコメントは考慮されず、行政記録から除外されるものとする。

(e) その他の法律の規定にかかわらず、第(d)項段落(1)に記載されたコメントに対する主管機関または申請者による回答、または公共機関からの質問に対する回答として、もしくは不可欠なプロジェクトが本部を遵守していることを実証するために申請者が提出するコメントは、いかなる限定もなく、不可欠なプロジェクトの行政記録に含まれるものとする。

21022. 影響の判断

他のいかなる法律にかかわらず：

(a) (1) 不可欠なプロジェクトを承認するかどうかを検討する公共機関は、現行法の遵守に基づき、不可欠なプロジェクトの影響を特定し、評価し、その重大性を判断し、かつ、軽減しなければならない。

(2) 公共機関が、不可欠なプロジェクトに関する事前申請または申請が提出された日のいずれか早い方の時点で、不可欠なプロジェクトの環境影響についての重大性の閾値を公表し、採用し、または通常使用している場合、申請者は、当該重大性の閾値を確定的に適用することを選択することができる。この場合、公共機関は、不可欠なプロジェクトの環境影響の重大性を判断する際に、当該重大性の閾値を使用しなければならない。

(b) 不可欠なプロジェクトによる本部および州CEQAガイドラインの遵守は、もっぱら当該プロジェクトによる第21029条第(b)項の遵守に基づくものとする。

(c) 申請者は、公共機関に免除を求める書面による請求を提出することにより、第(a)項または第(b)項の一方または両方の不可欠なプロジェクトへの適用を放棄することができる。

21023. 不可欠なプロジェクトに関するその他の公共機関の措置

(a) 不可欠なプロジェクトについて、本章の他の規定で明示的に規定されていないその他の公共機関の措置が必要となる場合、当該公共機関は、現行法の遵守に基づき、最終的な書面による決定を行わなければならない。その他の公共機関の措置に関する最終的な書面による決定は、以下のとおり行われなければならない。

(1) 公共機関が不可欠なプロジェクトの主管機関である場合、当該公共機関は、該当する場合には、環境影響評価書の認証、否定宣言または軽減措置付き否定宣言の採択、もしくは本部からの免除または過去の評価に関する決定と同時に、最終的な決定を行わなければならない。

(2) 州の主管機関は、以下のすべての要件を満たす場合、段落(1)により求められる最終決定を最長90日まで延期することができる。

(A) 2025年12月31日より前に、州の機関が、当該不可欠なプロジェクトについて求められている種類の公共機関の措置に関する証拠聴聞会を実施するための、制定法または規則に定められた確立された手続を有していたこと。

(B) 段落(1)に定める期限前に、州の機関が、証拠聴聞会を実施する旨を申請者に書面で通知すること。

(3) 申請者が、本編に従って当該不可欠なプロジェクトについて最初に環境審査が行われた際に主管機関ではなかった公共機関に対し、当該不可欠なプロジェクトの承認を求める場合、当該公共機関は、(A) 第21017条に従って公共機関の措置に関する申請が完全であると決定されもしくはみなされた日、またはその他の法律に従って完全であるとみなされた日(いずれか早い方)から90日を経過した日、または(B) 主管機関がプロジェクトを承認した日から1日を経過した日のうち、いずれか遅い方までに、最終的な書面による決定を行わなければならない。

(b) 公共機関が第(a)項に定める期限を遵守しなかった場合、申請者は、当該公共機関に対して求めているその他の公共機関の措置について、当該公共機関が会議または公聴会を開催するよう書面で請求することができる。

(c) 第(b)項に基づく書面による請求を受領した日から45日以内に、公共機関は、以下のすべてを行わなければならない。

(1) 以下のとおり、不可欠なプロジェクトの申請について会議または公聴会を開催すること。

(A) 当該公共機関が、Bagley-Keene公開会合法(政府法典第2編第3部第1篇第1章第9条(第11120条以降))、Ralph M. Brown法(政府法典第5編第2部第1篇第9章(第54950条以降))、またはこれらに類する公開会議法の適用を受ける複数の構成員からなる意思決定機関を有する場合、当該公共機関は、当該公共機関に対して求められているその他の公共機関の措置を、その最高位の意思決定機関の定例会議または特別会議の議題に付さなければならない。

(B) 当該公共機関が、Bagley-Keene公開会合法、Ralph M. Brown法、またはこれらに類する公開会議法の適用を受ける複数の構成員からなる意思決定機関を有しない場合、当該公共機関の最高位の役職者またはその指名者は、申請者が求めているその他の公共機関の措置について、申請者との公聴会を開催しなければならない。

(2) 本部またはその他のいかなる法律の規定にもかかわらず、段落(1)に記載する会議または公聴会において、公共機関は、申請者が求めているその他の公共機関の措置を承認または拒否する最終的な書面による決定を行わなければならない。

(d) 第(a)項および第(c)項に定める期限は、申請者から書面による請求があった場合に限り、延長することができる。

(e) 第(f)項に定める場合を除き、公共機関は、本条または第(d)項に基づく書面による請求に定められた期限を遵守し、第(c)項段落(2)に記載する決定を行うという、裁量の余地のない職務上の義務を負う。

(f) 第(c)項に定める45日間の期間が満了する前に、公共機関が、当該不可欠なプロジェクトについて求められているその他の公共機関の措置を承認する最終的な書面による決定を行った場合、当該公共機関と申請者は、第(c)項段落(1)により求められる会議または公聴会

を取り消すことについて、書面で相互に合意することができる。

(g) (1) 申請者は、以下の両方について、この部に基づく訴訟を提起して争うことができる。

(A) 第(e)項に記載された非裁量的な職務上の義務を当該機関が遵守しなかったこと。

(B) 公共機関に対して求められているその他の公共機関の措置について、機関が拒否したこと、または違法な承認条件を付したこと。

(2) 当該訴訟は、段落(1)に記載された当該機関の不履行、不承認または賦課の日から90日以内に提起されなければならない。

第5条項 不可欠なプロジェクトの事前範囲設定プロセスおよび効率化された代替案分析

21024. 不可欠なプロジェクトの事前範囲設定プロセス

(a) 申請者は、本条項に定める事前範囲設定プロセスおよび効率化された代替案分析を利用することができるが、利用することを義務付けられるものではない。ただし、申請者が任意にこの事前範囲設定プロセスおよび効率化された代替案分析を利用することを選択した場合、申請者は本条項を遵守しなければならない。

(b) (1) 不可欠なプロジェクトの申請を提出する前に、本条項に従って手続を進めることを選択した申請者は、本条項に定める範囲設定プロセスおよび効率化された代替案分析を完了する意思を主管機関に書面で通知しなければならない。

(2) 書面による通知には、提案された不可欠なプロジェクトについて、その予想される特徴を主管機関および一般に知らせるのに十分な予備的な概要および説明を記載しなければならない。書面による通知には、詳細なエンジニアリング計画、技術的調査または設計段階の図面を含める必要はない。説明には、判明している範囲で、以下の事項を含めるものとする。

(A) プロジェクトの所在地、規模および境界。

(B) プロジェクトの主要な構成要素および基本的な目的。

(C) 提案される土地利用、施設またはインフラの一般的な種類。

(D) 影響を受ける可能性のある、既知のまたは合理的に予見可能な資源地域。

(E) 公共機関から必要となることが予想される許可または承認。

(3) 書面による通知には、主管機関および一般が提案された不可欠なプロジェクトについてコメントを提出することができる申請者の電子メールアドレスも、明確に記載しなければならない。

(c) (1) 主管機関が第(b)項に記載された書面による通知を受領した後、申請者および主管機関は、提案された不可欠なプロジェクトおよび潜在的な代替案について協議し、影響を受ける可能性のある資源地域を特定するため、少なくとも2回の会合を行わなければならない。

(2) 主管機関は、すべての会合の概要の記録を保持しなければならない。

(d) (1) 主管機関は、第(b)項に従って受領した書面による通知を、そのインターネット・ウェブサイトに掲載しなければならない。当該掲載には、一般が電子メールを通じて申請者にコメントを提出するため、第(b)項段落(3)に記載された電子メールアドレスを明確に記載しなければならない。

(2) 申請者は、事前範囲設定段階において電子メールを通じて受領した一般からの意見を要約した記録を保持しなければならない。

(3) 申請者は、本条に従って得られた意見に回答することを求められないものとする。

(e) 申請者は、提案された不可欠なプロジェクトについて一般からの追加の意見を得るため、バーチャル形式またはオンライン形式によるものを含め、1回または複数回の公開会合またはワークショップを開催することができるが、開催することを義務付けられるものではない。

(f) 本条に記載された事前範囲設定プロセスは、主管機関が第(b)項に従って書面による通知を受領した日から60日以内に完了しなければならない。

(g) 申請者が本条に定める範囲設定プロセスを利用することを選択しない場合、本部に定めるその他の範囲設定要件が引き続き適用されるものとする。

(h) 本条のいかなる規定にもかかわらず、不可欠な住宅プロジェクトについては、本条に従って定められる事前範囲設定プロセスは、2019年法律第654号(上院法案第330号)によって制定された2019年住宅危機法に従って予備申請を提出するための前提条件とはならないものとする。

21025. 不可欠なプロジェクトの効率化された代替案分析

(a) 第21024条に定める事前範囲設定プロセスの完了後、申請者は、不可欠なプロジェクトに対するひとつの提案代替案を作成しなければならない。提案代替案は、第21024条に従って得られた意見を考慮し、以下のすべてを満たさなければならない。

(1) 提案代替案は、第21024条に従って説明された、提案された不可欠なプロジェクトの基本的な目的と整合するものでなければならない。

(2) 実行可能な範囲で、提案される代替案は、適用される地域の用途地域および土地利用政策と整合するように設計されなければならない。

(3) 提案代替案は、提案された不可欠なプロジェクトとは異なる場所に設置される必要はない。

(b) 第21100条または本部のその他の規定にかかわらず、また、第(f)項に定める場合を除き、本条を遵守する不可欠なプロジェクトについて作成される環境影響評価書は、以下の事項のみを分析するものとする。

(1) 提案された不可欠なプロジェクト。

(2) (A) 本条項に従って作成された申請者の提案代替案。

(B) 本条項の要件を満たすため、申請者の提案代替案には、提案された不可欠なプロジェクトの代替的または追加的な構成要素を含めることができ、この追加的または代替的な構成要素には、影響を軽減するよう設計された敷地内または敷地外の物理的改善、または代替的もしくは追加的な運用上のパラメータもしくはプログラムを含めることができる。

(C) 本条項に従って作成された提案代替案は、申請者がその推定を裏付ける実質的な証拠が存在することを示す限り、当該代替案が対処することを意図した影響を重要性のない水準まで軽減するものと推定される。ただし、この推定は、当該代替案が最終的に実行可能であるか、または環境上より望ましいものであるかについて、いかなる影響または効力も有しない。

(3) プロジェクトを実施しない代替案。プロジェクトを実施しない代替案は、不可欠なプロジェクトが承認されなかった場合に生じることが合理的に予測される環境条件を考慮しなければならず、これには、不可欠なプロジェクトのために提案された敷地の合理的に予測可能な将来の代替的利用、それらの代替的利用による環境への影響、および不可欠なプロジェクトによってもたらされる便益が含まれる。

(c) 不可欠なプロジェクトについて第(b)項に記載された代替案は、本部およびその他のいかなる法律に基づく目的にも十分なものとする。第(f)項に定める場合を除き、第(b)項に記載されたもの以外の追加的な代替案はすべて不要であり、いかなる公共機関その他の機関または団体も、不要な代替案の分析を要求してはならない。

(d) 第21024条に定める事前範囲設定プロセスの終了後15日以内に、申請者は、以下を含む書面による提出書類を主管機関に送付しなければならない。

(1) 提案された不可欠なプロジェクトの説明。

(2) 本条項に従って作成された単一の提案代替案の説明。

(3) 第(b)項段落(3)に記載されたプロジェクトを実施しない代替案の説明。

(e) 主管機関は、提案代替案を受領した日から15日以内に、申請者が本条項の要件を満たしているかどうかを記載した書面による認証を発行しなければならない。これに代えて、主管機関は、提案代替案を受領した日から15日以内に積極的な措置を講じないことにより、申請者が本条の要件を満たしていることを認証することができる。主管機関による認証は、利害関係者が認証の発行から5日以内に行政上の不服申立てを行わない限り、最終的なものとする。

(f) 本条項のいかなる規定も、申請者がその裁量により追加のプロジェクト代替案を提案することを妨げるものではない。

(g) 本章の要件およびその他の法律の規定によって課される制限に従うことを条件として、主管機関は、提案された不可欠なプロジェクトを承認し、本条項に従って作成された提案代替案を承認し、またはプロジェクトを実施しない代替案を選択する裁量を保持するものとする。

(h) 本条において、「提案代替案」とは、申請者が作成する、不可欠なプロジェクトに対する単一の実行可能である可能性のある代替案をいう。

第6条項 不可欠なプロジェクトの承認または許可に対する司法審査

21026. 不可欠なプロジェクトの承認または許可に対する司法審査

(a) (1) 本部または州CEQAガイドラインを遵守していないことを理由として、不可欠なプロジェクトに関する公共機関による承認または許可を争い、審査し、取り消し、無効とし、または撤回するための訴訟または手続きは、本条の要件に従って実施され、完了されなければならない。

(2) 本条項は、本章の施行日に係属している、またはその施行日以後に開始された一切の訴訟または手続に適用されるものとする。

(b) (1) 第21029条第(b)項に規定される、本部または州CEQAガイドラインの不遵守を理由として、不可欠なプロジェクトの承認または許可を争い、審査し、取り消し、無効とし、または撤回するために提起された訴訟または手続きにおいて、申立人の主張は、公共機関による客観的な現行法の不遵守に限定されるものとし、裁判所による審査の範囲は、当該承認または許可が客観的な現行法を遵守しているかどうかに限定されるものとする。

(2) 本項において、「客観的」とは、個人的または主観的な判断を伴わず、申請が提出される前に申請者および公共機関の双方が利用可能であり、かつ知り得る外部の統一された基準または規準を参照することによって、一律に検証可能であることをいう。

(c) (1) 第21029条第(b)項に規定される、本部または州CEQAガイドラインの不遵守を理由として、不可欠なプロジェクトの承認または許可を争い、審査し、取り消し、無効とし、または撤回するための訴訟または手続きにおいて、裁判所は、全記録に照らして、当該承認または許可が実質的証拠によって裏付けられているかどうかのみを判断するものとする。

(2) 公共機関による不可欠なプロジェクトの承認または許可が、住民参加手続を完了することなく行われたことを理由としてこれを争い、審査し、取り消し、無効とし、または撤回するための訴訟または手続きにおいて、裁判所は、住民参加手続を遵守しなかったことが恣意的かつ専断的であり、かつ不利益な誤りをもたらしたかどうかのみを判断するものとする。

(3) 本部または州CEQAガイドラインのいかなる規定も、本章の規定によって修正または制限される本部または州CEQAガイドラインに明示的に定められたものを超える手続き上または実体上の要件を課すものとして、適用または解釈されてはならない。

(d) 本条項のいかなる規定も、公益事業法第1756条および第1759条、または公益事業委員会の命令もしくは決定に対する司法審査を規定するその他の法律の規定に取って代わるものと解釈されてはならない。

21027. 不可欠なプロジェクトの承認または許可の司法審査に適用される期限および手続き

(a) 期限。

(1) (A) 公共機関による不可欠なプロジェクトの承認または許可を争い、審査し、破棄し、無効とし、または取り消すための訴訟または手続きは、公共機関が第21108条または第21152条に従って決定通知または免除通知を提出した日から30日以内に開始されなければならない。当該訴訟または手続きは、第21185条に従って環境リーダーシップ開発プロジェクトに適用される司法手続の迅速化の手続きにより、第一審および控訴審の手続を含め、270日以内に完了されなければならない。

(B) 裁判所は、その裁量により、(A)に定める270日の期限を、さらに90日を超えない範囲で延長することができる。

(2) 第21185条のこれに反する規定または司法評議会が採択したいかなる規則にもかかわらず、また、段落(1)(B)に規定する場合を除き、段落(1)に定める270日の期限は、原告または申立人、公共機関および申請者の書面による相互の同意がある場合に限り延長されるものとする。

(b) 行政記録。

行政記録全体は、以下の両方を満たす通知、調査およびその他の文書のみで構成される。

(1) 本部により、主管機関が一般に送付または配布することを義務付けられている文書、図書館などの公的な保管場所において一般が利用できるようにされた文書、または主管機関のインターネットウェブサイトに掲載された文書。

(2) パブリックコメントについては、第21021条第(d)項に記載されたコメント、ならびに第21021条第(e)項に記載された回答およびコメント。

(c) 救済措置。

(1) 裁判所が、審理、公聴会または控訴裁判所からの差戻しの結果、公共機関による不可欠なプロジェクトの承認または許可が記録中の実質的な証拠によって裏付けられていないと認めた場合、裁判所は、当該承認または許可が本部または州CEQAガイドラインのどの要件を遵守していないかについて不備を具体的に説明し、かつ、当該不遵守によって不可欠なプロジェクトのどの部分、段階または活動が影響を受けたかを特定する命令および強制履行令状を発しなければならない。

(2) 救済措置は、不遵守が是正されるまで、不遵守となっている部分、段階または活動の開始を禁止することに限られるものとする。

(3) 必要な是正措置が完了したとき、公共機関は、遵守を確認する令状に対する報告書を提出し、その後、裁判所は当該訴訟または手続きを却下しなければならない。裁判所は、令状その他の形式の命令、差止命令または決定によって、公共機関に対し、不可欠なプロジェクトの承認または許可を撤回するよう命じ、または指示してはならない。

(4) 令状において特定された不備の範囲に含まれない不可欠なプロジェクトの部分、段階または活動は、当該令状の対象とはならず、本部に基づく訴訟または手続においてさらなる異議申立ての対象とはならない。

(d) 後続の承認または許可。

(1) 公共機関の承認または許可が司法上の異議申立ての対象とならなかった場合、公共機関の承認または許可に対する異議申立てがなされ、その承認または許可が維持された場合、または公共機関が第(c)項に従って裁判所により満足なものとして受理された令状に対する回答書を提出した場合には、建設完了に至るまでの必須事業の実施、または必須事業もしくはその一部に対する後続の承認もしくは許可を争うためのさらなる訴訟または手続を提起することはできない。

(2) 当初承認された必須事業について、新たな重大な影響を生じさせず、または以前に特定された重大な影響を実質的に悪化させない必須事業への軽微な変更については、本部に基づく訴訟または手続において異議を申し立てることができない。

(e) 差止命令による救済。

(1) 不可欠な事業が公共の安全に対して具体的な悪影響を及ぼすこと、および公共の安全に対する当該具体的な悪影響を十分に軽減または回避するための実現可能な方法が存在しないことが明白かつ説得力のある証拠によって示された場合、裁判所は、公共の安全に対する当該具体的な悪影響をもたらすことになる当該不可欠な事業の特定の構成要素の建設または完成を、仮差止命令の発布によってのみ停止または禁止することを命じることができる。

(2) 第(1)項の適用上、公共の安全に対する具体的な悪影響を回避するための十分な軽減措置は、次のいずれかに該当する場合に存在するものとみなされるものとする：

(A) 公共の安全に対する当該具体的な悪影響を回避し、または重大ではない水準にまで軽減するために不可欠な事業を変更するという、公的機関による事後の決定であり、かつ、当該決定が当該機関に本部に基づくさらなる措置を講じることを義務付けるものではない場合。

(B) 本章に定める期間および手順に従い、公共の安全に対する当該具体的な悪影響のみを対象とする環境影響評価書または補足的環境影響評価書を作成した後に、公共の安全に対する当該具体的な悪影響を回避すること、または重大ではない水準にまで軽減することができないとする、公的機関による判断がなされた場合。

第7節 定義

21028. 定義

本章の適用上、次の定義を適用するものとする：

(a) 「申請者」とは、不可欠な事業を提案する個人、法人、公的機関、または公益事業体をいう。

(b) 「承認または認可」とは、不可欠な事業の進展、建設、完成、または実現を促進する、あらゆる承認、認可、決定、認定、資金調達、不動産取引もしくは契約、またはその他の公的機関による行為をいう。

(c) 「California教育機関」とは、次のすべてをいう：学区；郡教育長；郡教育委員会；コミュニティカレッジ学区；州立特別支援学校；Californiaコミュニティカレッジ理事会またはCaliforniaコミュニティカレッジ総長；California州立大学またはCalifornia州立大学理事会；California大学またはCalifornia大学理事会；旧称Hastings法科大学であるCalifornia大学San Francisco法科大学；1992年チャータースクール法（教育法第2編第4部第26.8篇（第47600条以降））に従って設立されたチャータースクール；ならびにCalifornia独立系大学協会に加盟している非営利の大学。

(d) 「CEQA」とは、California環境品質法（第13部（第21000条以降））をいう。

(e) (1) 「協議部族」とは、1994年連邦承認インディアン部族一覧法（25 U.S.C. 第5131条）に従って合衆国が公表した最新の一覧に記載されており、かつ提案されている不可欠な事業の地理的区域と伝統的かつ文化的な関係を有する部族をいう。

(2) 第21073条または他のいかなる法律にかかわらず、第21074条、第21080.3.1条、第21080.3.2条、第21082.3条、第21084.2条、第21084.3条、および本章において、またはこれらに関して使用される「California先住アメリカ人部族」は、当該事業が不可欠な事業である場合、これに代わり「協議部族」を意味し、かつ「協議部族」と読み替えられるものとする。

(f) 「日」とは、次の両方をいう：

(1) 第21018条および第21019条において使用される「日」とは、土曜日、日曜日、または州の祝日として指定された日以外の日をいう。

(2) 第21018条および第21019条を除き、本章のいずれかの条において使用される「日」とは、暦日をいう。

(g) 「教育施設」とは、1つ以上のCalifornia教育機関によって教育目的のために所有もしくは運営されている、ま

たは完成時に所有もしくは運営されることになる、あらゆる不動産、施設、構築物、建物、または定着物をいう。

(h) 「環境審査文書」または「環境審査書類」とは、初期調査；消極的宣言；軽減措置付き消極的宣言；環境影響評価書草案および最終環境影響評価書；環境影響評価書の代替として作成された文書；第21080.5条に従って認証されたプログラムに基づく消極的宣言および軽減措置付き消極的宣言；本部からの法定免除もしくは類型別免除、または第21083.3条および第21094.5条に基づく規定を含むがこれらに限定されない合理化規定の適用性を立証するために使用される文書もしくは書類；補遺ならびにその他の補足的または事後的な審査文書；1969年国家環境政策法(42 U.S.C. 第4321条以降)に基づいて作成され、かつ公的機関によって前述の文書もしくは書類のいずれかに代えて使用される文書；ならびにCalifornia規則集第14編第15361条において定義される環境文書をいう。

(i) (1) 「不可欠なブロードバンドインターネット接続事業」とは、ダイヤルアップインターネット接続サービスを除き、本州内の顧客に対し、有線サービス、無線サービス、または電波により大衆向け小売サービスを提供する事業であって、インターネット上のすべてまたは実質的にすべてのエンドポイントとの間でデータを送受信する機能(通信サービスの運用に付随し、かつこれを可能にするあらゆる機能を含むが、これらに限定されない)を提供するものをいう。

(2) 「不可欠なブロードバンドインターネット接続事業」は、第21183.5条に記載されたすべての労働要件を遵守するものとする。

(j) (1) 「不可欠なクリーンエネルギー事業」とは、次の1つ以上を通じて、Californiaの気候、エネルギー効率、信頼性、電化、持続可能性、またはクリーンエネルギーに関する目標を支援する事業をいう：

(A) (i) 太陽光、風力、地熱、California規則集第17編第94203条の分散型発電認証プログラム要件に従って州大気資源委員会が採択した排出基準に適合する燃料電池、30メガワット以下の小水力発電、消化ガス、都市固形廃棄物転換、埋立地ガス、海洋波力、海洋温度差、もしくは潮流を含むがこれらに限定されない、再生可能資源または持続可能資源に由来する電力の生産、発電、もしくは貯蔵、ならびに関連する送電線。

(ii) 本条の適用上、「関連する送電線」とは、(i)に記載された施設からの電力の連系または送電に必要な送電線をいう。

(iii) (i) にかかわらず、本号は、原子力による電力の生産または発電を除外する。

(B) 化石燃料原料に由来しないクリーン水素の生産、生成、貯蔵、輸送、もしくは配給。

(C) マイクログリッドおよび関連インフラの開発、建設、または設置。本目の適用上、「マイクログリッド」とは、公益事業法第8370条第(d)項において定義されるマイクログリッドをいう。

(D) エネルギー生産、製造、もしくは精製施設を含むがこれらに限定されない排出源からの、恒久的な隔離のための二酸化炭素排出の回収、輸送、もしくは貯蔵。

(E) 州機関の承認を必要とする売却、賃貸借、譲渡、抵当権設定、またはその他の処分もしくは担保権設定を通じた当該施設、資産、もしくは構成要素の資金調達を含め、独立系統運用機関によって承認された送電計画プロセスにおいて、または第25302条に従って採択された統合エネルギー政策報告書において特定された、送電または配電システムの構成要素の開発、建設、改修、または拡張。

(2) 「不可欠なクリーンエネルギー事業」は、第21183.5条に記載されたすべての労働要件を遵守するものとする。

(k) (1) 「不可欠な教育施設事業」とは、教育施設の取得、建設、拡張、改築、改修、改良、備品の備え付け、もしくは設備の整備をいう。

(2) 不可欠な教育施設事業は、第21183.5条に記載されたすべての労働要件を遵守するものとする。

(l) 「不可欠な住宅事業」とは、次のすべてをいう：

(1) 居住用住戸のみ。

(2) 複合用途開発物件。

(3) 政府法典第65582条において定義される過渡的住宅、緊急シェルター、または支援付き住宅。

(4) 保健安全法第50199.7条第(h)項において定義される農業労働者住宅。

(5) 集団生活居住施設、すなわち、通常は各部屋または各住戸に独立した厨房または浴室設備を備えず、世帯として同居していない者による居住の用に供するために設計された、または当該居住の用を満たす、建物またはその一部。この用途には、女性修道院、男性修道院、およびその他の団体向け住宅が含まれるが、これらに限定されない。

(6) 学生用住戸。本号の適用上、「学生用住戸」とは、学生が使用することを意図したあらゆる居住用住戸または集団生活居住施設であって、寄宿舎形式の学生住宅およびユニット形式の学生住宅を含むがこれらに限定されないものをいう。

(7) (A) 高齢者用住戸。本号の適用上、「高齢者用住戸」とは、規模を問わず、55歳以上の者による入居を意図したあらゆる居住用住戸または集団生活居住施設であって、次のものを含むがこれらに限定されないものをいう：(i) 世代間住宅開発物件；(ii) 高齢者集合住宅；(iii) 民法第51.3条第(b)項第(4)号において定義される高齢者住宅開発物件；(iv) 保健安全法第1569.2条第(o)項第(1)号において定義される高齢者向け住宅型生活支援施設；ならびに(v) 保健安全法第1771条第(c)項第(10)号において定義される継続介護付きリタイアメントコミュニティ。

(B) 本号は、公的機関がそのゾーニング条例その他の法律に基づき高齢者住宅の土地利用を非住宅用として分類する権限を制限するものと解釈してはならない。ただし、高齢者用住戸は、政府法典第65589.5条第(h)項第(2)号に従って「住宅開発事業」に該当するものとする。

(8) 分譲地または民法第4100条において定義される共同利益開発物件であって、居住用住戸もしくは未造成の住宅用区画から構成されるもの。

(9) 既存の商業用建物の居住用への転換。

(m) 「不可欠な事業」とは、以下の要件をすべて満たす事業をいう：

(1) (A) 当該事業が、不可欠な住宅事業、不可欠な水事業、不可欠なクリーンエネルギー事業、不可欠な公衆衛生事業、不可欠な公共安全事業、不可欠なブロードバンドインターネット接続事業、不可欠な教育施設事業、または不可欠な交通事業であること。

(B) 不可欠な事業には、(A)に特定された事業に供するために公益事業者もしくは公的機関によって必要とされる、または事業全体の一部として不可欠な事業の申請に含まれる、関連および付帯するすべての公共、民間、および公益事業インフラならびに公共サービス施設が含まれ、これには当該事業に必要な公共および公益事業サービスならびにインフラを提供する電気、電気通信、ガス、水道、下水道、雨水、公共交通、警察、消防、および交通の整備が含まれる。本章の他の規定により、特定の労働基準が不可欠な事業に適用される場合、当該労働基準は、本目に記載された不可欠な事業の構成要素に適用されるものとする。

(2) 当該事業が、刑務所その他の拘禁施設を含まず、かつ、新たな石油もしくは天然ガス生産施設の開発を伴わないこと。

(n) (1) 「不可欠な公衆衛生事業」とは、医療施設をいう。

(2) 「不可欠な公衆衛生事業」は、第21183.5条に記載されたすべての労働要件を遵守するものとする。

(o) (1) 「不可欠な公共安全事業」とは、初動対応要員施設または山火事リスク低減事業をいう。

(2) (A) 「不可欠な公共安全事業」は、第21183.5条に記載されたすべての労働要件を遵守するものとする。

(B) 山火事リスク低減事業であり、植生管理、可燃物低減、防火帯の造成もしくは維持、または可燃物負荷の低減に限定され、かつ、公的機関が自らの職員を用いて直接実施するものは、当該事業に従事する当該公的機関の職員が、同等の賃金、訓練、および安全基準を定める労働協約またはその他の州公務員法の適用を受けている場合、本号を遵守したものとみなされるものとする。

(p) (1) 「不可欠な交通事業」とは、以下の双方をいう：

(A) California州憲法第XIX条第2節(a)項または(b)項に記載された事業。

(B) 電気自動車の充電および燃料補給インフラ。

(2) 「不可欠な交通事業」は、第21183.5条に記載されたすべての労働要件を遵守するものとする。

(3) 「不可欠な交通事業」には、道路および高速道路法第2704.01条において定義される高速列車、高速列車システム、回廊、もしくは使用可能な区間、または21世紀のための安全で信頼性の高い高速旅客列車公債法(道路および高速道路法第3部第20章(第2704条以降))のその他のいかなる構成要素も含まれない。

(q) (1) 「不可欠な水事業」とは、以下のいずれかを建設、拡張、修繕、交換、改善、または増強するためのあらゆる事業または行為をいう：(A) 保健安全法第116275条(h)項において定義される「公共水道システム」；(B) 公共水道システムに直接または間接に水を供給するシステム；または(C) 州の水レジリエンスポートフォリオにおいて概括的に記載され、かつ、その範囲内にあるシステム。

(2) 「不可欠な水事業」は、第21183.5条に記載されたすべての労働要件を遵守するものとする。

(3) 「不可欠な水事業」には、水法第79702条(f)項において定義されるDelta送水施設は含まれない。

(r) 「現行法」とは、以下をいう：

(1) 法律、規則、規程、基準、または条例に含まれる、正式に採択された法的要件であって、不可欠な事業の申請が公的機関に提出された日において存在し、かつ、効力を有していたもの。

(2) (A) 法律、規則、条例、基準、または規程に含まれる、正式に採択された法的要件であって、不可欠な事業の申請が公的機関に提出された日において効力を有していなかったが、主導機関が、当該特定の法律、規則、条例、基準、または規程を遵守することが、人命の安全に対する特定の有害な影響(重大で、定量可能であり、直接的かつ回避不能な人命の安全に対する影響であって、新技術もしくは新興技術、材料、または系統連系システムに関連する人命の安全に対する影響を含む)を軽減または回避するために必要であると認定し、かつ、当該認定が、客観的で、特定され、書面化された公共安全基準、政策、または条件に基づいているもの。主導機関は、本目に記載された認定を行った時から72時間以内に、申請者に通知するものとする。

(B) (A) に記載された認定は、(i) 本章に基づく不可欠な事業の環境審査が完了する時、または(ii) 当該事業について管轄権を有する機関に初回の建築許可申請もしくは計画審査書類一式が提出される時の、いずれか早い時より前に行われなければならない。

(3) California 消防法を含むがこれに限定されない California 建築基準法に対するあらゆる改定であって、(A) 本章に基づく不可欠な事業の環境審査が完了すること、または (B) 当該事業について管轄権を有する機関に初回の建築許可申請もしくは計画審査書類一式が提出されることの、いずれか早い方より前に効力を生ずるもの。

(s) 「実行可能」とは、経済的、環境的、法的、社会的、および技術的要因を考慮し、合理的な期間内に成功裏に達成できることをいう。

(t) (1) 「初動対応要員施設」とは、以下のすべてをいう：

(A) California 州、市、郡、統合市郡、共同権限機関、協議部族、または特別区が所有もしくは運営する消防署。

(B) 市、郡、統合市郡、共同権限機関、または特別区が所有もしくは運営する警察署または保安官署であって、刑務所その他の拘禁施設として使用される部分を除くもの。

(2) 「初動対応要員施設」には、以下のいずれも含まれない：

(A) 米国政府が所有、運営、または賃借するあらゆる施設。

(B) 移民収容施設または州刑務所として使用されるあらゆる施設。

(u) 「主導機関」とは、第21067条において定義される主導機関をいう。

(v) 「地方機関」とは、公的主体であって、本節において定義される「州機関」ではないものをいう。

(w) 「医療用オフィスビル」とは、事業・専門職法典第2部(第500条以降)に基づき免許、認証、もしくは登録を受け、またはその他の方法で業務を行うことを認められた医療従事者に対し、執務スペースを提供することを主たる機能とする建物をいう。

(x) 「医療施設」とは、以下のすべてをいう：(1) 保健安全法第1250条において定義される保健施設；(2) 保健安全法第1200条において定義される診療所；および (3) 医療用オフィスビル。

(y) (1) 「複合用途開発物件」とは、住宅用途および非住宅用途からなる開発物件であり、以下の条件のいずれかを満たすものをいう：

(A) 新築もしくは用途転換される延べ床面積の3分の2以上が住宅用途に指定されていること。

(B) 新築もしくは用途転換される延べ床面積の50パーセント以上が住宅用途に指定されており、かつ、当該事業が以下の双方を満たすこと：

(i) 当該事業に、500戸以上の純増となる新規住宅戸数が含まれること。

(ii) 当該事業のいかなる部分も、ホテル、モーテル、ベッド・アンド・ブレイクファスト・イン、その他の短期滞在用宿泊施設としての用途に指定されていないこと。ただし、保健安全法第50519条において定義される住宅用ホテルとしての用途に、当該事業の一部が指定される場合を除く。

(C) 純増となる、または用途転換される延べ床面積の50パーセント以上が住宅用途に指定されており、かつ、当該事業が以下のすべてを満たすこと：

(i) 当該事業に、500戸以上の純増となる新規住宅戸数が含まれること。

(ii) 当該事業が、100,000平方フィート以上の非住宅用途の解体または住宅用途への用途転換を伴うこと。

(iii) 当該事業が、敷地内の既存の非住宅用途の50パーセント以上を解体すること。

(iv) 当該事業のいかなる部分も、ホテル、モーテル、ベッド・アンド・ブレイクファスト・イン、またはその他の短期滞在用宿泊施設としての用途に指定されていないこと。ただし、保健安全法第50519条において定義される住宅用ホテルとしての用途に、当該事業の一部が指定される場合を除く。

(2) 本項の適用上、非住宅用途には、いかなる重工業、採掘、港湾、精製所、もしくは有害物質の使用または指定も含まれないものとする。

(3) 複合用途開発物件に含まれる非住宅用途と、敷地外の既存の住宅用途との間に必要とされる最小距離は、州法によって決定されるものとする。

(z) 「公的機関」とは、California 規則集第14編第15379条において定義される公的機関；責任機関；地方機関；州機関；主導機関；地方機関設立委員会；市；郡；市郡；特別区；共同権限機関；または全州規模、地方規模、もしくは地域規模のいずれの性質のものであるかを問わず、州法もしくは地方法に基づいて創設されたその他いかなる政府機関をもいう。

(aa) 「住民参加手続」とは、第21016条、第21018条、第21020条、第21021条、第21023条、および第21024条に規定される住民参加手続をいう。

(ab) 「責任機関」とは、California 規則集第14編第15381条において定義される責任機関をいう。

(ac) 「州機関」とは、政府法典第8557条(a)項において定義される州機関、および政府法第11121条において定義されるあらゆる州の機関をいう。

(ad) 「州CEQAガイドライン」とは、California 規則集第14編第6部第3章(第15000条以降)をいう。

(ae) 「実質的証拠」とは、たとえ他の結論に至る可能性もあるとしても、ある結論を支持する公正な主張を成り立たせることができるほど十分な、関連情報および利用可能な情報から導き出される合理的な推論をいう。

(af) 「部族文化資源」には、以下のいずれかが含まれる：

(1) 聖別された墓地、インディアン墓地、もしくは協議部族の埋葬地を含む、敷地、特徴物、場所、文化的景観、もしくは聖地、または協議部族にとって文化的価値を有する物品であって、以下のいずれかに該当するもの：

(A) California 歴史資源登録簿もしくは国家歴史登録財に登録されているか、または登録される資格を有するもの。

(B) 第5020.1条において定義される地方歴史資源登録簿に登録されているもの。

(C) 第5097.94条または第5097.96条に基づき、ネイティブ・アメリカン遺産委員会により聖地として特定されたもの。

(D) 連邦国家歴史保存法第101条(合衆国法典第54編第300101条以降)に基づき、内務長官により承認された部族歴史保存担当官が管理する部族政府登録簿に登録されているもの。

(2) 当該景観がその規模および範囲に関して地理的に定義されている範囲で、(1)の基準を満たす文化的景観。

(3) 第21084.1条に記載される歴史資源、第21083.2条(g)項において定義される固有の考古学的資源、または第21083.2条(h)項において定義される「固有でない考古学的資源」であって、(1)の基準に適合するもの。

(ag) 「山火事リスク低減事業」とは、住宅用もしくは商業用の構造物、またはその両方に対する山火事リスクを低減する活動をいう。「山火事リスク低減事業」には、以下が含まれるが、これらに限定されない:電気事業者の電線、道路、およびインフラの交換、強化、または地中化;植生管理;可燃物削減;住宅の耐火強化;防火帯および進入路の造成または維持管理;ならびに可燃物負荷の低減。

第8節 本章の解釈および一般規定

第21029条 本章の解釈

(a) 不可欠な事業の利益、ならびにその承認および実現に最大限の重きを置いて本章が解釈され、かつ、実施されることは、California州民の方針である。

(b) (1) 裁判所が、一般に認められた法律解釈の準則に従い、不可欠な事業に対し、本部または州CEQAガイドラインに明示的に定められているものを超える手続上もしくは実体上の要件を課すような方法で、本部または州CEQAガイドラインを解釈しないことは、California州民の意図である。

(2) さらに、本項が裁判所により第21083.1条の指示に従い解釈され、かつ、適用されるとともに、第21083.1条と同一事項に関するものとして解釈され、それにより、本項が、法律上認められる最大限の限度において、本章により明示的に認められていない判決を下し、または救済措置を課す裁判所の権限を制約することは、California州民の意図である。

第21030条 州全体の関心事項

California州民は、ここに、住宅、クリーンエネルギー、水、交通、ブロードバンドインターネット、教育施設、公衆衛生インフラ、および公共安全インフラの適切性、利用可能性、および負担可能性がCaliforniaの人口および経済の

需要に応えるには不十分であることから、本章に規定される不可欠な事業の審査および承認の合理化が州全体の関心事項である旨を宣言する。したがって、California州は、ここに、本章に規定される不可欠な事業の審査および承認の領域において、当該分野を先占する。

第21031条 法令の参照

(a) (b) 項に定める場合を除き、本章外において法典化された州の制定法もしくは規則に対するすべての参照は、当該日後に生じるその後のいかなる改正、廃止、日没失効、または失効にかかわらず、2025年12月31日時点において存在していた当該制定法および規則を指す。

(b) 労働法第218.9条に対する参照は、2026年1月1日時点において存在していた当該条を指す。

第21032条 可分性

本章の規定は可分である。本章のいずれかの部分、条、項、号、目、細分、小細分、文、句、語、または適用が、管轄権を有するいずれかの裁判所の判決により理由の如何を問わず無効と判断された場合、当該判決は、本章の残余の部分の効力に影響を及ぼさないものとする。California州民は、ここに、本章のいずれかの構成部分もしくはその適用がその後無効と宣言されるか否かにかかわらず、無効または違憲と宣言されていない本章、ならびにそのすべての部分、条、項、号、目、細分、小細分、文、句、語、および適用を採択していたであろう旨を宣言する。

21033. 施行日

本章は、California州憲法第II条第10節(a)項に定めるところにより施行されるものとし、当該施行日において、すべての不可欠な事業に係る、公的機関および裁判所による係属中および将来のすべての審査ならびに手続に適用されるものとする。

21034. 改正

州議会は、州議会の各議院において議事録に記録された点呼投票により総議員の3分の2の賛成を得て可決された法律により、当該法律が本章と整合し、かつ、本章の目的を促進するものであることを条件として、本章を改正することができる。本章の改正を図るいかなる法案も、州議会のいずれかの議院における可決前少なくとも12営業日の間、当該法案が最終形態で印刷されて州議会議員に配布され、かつ、インターネット上に公開されていない限り、可決されること、または法律となることはできない。

第2条 抵触する法案。

本発議法案、および本法において定義される不可欠な事業の審査または承認に関する他の1つもしくは複数の法案が、同一の全州選挙の投票用紙に記載される場合、当該他の1つもしくは複数の法案は、本法案と抵触するものとみなされるものとする。本発議法案がより多数の賛成票を獲得した場合、本法案の規定が全面的に優先するものとし、当該他の1つもしくは複数の法案の規定は無効となるものとする。

第3条 広範な解釈。

本法は、その意図および目的を有効たらしめるため、広範に解釈されるものとする。

第4条 法的防御。

本条は、有権者の意思を擁護することを拒む州の政治家によって、州民の貴重な発議権が不当に無効とされることのないよう確保することを目的とする。したがって、本法がCalifornia州の有権者により承認され、かつ、その後、本法の範囲もしくは適用をいかなる形であれ制限しようとし、または本法がその全部もしくは一部において州法もしくは連邦法に違反すると主張する法的な異議申立てを受け、かつ、知事および司法長官の双方がCalifornia州を代表して可能な限り最大限に本法を擁護することを拒む場合、以下の措置が講じられるものとする：

(a) 政府法典第2編第3部第2篇第6章(第12500条以降)またはその他のいかなる法律に含まれる相反する規定にもかかわらず、司法長官は、California州を代表して実行可能な最大限の範囲で本法を忠実かつ精力的に擁護するため、独立した訴訟代理人を任命するものとする。

(b) 司法長官は、独立訴訟代理人を任命し、または交代させる前に、当該独立訴訟代理人の適格性を判断するにあたり相当の注意を尽くすものとし、かつ、当該独立訴訟代理人が可能な限り最大限に本法を忠実かつ精力的に擁護する旨の書面による確約を当該独立訴訟代理人から取得するものとする。当該書面による確約は、請求があったときは直ちに一般に公開されるものとする。

(c) 有権者の意思にもかかわらず知事および司法長官が本法の擁護を行わない場合において、その擁護を支援するため、California州を代表して可能な限り最大限に本法を忠実かつ精力的に擁護する独立訴訟代理人を起用する費用を賄うために必要な額において、会計年度にかかわらず、一般会計から主計官に対し、ここに継続的歳出予算が計上されるものとする。